

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成30年9月28日
- 【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド
(Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 グレン・ソープ
(Glenn Thorpe)
- 【本店の所在の場所】 英国、EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート 133、
ピーターバラ・コート
(Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB,
United Kingdom)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）
- ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
(GOLDMAN SACHS UNIT TRUST (IRELAND))
- GOLDMAN SACHS US\$ FUND)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド受益証券100億アメリカ
合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ド
ル」という。）（約1兆1,101億円）を上限とする。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし
(注)米ドルの円貨換算は、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.01円）による。以下別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年6月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により追加訂正するため、また、ファンドの設立地における目論見書の更新に伴いこれらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

() 半期報告書提出による訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	3 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産 投資有価証券の主要銘柄		投資有価証券の主要銘柄	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加 または 更新
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)(Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)(以下「ファンド」という。))は、現在、ゴールドマン・サックス・米ドルファンド(Goldman Sachs US\$ Fund(以下「米ドル・ポートフォリオ」という。))の1つのポートフォリオから成る。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2018年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
外国投資法人 (ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド)	アイルランド	473,763,119	100.02
現金・預金・その他資産(負債控除後)		- 110,880	- 0.02
合計(純資産総額)		473,652,239 (52,580百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) ファンドは、投資対象ファンドを2018年9月末付けでゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドに変更した。

(注3) 米ドルの円貨換算は、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.01円)による。

[次へ](#)

投資有価証券の主要銘柄

(2018年7月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	数量 (口数)	取得原価(ドル)		時価(ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	アイルランド	外国投資法人	473,763,119	1.00	473,763,119	1.00	473,763,119	100.02

[次へ](#)

(2) 運用実績

純資産の推移

2018年7月末日前1年間の各月末の純資産の推移は次の通りである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2017年8月末日	479,872	53,271	0.01	1.1101
9月末日	478,949	53,168	0.01	1.1101
10月末日	474,081	52,628	0.01	1.1101
11月末日	472,400	52,441	0.01	1.1101
12月末日	478,876	53,160	0.01	1.1101
2018年1月末日	491,048	54,511	0.01	1.1101
2月末日	515,658	57,243	0.01	1.1101
3月末日	505,268	56,090	0.01	1.1101
4月末日	502,354	55,766	0.01	1.1101
5月末日	498,017	55,285	0.01	1.1101
6月末日	486,403	53,996	0.01	1.1101
7月末日	473,652	52,580	0.01	1.1101

分配の推移

期間	分配金(注)
直近の1年間 (2017年8月1日 - 2018年7月31日)	1口当たり0.000104米ドル(0.011545円)

(注) 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額である。

収益率の推移

期間	収益率(注)
直近の1年間 (2017年8月1日 - 2018年7月31日)	1.04%

(注) ファンドは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の期間末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

2 販売及び買戻しの実績

2018年7月31日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年7月31日現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
直近の1年間 (2017年8月1日 - 2018年7月31日)	20,724,100,122 (20,724,100,122)	20,232,145,525 (20,232,145,525)	47,472,272,737 (47,472,272,737)

(注) ()内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

< 参考情報 >

投資有価証券の主要銘柄 (2018年7月末日現在)

銘柄名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド ^{DB}
国名	アイルランド
種類	外国投資法人
投資比率 (%)	100.02

(注) ファンドは、投資対象ファンドを2018年9月28日付けでゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー・ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドに変更しました。

実質的な上位10銘柄 (2018年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1	WELLS FARGO SECURITIES LL REPURCHASE AGREEMENT 1.930000 Aug 01 2018	買戻条件付取引	1.93	2018年8月1日	7.66
2	BNP BILATERAL REPO 1.94 08/01/18	買戻条件付取引	1.94	2018年8月1日	4.06
3	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	定期預金	1.90	2018年8月1日	3.38
4	ING BANK NV CL 2.200000 Aug 01 2018	買戻条件付取引	2.20	2018年8月1日	2.93
5	SOCIETE GENERALE PARIS CL 2.020000 Aug 01 2018	買戻条件付取引	2.02	2018年8月1日	2.70
6	NORDEA BANK AB	定期預金	1.90	2018年8月1日	2.70
7	DNB BANK ASA	定期預金	1.90	2018年8月1日	1.97
8	NATIONAL BANK OF KUWAIT S.A.K.P	定期預金	1.92	2018年8月1日	1.80
9	CREDIT AGRICOLE CIB REPURCHASE AGREEMENT 1.940000 Aug 01 2018	買戻条件付取引	1.94	2018年8月1日	1.69
10	ROYAL BANK OF CANADA	定期預金	1.91	2018年8月1日	1.35

●上記は、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー・ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄の比率です。

順位	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1	CREDIT AGRICOLE CIB RP 1.920000 Aug 01 2018	買戻条件付取引	1.92	2018年8月1日	8.24
2	BNP PARIBAS, S.A. RP 05/18/2016	買戻条件付取引	1.93	2018年8月30日	6.63
3	UNITED STATES TREASURY BILL 0% 12/13/2018	米国債	0.00	2018年12月13日	6.20
4	HSBC SECURITIES (USA) INC RP 1.910000 Aug 01 2018	買戻条件付取引	1.91	2018年8月1日	6.09
5	UNITED STATES TREASURY FLOATIN FRN 10/31/2018	政府発行債	2.15	2018年10月31日	5.52
6	THE BANK OF NOVA SCOTIA (RP 1.910000 Aug 01 2018	買戻条件付取引	1.91	2018年8月1日	5.37
7	Societe Generale RP 1.910000 Aug 01 2018	買戻条件付取引	1.91	2018年8月1日	5.37
8	UNITED STATES TREASURY BILL 0% 12/20/2018	米国債	0.00	2018年12月20日	4.73
9	BARCLAYS CAPITAL INC RP 1.910000 Aug 01 2018	買戻条件付取引	1.91	2018年8月1日	4.66
10	UNITED STATES TREASURY FLOATIN FRN 01/31/2019	政府発行債	2.12	2019年1月31日	4.38

●上記は、2018年7月末日現在におけるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー・ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの上位10銘柄の比率です。

純資産総額および7日間平均年換算利回り(税引前)の推移



分配の推移 (1口当たり、税引前)

会計年度	分配金(米ドル)
第10会計年度(2008年1月1日～2008年12月31日)	0.000201
第11会計年度(2009年1月1日～2009年12月31日)	0.000013
第12会計年度(2010年1月1日～2010年12月31日)	0.000001
第13会計年度(2011年1月1日～2011年12月31日)	0.000001
第14会計年度(2012年1月1日～2012年12月31日)	0.000001
第15会計年度(2013年1月1日～2013年12月31日)	0.000001
第16会計年度(2014年1月1日～2014年12月31日)	0.000001
第17会計年度(2015年1月1日～2015年12月31日)	0.000001
第18会計年度(2016年1月1日～2016年12月31日)	0.000018
第19会計年度(2017年1月1日～2017年12月31日)	0.000073
直近1年累計(2018年7月末日まで)	0.000104
設定来累計(2018年7月末日まで)	0.003007

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
●分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額です。
●設定来累計は、四捨五入のため各会計年度の分配金の合計と一致しない場合があります。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2018年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.01円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産および負債の状況

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
財政状態計算書（未監査）
2018年6月30日現在

	注記	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c) , 6	485,977,581	53,948,371	478,680,952	53,138,372
未収収益	3 (b)	874,993	97,133	591,413	65,653
その他の資産		6,452	716	47,429	5,265
資産合計		<u>486,859,026</u>	<u>54,046,220</u>	<u>479,319,794</u>	<u>53,209,290</u>
負債					
未払分配金	10	38,899	4,318	38,151	4,235
未払管理会社報酬	7	4,038	448	4,005	445
未払投資顧問報酬	7	142,744	15,846	100,109	11,113
未払管理事務代行報酬	7	2,975	330	1,075	119
未払受託報酬	7	9,603	1,066	7,960	884
未払販売報酬	7	123,995	13,765	102,682	11,399
未払代行協会員報酬	7	24,842	2,758	23,884	2,651
未払名義書換事務代行報酬	7	-	-	51,295	5,694
未払監査報酬		8,246	915	17,719	1,967
未払弁護士報酬		29,993	3,330	45,230	5,021
未払印刷費		45,656	5,068	29,080	3,228
その他の負債		25,300	2,809	22,452	2,492
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		<u>456,291</u>	<u>50,653</u>	<u>443,642</u>	<u>49,249</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	8 , 9	<u>486,402,735</u>	<u>53,995,568</u>	<u>478,876,152</u>	<u>53,160,042</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 包括利益計算書（未監査）
 2018年6月30日終了期間

	注記	2018年6月30日終了期間		2017年6月30日終了期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取配当金および受取利息	3 (b)	4,647,585	515,928	2,626,688	291,589
投資純収益		<u>4,647,585</u>	<u>515,928</u>	<u>2,626,688</u>	<u>291,589</u>
費用					
管理会社報酬	7	24,793	2,752	22,888	2,541
投資顧問報酬	7	805,078	89,372	457,722	50,812
管理事務代行報酬	7	15,087	1,675	15,116	1,678
受託報酬	7	9,917	1,101	9,917	1,101
販売報酬	7	743,410	82,526	457,722	50,812
代行協会員報酬	7	49,556	5,501	45,768	5,081
名義書換事務代行報酬	7	45,567	5,058	43,183	4,794
監査報酬		9,000	999	7,821	868
弁護士報酬		29,079	3,228	41,634	4,622
印刷費		25,842	2,869	17,221	1,912
その他の費用		529	59	2,498	277
費用合計		<u>1,757,858</u>	<u>195,140</u>	<u>1,121,490</u>	<u>124,497</u>
投資顧問報酬 / 販売報酬放棄額	7	-	-	-	-
運用費用合計		<u>1,757,858</u>	<u>195,140</u>	<u>1,121,490</u>	<u>124,497</u>
運用利益		<u>2,889,727</u>	<u>320,789</u>	<u>1,505,198</u>	<u>167,092</u>
財務費用					
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	10	(2,889,727)	(320,789)	(1,505,198)	(167,092)
財務費用合計		<u>(2,889,727)</u>	<u>(320,789)</u>	<u>(1,505,198)</u>	<u>(167,092)</u>
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		-	-	-	-

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)
 2018年6月30日終了期間

	注記	2018年6月30日終了期間		2017年6月30日終了期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		478,876,152	53,160,042	417,714,843	46,370,525
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	130,690,304	14,507,931	129,710,404	14,399,152
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(123,163,721)	(13,672,405)	(67,768,839)	(7,523,019)
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		486,402,735	53,995,568	479,656,408	53,246,658

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 財務書類に対する注記（未監査）
 2018年6月30日終了期間

1. 組織

ゴールドマン・サックス・MMF（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託である。アイルランド中央銀行は、2011年欧州共同体規則（譲渡性のある有価証券への集団投資事業）（改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づき、ファンドを認可した。

ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（以下「GSAMGS」という。）を管理会社に任命している。管理会社が請け負い、権限を委任する機能については、重要な契約および関連当事者の注記を参照のこと。

ファンドは、信託証書に従って、BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド（以下「受託会社」という。）をファンドの受託会社に任命している。

2018年6月30日現在、ファンドは1つのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（以下「ポートフォリオ」という。）を保有しており、このポートフォリオはその資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の表に詳述されているマスター・ファンドに投資している。

ポートフォリオ	通貨	マスター・ファンド	ポートフォリオの運用開始日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（以下「ポートフォリオ」という。）	米ドル	ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「マスター・ファンド」という。） - Xディストリビューション・クラス	1999年4月30日

マスター・ファンドは、アイルランド法に基づき組成された有限責任のオープン・エンド型投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであり、かつ、UCITSとしてアイルランド中央銀行により認可されている。マスター・ファンドの年次報告書および半期報告書、ならびに監査済財務書類および中間財務書類は、管理事務代行会社から入手することができる。

2. 投資目的

ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するマスター・ファンドにその資産のすべてまたは実質的にすべてを投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的としている。ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるか、または現金等価物（譲渡性預金証書、定期預金および経済協力開発機構（OECD）加盟国の政府証券、要求払約束手形、変動利付要求払手形もしくは短期融資契約などの金融商品を含む）に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はポートフォリオの純資産価額の10%を超えないとの理解である。

3. 重要な会計方針

(a) 財務書類の作成基準

本財務書類はファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。管理会社は、この通貨がファンドの対象となる取引、事象および状況による経済的影響を最も正確に示すものとみなしている。本財務書類の作成は、FRS第102号およびFRS第104号、1990年ユニット・トラスト法で構成されるアイルランド制定法、ならびにUCITS規則に従っている。本財務書類は継続企業の前提に基づき作成されている。

本財務書類の作成にあたり、管理会社の取締役は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。管理会社の取締役が公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定を行うことを要求された場合については、財政状態計算書の負債項目および注記4を参照のこと。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な外観を提供する財務書類の作成において適用される会計基準であるFRS第102号は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、財務報告評議会により発行されたものである。

本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、FRS第102号セクション3「財務諸表の表示」を適用しているため、管理会社は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの性質をより適正に反映していると考えている。管理会社は、上記の点が変更された本財務書類は、1990年ユニット・トラスト法によって要求される情報を提供していると考えている。

(b) 投資取引および関連投資収益ならびに運用費用

投資取引は取引日基準で計上される。実現損益は加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の期間にわたり計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、当該投資の期間にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税（もしあれば）控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資および評価

企業は、F R S 第102号に基づき、すべての金融商品の会計処理について、以下のいずれかを適用することが要求されている。(a) F R S 第102号のセクション11「基本金融商品」およびセクション12「その他の金融商品に関する事項」のすべての要件、(b) 欧州連合において使用が選択された国際会計基準(以下「I A S」という。)第39号「金融商品：認識および測定」(以下「I A S 第39号」という。)の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件、(c) 国際財務報告基準(以下「I F R S」という。)第9号「金融商品」(以下「I F R S 第9号」という。)の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件。ファンドは、I A S 第39号の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件を適用することを選択している。

分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産もしくは金融負債は、売買目的保有に分類された、または損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産もしくは金融負債である。売買目的保有に分類された金融投資には、集団投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されない金融負債には、未払金および買戻可能受益証券から生じる金融負債が含まれる。

認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識している。金融資産および金融負債の購入および売却は取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、またはファンドが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

公正価値測定の原則

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はI A S 第39号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は、取引価格で当初計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損(もしあれば)控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残存価額に対する投資家の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って算定される。

(1) 集団投資スキームに対する持分

UCITS集団投資スキーム等のオープン・エンド型集団投資スキームへの投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、マスター・ファンドの評価方針に従いマスター・ファンドが提供する1口当り純資産価格に基づいている。

(2) すべての有価証券

第三者の値付機関もしくはディーラーから時価が入手できない、または取引値が著しく不正確であると判断される場合、当該投資の公正価値は評価技法を用いて算定される。評価技法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資有価証券の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

かかる有価証券およびデリバティブは、評価者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。2018年6月30日終了期間および2017年12月31日終了年度における評価者はゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、評価はゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ（以下「IMDコントローラーズ」という。）によって実施された。

投資は、一般的に公正妥当と認められている会計原則に従い評価されており、公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定の使用が要求される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値の算定に評価者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、公正価値に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クローリング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の除却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣性項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益 / (損失) または未実現投資利益 / (損失) の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金宣言額は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能参加受益証券

ファンドが発行したすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるポートフォリオの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供している。

F R S 第102号セクション22「負債および資本」に準拠して、かかる受益証券は、買戻価額で財政状態計算書に金融負債として分類されている。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

4 . 評価者が算定した評価額

2018年6月30日および2017年12月31日現在、公正価値を算定するために見積りおよび仮定が利用された資産はなかった。

5 . 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法（改正済）第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランドの税金を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランドの税金を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、または受益証券の現金化、買戻しもしくは譲渡、受益証券の処分もしくは解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、その旨の関連宣言書をファンドに提出した者、および

(b) 一定のアイルランドの税金の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提出した者

以下は、課金事象に含まれない。

() アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済清算システムにおいて保有される受益証券に関する取引

() ファンドの受益者への支払いが行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換

() ファンドの適格な統合または再構築によって生じる、他のファンドとの受益証券の交換、または

() 配偶者や元配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が含まれる国の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ファンドの純資産価額（以下「NAV」という。）に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

F R S 第102号セクション34の修正に従って、ファンドは、公正価値測定を行うにあたり使用されたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーのレベルは以下のとおりである。

レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における無調整の公表価格。

レベル2 - 活発でない市場における公表価格、または重要なインプット（類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限定されない）が直接的または間接的のいずれかに関わらず観測可能な金融商品。公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定が含まれることがある。

レベル3 - （公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定も含めた）重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、F R S 第102号に従って公正価値で測定する金融商品の内訳を示している。

2018年6月30日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資有価証券 - 買建	485,977,581	-	-	485,977,581
合計	485,977,581	-	-	485,977,581

2017年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資有価証券 - 買建	478,680,952	-	-	478,680,952
合計	478,680,952	-	-	478,680,952

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

注記1に要約されているとおり、ファンドはザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全所有間接子会社であるGSAMGSを管理会社に任命している。GSAMGSは、日次で計上され毎月後払いで支払われる年間管理報酬を受領する資格を有している。当期において管理会社が稼得した金額は24,793米ドル（2017年6月30日：22,888米ドル）であった。

投資顧問会社および副投資顧問会社

管理会社はファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」という。）をファンドの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、マスター・ファンドについて稼得した報酬を含めたポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の平均純資産価額に対して、一定の年率で毎日計算される年間報酬を受領する資格を有している。

当期中の実効年率は、以下のとおりであった。

	2018年6月30日	2017年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	0.32%	0.20%

2018年6月30日および2017年6月30日終了期間における投資顧問報酬は、以下のとおりであった。

	2018年6月30日		2017年6月30日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	805,078米ドル	ゼロ米ドル	457,722米ドル	ゼロ米ドル

ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資に関して、マスター・ファンドが負担することとなっている年間の報酬および費用の総額は、0.05%を上限としている。Xディストリビューション・クラスに関して支払うべき投資運用報酬はない。

投資顧問会社および受託会社の報酬および費用ならびにマスター・ファンドの通常の運用および管理費用のポートフォリオの負担分を含む経常費用の総額は、現在、自主的に限度が設けられており、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額の年率0.85%を上限としている。

投資顧問会社は、ポートフォリオに関してプラスの正味利回りの維持を図るという自主的な方針に従っている。これは報酬の放棄および費用の払戻し等のさまざまな形式を通じて達成される。プラスの利回り目標は、投資顧問会社の裁量によりその時々で異なる可能性があり、かかる情報はポートフォリオの実際もしくははおおよその利回りを反映する手法でポートフォリオの受益者または一般に報告される可能性がある。利回り目標は、保証、パフォーマンスの保証または元本の保護とは解釈されない。ファンドの英文目論見書は、ポートフォリオの主要な投資リスク等の詳細を提供している。

包括利益計算書および財政状態計算書における投資顧問報酬/販売報酬放棄額は、費用の上限を設けた結果として放棄した金額、および/またはプラスの正味利回りを維持するために結果として放棄した金額により構成されている。

管理会社の取締役の報酬

バーバラ・ヒーリー氏は独立取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はない。管理会社は、独立取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対して年間報酬を支払う。

スティーブン・デービス氏、グレン・ソープ氏、マイケル・ホームズ氏およびシーラ・パテル氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドまたは管理会社から報酬を受け取っていない。

マイケル・ホームズ氏は2018年1月12日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。シーラ・パテル氏は2018年2月8日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。ジャッキー・オコナー氏は2018年8月1日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。

管理事務代行会社

ファンドおよび管理会社は、BNYメロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)に管理事務の責任を委任している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むファンドの業務の管理事務に対する責任を負っている。管理事務代行会社は、その業務に対してファンドの資産から毎月後払いで報酬を受領する。

2018年6月30日終了期間において、ファンドに関する管理事務代行報酬は、15,087米ドル(2017年6月30日:15,116米ドル)であった。

受託会社

ファンドは、信託証書に基づき、BNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッドをポートフォリオの受託会社に任命している。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとに保有されているポートフォリオの全資産の保護預りを行っている。受託会社は、その業務に対してファンドの資産から毎月後払いで報酬を受領する。

2018年6月30日終了期間において、ファンドに関する受託報酬は、9,917米ドル(2017年6月30日:9,917米ドル)であった。

販売会社および代行協会員

ファンドおよび管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「GSI」という。)を受益証券の販売会社に任命している。GSIは、ゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本におけるファンドの代行協会員に任命している。

ファンドは、日本における販売会社および代行協会員に対し、両任務の報酬として合わせて、ファンドの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額に対する一定の年率で、四半期毎の後払いで支払う。

当期中の実効年率は、以下のとおりであった。

	2018年6月30日	2017年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF		
販売報酬	0.30%	0.20%
代行協会員報酬	0.02%	0.02%

2018年6月30日および2017年6月30日終了期間における販売会社報酬および代行協会員報酬は、以下のとおりであった。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	2018年6月30日		2017年6月30日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
販売報酬	743,410米ドル	ゼロ米ドル	457,722米ドル	ゼロ米ドル
代行協会員報酬	49,556米ドル	ゼロ米ドル	45,768米ドル	ゼロ米ドル

名義書換事務代行会社

ファンドおよび管理会社は、管理会社と名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、RBCインベスター・サービス（アイルランド）リミテッド（以下「名義書換事務代行会社」という。）をファンドの登録・名義書換事務代行会社に任命している。名義書換事務代行会社がファンドに対して日々提供するサービスには、申込および買戻し注文の受理および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録簿の維持が含まれる。名義書換事務代行会社は、ファンドの純資産から四半期毎の後払いで報酬を支払われる。当期において名義書換事務代行会社が稼得した金額は45,567米ドル（2017年6月30日：43,183米ドル）であった。

評価者

2018年6月30日終了期間および2017年12月31日終了年度において、管理会社の取締役は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーを評価者の代理人に任命し、評価はIMDコントローラーズによって実施された。注記4も併せて参照のこと。

8. 資本

ポートフォリオの最低当初申込額は10.00米ドルである。最低継続投資額は0.01米ドルである。日本におけるすべての販売会社は、その裁量により、これらの額を上回る最低当初申込額および最低継続投資額を設定することができる。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ポートフォリオは必要に応じて買戻しに応じるための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

以下の表は、ポートフォリオの受益証券の変動を要約したものである。

	2017年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2018年6月30日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券（分配型）	47,887,615,232	13,069,030,323	(12,316,372,068)	48,640,273,487

	2016年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2017年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券（分配型）	41,771,484,296	21,101,112,501	(14,984,981,565)	47,887,615,232

9. 純資産価額（NAV）

以下の表は、ポートフォリオの純資産価額および受益証券1口当り純資産価格を要約したものである。

	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券（分配型）	486,402,735米ドル	0.01米ドル	478,876,152米ドル	0.01米ドル

	2016年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF		
米ドル受益証券（分配型）	417,714,843米ドル	0.01米ドル

10. 分配金

ファンドは、買戻可能参加受益証券保有者に対して、ポートフォリオの受益証券に関する配当金を毎日宣言し、分配することができる。ファンドが宣言した配当金は、各受益者の選択により、現金で支払われるか、または受益証券に再投資される。配当金の宣言に際して、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産は、かかる配当金の金額分減少する。

以下の表は、ポートフォリオが宣言した配当金を要約したものである。

	2018年6月30日	2017年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	2,889,727米ドル	1,505,198米ドル

11. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ポートフォリオは、ポートフォリオの資産のすべてまたは実質的にすべてをマスター・ファンドに投資している。

マスター・ファンドを通じたポートフォリオの投資活動により、ポートフォリオは、金融投資ならびにポートフォリオおよびマスター・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスク（以下「投資リスク」という。）にさらされている。

ポートフォリオの投資ポートフォリオは、期末日現在、集団投資スキームから構成されている。管理会社の取締役は、ポートフォリオの投資リスクを管理するために投資顧問会社を任命している。マスター・ファンドを通じてポートフォリオがさらされる金融リスクのうちで主要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

マスター・ファンドの資産配分は、マスター・ファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。マスター・ファンドの投資目的の達成は、リスクを伴うものである。マスター・ファンドの投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、マスター・ファンドのリスク管理方針に従ってモニターされる。

ポートフォリオに関連して採用されているリスク管理方針の概要は、以下のとおりである。

(a) 市場リスク

ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資の公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- () 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートのボラティリティの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- () 金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- () その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、投資の公正価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

マスター・ファンドの市場リスク戦略はマスター・ファンドの投資リスクとリターン目標によって決定される。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理されている。マスター・ファンドの投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定(すなわち見通し)トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、マスター・ファンドの投資顧問会社が選択した市場リスクについて独立してモニタリング、分析および報告を行う責任を負っている。IMD MRAは、感応度を含め、市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、半年に1回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のポートフォリオの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表において開示されている。

・ 通貨リスク

ポートフォリオが投資するマスター・ファンドは、当該ポートフォリオの機能通貨建て資産にのみ投資しているため、通貨リスクに対するエクスポージャーを有していない。

・ 金利リスク

ポートフォリオが投資するマスター・ファンドは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、マスター・ファンドの投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現在の金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポン・レートおよび満期日とあわせてマスター・ファンドの投資有価証券明細表に開示されている。

期末日現在、ポートフォリオの唯一の投資先は、マスター・ファンドであった。マスター・ファンドは、満期日までの加重平均最長期間が60日間のマネー・マーケット・ファンドである。基礎となるマスター・ファンドに対する投資の性質上、マスター・ファンドのNAVは金利およびその他の市況の変動に対して非常に感応度が低いと予想されている。しかし、基礎となるマスター・ファンドの利回りは、オーバーナイトレートおよび他の現在のマネー・マーケットのベンチマークの変動と一致して変動すると予想している。

．その他の価格リスク

その他の価格リスクとは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券もしくはその発行体に固有の要因、または市場における金融投資に影響を及ぼす他の何らかの要因により発生する。

ポートフォリオの集団投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用される集団投資スキームの評価方針に従い集団投資スキームが提供する1口当り純資産価格に基づいている。集団投資スキームの資産は、一般的に独立した第三者の管理事務代行会社またはその他のサービス提供会社により評価されると予想されるが、集団投資スキームの一部の有価証券またはその他の資産は、容易に確認することができる市場価格がない状況が発生する可能性がある。そのような場合、関連する集団投資スキームの管理会社は、かかる有価証券または金融商品の評価を要求される可能性がある。

ポートフォリオは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてマスター・ファンドの投資顧問会社によって管理される。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ポートフォリオが現金またはその他の金融資産の受渡しによって決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下するおそれがあるのは、担保付および/もしくは無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、または予測できない現金もしくは担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、またはポートフォリオもしくは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ポートフォリオの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資は、ポートフォリオにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これには、ポートフォリオが受益者に申し出る買戻日より買戻しの頻度が低くなるが含まれる。

ポートフォリオは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。ポートフォリオは、通常の流動性のニーズを満たすのに十分であると投資顧問会社が判断した流動性の高い投資を含めるよう管理されているが、ポートフォリオの受益証券の大規模な買戻しによって、ポートフォリオは通常の買戻し資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速に投資を流動化することが要求される可能性があり、その関係でポートフォリオが取得した基礎となる投資の流動性が変動してポジションにマイナスの影響を与える可能性がある。買戻しに応じるために流動性の高い資産をさらに売却した場合、これらの要因により、買戻される受益証券の価値、残存する受益証券の評価およびポートフォリオの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ポートフォリオの英文目論見書は、受益証券を毎日発行し、毎日買戻しを行うことを規定している。ポートフォリオは、そのため、受益者の買戻しに応じるための流動性リスクを負っている。

2018年6月30日現在、ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資は、マスター・ファンドの純資産の1.17%（2017年12月31日現在：1.08%）を占めている。

以下の表は、ポートフォリオの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
受益者 1 ¹	39.96%	受益者 1 ¹	38.59%
受益者 2 ¹	21.58%	受益者 2 ¹	21.20%
受益者 3 ¹	18.45%	受益者 3 ¹	19.00%
その他の受益者 ¹	20.01%	その他の受益者 ¹	21.21%
合計	100.00%	合計	100.00%

1 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2018年6月30日の受益者1は2017年12月31日の受益者1と同一ではない可能性がある。

2018年6月30日および2017年12月31日現在、すべての金融負債は期末から3ヶ月以内に支払期限の到来するものであった。

(c) 信用リスク

信用リスクおよび相手方リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行しないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための手続が実施されている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の両方を評価する。承認された相手方の信用リスクはその後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

ポートフォリオ、およびポートフォリオが投資するマスター・ファンドは、受託会社の破綻、管理、清算または債権者からのその他の法的保護（以下、「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

- () 受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
- () 受託会社がファンドと合意している手続（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
- () 信託に保管されている有価証券のうち適切に分離されていないために受託会社側で識別がなされていない有価証券（以下、「信託資産」という。）、または受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の一部もしくはすべての損失
- () 受託会社による不適切な口座管理に起因する、もしくはインソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む、関連する信託資産および/または顧客資金の識別および譲渡の過程に起因する資産の一部もしくはすべての損失
- () 残高譲渡の受領および関連資産に対する支配の回復が長期的に遅延することに起因する損失

インソルベンシーは、ポートフォリオの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより、管理会社の取締役が純資産価額の計算および受益証券の取引を一時的に停止させる可能性がある。

2018年6月30日および2017年12月31日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、集団投資スキームへの投資およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

報告日現在における信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下のとおりである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
資産	米ドル	米ドル
集団投資スキーム	485,977,581	478,680,952
未収収益	874,993	591,413
その他の資産	6,452	47,429
資産合計	486,859,026	479,319,794

以下の表は、2018年6月30日および2017年12月31日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体を示している。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF		2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
名称	関係	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド-Xディストリビューション・クラス ¹	集団投資スキームの相手方	99.91%	99.96%

1 ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド

(d) 追加的リスク

() 集中リスク

ポートフォリオは限られた数の投資および投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が限られることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引の処理手続および決済ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ（訳者注：原文のページ）に記載されているファンドのサービス提供会社（副保管会社を含む）は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社によって定期的に行われる。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資する特定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上される。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対するファンドの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ポートフォリオに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、NAVはファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

12. 現金および当座借越

2018年6月30日および2017年12月31日現在、現金および当座借越は発生していなかった。

13. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS第102号セクション7「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

14. ポートフォリオ変動計算書

「ポートフォリオの重大な変動」は、期中において購入価額合計の1%を超えた有価証券の購入額総計、および売却価額合計の1%を超えた売却額総計を反映している。「ポートフォリオの重大な変動」は、24ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている。

15. ソフト・コミッション

ポートフォリオは、2018年6月30日および2017年6月30日終了期間において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約も締結していない他、調査および/または取引に関するコミッションの支払いもなかった。

16. 英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2016年9月30日付で発行された。

17. 偶発債務

2018年6月30日および2017年12月31日現在、偶発債務はなかった。

18. 当期中の重要な事象

マイケル・ホームズ氏は2018年1月12日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。

シェイラ・パテル氏は2018年2月8日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。

19. 後発事象

ポートフォリオに様々な変更を行い、そのうち特定の変更について受益者による承認を得るために2018年9月3日に臨時総会を招集するという提案を記載した通知が2018年8月6日に全受益者宛てに送付された。変更案は以下のとおりである。

1. ポートフォリオの投資目的および投資方針を変更し、その純資産の少なくとも90%（100%を上限とする）をゴールドマン・サックス・US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「新マスター・ファンド」という。）に投資するようにする。新マスター・ファンドの投資方針および購入有価証券の詳細は、受益者への通知に記載されている。
2. ポートフォリオの報酬および費用の年額合計の上限をポートフォリオの純資産の年率0.85%から0.70%に引き下げる。
3. 新マスター・ファンドの評価時点と一致させるために、ポートフォリオの評価時点をアイルランド時間午後9時からニューヨーク時間午後3時に変更する。
4. ファンドとポートフォリオの両方の名称を変更し、それぞれ「ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）」および「ゴールドマン・サックス・US\$ファンド」とする。

ジャッキー・オコナー氏は2018年8月1日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。

2018年6月30日以降に、ファンドに影響を与える後発事象は他に発生しなかった。

20. 補償

管理会社は、ファンドに代わり、さまざまな補償を含む契約を締結することがある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドには過去において、当該契約に従った請求または損失はなかった。

21. 関連当事者取引

アイルランド中央銀行のUCITS規則第2部10章41(1)条に従い、ファンドがプロモーター、管理会社、受託会社、投資顧問会社および/またはこれらの企業の関係会社もしくはグループ会社（以下「関連当事者」という。）と行う取引は、独立企業間取引として交渉されたように実施しなければならない。かかる取引は、受益者の利益を最優先にしなければならない。

管理会社の取締役会は、（ ）上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されていることを確かめるための取決めが整備されている（文書化された手続による証拠がある）こと、および（ ）期中に実施された関連当事者との取引がこれらの義務を遵守していたことを確認している。

22. 財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2018年8月22日に本末監査中間財務書類を承認した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)
 2018年6月30日現在

保有高	銘柄	利回り(a)	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	公認の取引所への上場が認められている または規制市場で取引されている譲渡性 のある有価証券			
	UCITS 集団投資スキーム			
485,977,581	ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド - X ディストリビューション・クラス(b)(c)(d)	2.22%	485,977,581	99.91
	UCITS 集団投資スキーム合計		485,977,581	99.91
	投資有価証券 - 買建合計		485,977,581	99.91
	投資合計			
	UCITS 集団投資スキーム		485,977,581	99.91
	その他の資産および負債		425,154	0.09
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産		486,402,735	100.00

(a) ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンドの金利は、2018年6月30日現在の実効利回りを表している。

(b) ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド。

(c) ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンドの投資顧問報酬が発生しない証券クラスに投資されている。

(d) ポートフォリオはアイルランド籍である。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

(参考情報：以下は2018年6月30日現在のファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋であり、ファンドの財務書類の一部ではない。)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書(未監査)

2018年6月30日現在

ゴールドマン・サックス
US \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2018年6月30日

	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	42,560,889,350	4,724,684,327
現金	36,226,437	4,021,497
有価証券売却未収金	-	-
投資証券販売未収金	5,525,000	613,330
未収収益	41,357,495	4,591,096
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	709,424	78,753
その他の資産	51,114	5,674
資産合計	42,644,758,820	4,733,994,677
負債		
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
銀行当座借越	-	-
未払収益	752,623	83,549
前受申込金	41,700,000	4,629,117
未払配当金	65,573,947	7,279,364
投資購入未払金	1,003,476,084	111,395,880
未払投資運用報酬	6,228,937	691,474
未払管理会社報酬	346,813	38,500
未払管理事務代行報酬	368,124	40,865
未払受託報酬	498,624	55,352
未払販売報酬	264,028	29,310
未払名義書換事務代行報酬	234,242	26,003
未払監査報酬	7,569	840
未払取締役報酬	23,372	2,595
未払弁護士報酬	16,464	1,828
未払保険料	304,268	33,777
未払印刷費	10,072	1,118
その他の負債	34,082	3,783
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)	1,119,839,249	124,313,355
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	41,524,919,571	4,609,681,322

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書(未監査)

2017年12月31日現在

ゴールドマン・サックス
U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2017年12月31日

	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	43,029,471,038	4,776,701,580
現金	-	-
ブローカーに対する債権	-	-
有価証券売却未収金	1,319,330,000	146,458,823
投資証券販売未収金	53,511,650	5,940,328
未収収益	39,253,919	4,357,578
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	891,950	99,015
その他の資産	-	-
資産合計	44,442,458,557	4,933,557,324
負債		
銀行当座借越	48,532,975	5,387,646
未払収益	553,021	61,391
前受申込金	-	-
投資証券買戻未払金	4,725,295	524,555
未払配当金	46,625,729	5,175,922
投資購入未払金	-	-
未払投資運用報酬	6,760,428	750,475
未払管理会社報酬	375,014	41,630
未払管理事務代行報酬	255,212	28,331
未払受託報酬	367,521	40,799
未払販売報酬	352,229	39,101
未払名義書換事務代行報酬	241,254	26,782
未払監査報酬	16,288	1,808
未払取締役報酬	15,453	1,715
未払弁護士報酬	11,953	1,327
未払保険料	222,194	24,666
未払印刷費	23,582	2,618
その他の負債	335,405	37,233
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)	109,413,553	12,145,999
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	44,333,045,004	4,921,411,326

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書(未監査)

2018年6月30日終了期間

ゴールドマン・サックス
US\$リキッド・リザーブズ・ファンド
2018年6月30日

	米ドル	千円
収益		
受取利息	367,382,787	40,783,163
レボ取引受取利息	47,529,832	5,276,287
正味実現(損失)/利益	-	-
NAV安定化メカニズムにより留保した収益	-	-
投資純収益	414,912,619	46,059,450
マイナスの利回りに係る費用	1,755,826	194,914
費用		
投資運用報酬	38,659,870	4,291,632
管理会社報酬	2,194,976	243,664
管理事務代行報酬	767,542	85,205
受託報酬	1,173,808	130,304
販売報酬	1,760,299	195,411
名義書換事務代行報酬	239,121	26,545
監査報酬	8,429	936
取締役報酬	7,919	879
弁護士報酬	7,893	876
保険料	82,074	9,111
印刷費	16,076	1,785
その他の費用	272,199	30,217
費用合計	45,190,206	5,016,565
控除:投資運用報酬放棄額/払戻額	(4,231,551)	(469,744)
運用費用合計	40,958,655	4,546,820
運用による純利益	372,198,138	41,317,715
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(357,970,001)	(39,738,250)
財務費用合計	(357,970,001)	(39,738,250)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	14,228,137	1,579,465

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書（未監査）

2017年6月30日終了期間

ゴールドマン・サックス
U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2017年6月30日

	米ドル	千円
収益		
受取利息	201,662,769	22,386,584
レボ取引受取利息	14,502,554	1,609,929
NAV安定化メカニズムにより留保した収益	-	-
投資純収益	216,165,323	23,996,513
マイナスの利回りに係る費用	1,301,541	144,484
費用		
投資運用報酬	32,785,059	3,639,469
管理会社報酬	1,842,741	204,563
管理事務代行報酬	632,119	70,172
受託報酬	567,092	62,953
販売報酬	2,963,582	328,987
名義書換事務代行報酬	170,207	18,895
監査報酬	6,615	734
取締役報酬	6,292	698
弁護士報酬	(24,194)	(2,686)
保険料	100,929	11,204
印刷費	36,174	4,016
その他の費用	276,261	30,668
費用合計	39,362,877	4,369,673
控除：投資運用報酬放棄額 / 払戻額	(3,232,230)	(358,810)
運用費用合計	36,130,647	4,010,863
運用による純利益	178,733,135	19,841,165
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(172,205,015)	(19,116,479)
財務費用合計	(172,205,015)	(19,116,479)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	6,528,120	724,687

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)
2018年6月30日終了期間

ゴールドマン・サックス
US\$リキッド・リザーブズ・ファンド
2018年6月30日

	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	44,333,045,004	4,921,411,326
買戻可能参加受益証券発行受取額	170,917,925,525	18,973,598,913
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(173,740,279,095)	(19,286,908,382)
NAV安定化メカニズムに起因する株式の取消	-	-
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	14,228,137	1,579,465
為替換算調整額	-	-
	(2,808,125,433)	(311,730,004)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	41,524,919,571	4,609,681,322

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)

2017年6月30日終了期間

ゴールドマン・サックス
U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2017年6月30日

	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	35,399,600,072	3,929,709,604
買戻可能参加受益証券発行受取額	134,722,538,335	14,955,548,981
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(130,793,217,752)	(14,519,355,103)
NAV安定化メカニズムに起因する株式の取消	-	-
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	6,528,120	724,687
為替換算調整額	-	-
	3,935,848,703	436,918,565
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	39,335,448,775	4,366,628,169

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(未監査)
2018年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
社債					
27,500,000	JPMorgan Chase Putters/Drivers Trust	2.050%	02/01/2019	27,500,000	0.07
社債合計				27,500,000	0.07
政府発行債					
139,600,000	United States Treasury Bill	1.890%	06/09/2018	139,108,957	0.34
860,400,000	United States Treasury Bill	1.910%	13/09/2018	857,021,974	2.06
政府発行債合計				996,130,931	2.40
変動利付債					
105,000,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	2.235%	19/07/2018	104,999,992	0.26
132,150,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	2.291%	23/08/2018	132,150,000	0.32
15,000,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	2.307%	14/12/2018	15,000,000	0.04
57,635,000	Banco Del Estado De Chile	2.602%	28/09/2018	57,635,000	0.14
150,000,000	Banco Del Estado De Chile	2.506%	11/10/2018	150,000,000	0.36
32,000,000	Banco Del Estado De Chile	2.432%	15/11/2018	32,000,000	0.08
50,500,000	Banco Del Estado De Chile	2.436%	27/12/2018	50,500,000	0.12
108,250,000	Bank of America NA	2.480%	14/11/2018	108,250,000	0.26
60,400,000	Bank of Montreal	2.325%	17/10/2018	60,400,000	0.15
208,000,000	Bank of Nova Scotia	2.315%	17/09/2018	208,000,000	0.50
192,000,000	Bank of Nova Scotia	2.263%	06/11/2018	192,000,000	0.46
16,000,000	Bedford Row Funding Corp	2.245%	12/07/2018	16,000,103	0.04
100,000,000	Bedford Row Funding Corp	2.105%	02/08/2018	100,010,738	0.24
46,000,000	Bedford Row Funding Corp	2.105%	02/08/2018	46,004,743	0.11
146,750,000	Bedford Row Funding Corp	2.304%	22/08/2018	146,750,000	0.35
16,000,000	Bedford Row Funding Corp	2.440%	17/12/2018	16,000,000	0.04
330,000,000	BNP Paribas SA	2.435%	09/10/2018	330,000,000	0.79
227,000,000	BNP Paribas SA	2.804%	17/12/2018	227,000,000	0.55
270,000,000	Canadian Imperial Bank of Commerce	2.318%	21/09/2018	270,000,000	0.65
318,200,000	Canadian Imperial Bank of Commerce	2.300%	13/11/2018	318,201,445	0.77
42,250,000	Canadian Imperial Bank of Commerce	2.253%	01/02/2019	42,257,497	0.10
474,250,000	Collateralized Commercial Paper	2.505%	06/07/2018	474,250,000	1.14
207,000,000	Collateralized Commercial Paper Co. LLC	2.301%	23/07/2018	207,000,000	0.50
42,500,000	Collateralized Commercial Paper II Co. LLC	2.427%	11/10/2018	42,500,000	0.10
117,000,000	Collateralized Commercial Paper II Co. LLC	2.365%	19/11/2018	117,000,000	0.28
75,000,000	Commonwealth Bank of Australia	2.275%	16/08/2018	74,999,062	0.18
265,000,000	Commonwealth Bank of Australia	2.271%	23/08/2018	265,000,000	0.64
125,450,000	Commonwealth Bank of Australia	2.247%	14/09/2018	125,450,000	0.30
60,000,000	Commonwealth Bank of Australia	2.314%	29/11/2018	59,997,288	0.15
103,550,000	Commonwealth Bank of Australia	2.348%	21/12/2018	103,550,000	0.25
250,000,000	Cooperatieve Rabobank UA	2.233%	03/10/2018	250,000,000	0.60
8,750,000	Cooperatieve Rabobank UA	2.264%	20/07/2018	8,749,999	0.02
98,500,000	Cooperatieve Rabobank UA	2.195%	07/09/2018	98,500,000	0.24
129,000,000	Cooperatieve Rabobank UA	2.227%	14/09/2018	129,000,000	0.31
50,000,000	Cooperatieve Rabobank UA	2.285%	18/12/2018	50,000,000	0.12
67,750,000	Cooperatieve Rabobank UA	2.526%	12/03/2019	67,750,000	0.16

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)(続き)
 2018年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
	変動利付債(続き)				
300,000,000	Credit Agricole Corporate and Investment Bank	2.469%	14/12/2018	300,000,000	0.72
219,500,000	Credit Industriel et Commercial	2.426%	12/10/2018	219,500,000	0.53
123,250,000	DNB Bank ASA	2.349%	04/09/2018	123,208,119	0.30
55,720,000	DZ Bank AG Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank/New York	2.432%	16/08/2018	55,739,152	0.14
241,650,000	Erste Abwicklungsanstalt	2.236%	12/10/2018	241,650,000	0.58
31,000,000	Erste Abwicklungsanstalt	2.425%	17/10/2018	31,000,000	0.07
180,000,000	HSBC Bank Plc	2.142%	01/08/2018	180,000,000	0.43
180,100,000	HSBC Bank Plc	2.431%	03/10/2018	180,100,000	0.43
100,000,000	HSBC Bank Plc	2.441%	09/10/2018	100,000,000	0.24
90,000,000	HSBC Bank Plc	2.476%	09/10/2018	90,000,000	0.22
127,500,000	ING (U.S.) Funding LLC	2.236%	09/07/2018	127,500,000	0.31
12,250,000	J.P. Morgan Securities Plc	2.168%	02/08/2018	12,250,244	0.03
73,000,000	Lloyds Bank Plc	2.380%	25/10/2018	73,000,000	0.18
90,000,000	Lloyds Bank Plc	2.275%	07/12/2018	90,000,000	0.22
50,000,000	Mizuho Bank Ltd	2.343%	15/08/2018	50,000,000	0.12
160,150,000	Mizuho Bank Ltd	2.445%	05/10/2018	160,150,000	0.39
200,000,000	National Australia Bank Ltd	2.221%	11/07/2018	200,000,271	0.48
225,600,000	National Bank of Kuwait	2.396%	18/12/2018	225,600,000	0.54
100,000,000	Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	2.529%	17/04/2019	100,000,000	0.24
80,000,000	Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	2.529%	18/04/2019	80,000,000	0.19
10,350,000	Royal Bank of Canada	2.285%	16/07/2018	10,350,000	0.02
5,000,000	Royal Bank of Canada	2.234%	18/07/2018	5,000,074	0.02
73,250,000	Royal Bank of Canada	2.412%	03/08/2018	73,254,798	0.18
130,000,000	Royal Bank of Canada	2.256%	09/08/2018	130,000,000	0.31
192,800,000	Royal Bank of Canada	2.263%	06/11/2018	192,800,000	0.46
226,250,000	Standard Chartered Bank	2.409%	08/11/2018	226,250,000	0.54
241,600,000	Standard Chartered Bank	2.317%	11/12/2018	241,600,000	0.58
24,000,000	Standard Chartered Bank	2.415%	24/12/2018	24,000,000	0.06
232,400,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp	2.335%	18/07/2018	232,400,000	0.56
235,750,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp	2.374%	30/07/2018	235,750,000	0.57
250,500,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp	2.388%	21/08/2018	250,500,000	0.60
178,939,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp	2.452%	12/10/2018	178,939,000	0.43
91,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp	2.420%	25/10/2018	91,000,000	0.22
182,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp	2.335%	19/11/2018	182,000,000	0.44
165,500,000	Svenska Handelsbanken	2.315%	19/11/2018	165,500,000	0.40
197,250,000	Svenska Handelsbanken AB	2.531%	09/04/2019	197,250,000	0.48
37,180,000	Toronto-Dominion Bank	2.444%	19/09/2018	37,205,791	0.09
400,000,000	Toronto-Dominion Bank	2.435%	06/11/2018	400,000,000	0.96
226,000,000	Toronto-Dominion Bank	2.243%	06/12/2018	226,000,000	0.54
13,950,000	Toronto-Dominion Bank	2.300%	08/02/2019	13,950,000	0.03
89,000,000	Toyota Finance Australia Ltd	2.246%	07/09/2018	89,000,000	0.21
233,350,000	UBS AG	2.305%	05/12/2018	233,350,000	0.56
153,550,000	UBS AG	2.373%	17/12/2018	153,550,000	0.37
13,950,000	Wells Fargo Bank NA	2.294%	22/10/2018	13,950,000	0.03
490,000,000	Wells Fargo Bank NA	2.222%	03/12/2018	490,000,000	1.18
7,500,000	Wells Fargo Bank NA	2.547%	05/04/2019	7,501,967	0.02

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(未監査)(続き)
2018年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
変動利付債(続き)					
164,750,000	Westpac Banking Corp	2.197%	13/07/2018	164,750,000	0.40
233,684,000	Westpac Banking Corp	2.274%	20/08/2018	233,684,000	0.56
50,000,000	Westpac Banking Corp	2.429%	26/04/2019	50,000,000	0.12
変動利付債合計				11,886,139,283	28.62
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				12,909,770,214	31.09
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券					
譲渡性預金証書					
500,000,000	Branch Banking And Trust Co	1.900%	05/07/2018	500,000,000	1.20
245,500,000	Credit Agricole Corporate and Investment Bank	2.310%	26/09/2018	245,500,000	0.59
125,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp	2.336%	27/07/2018	124,789,100	0.30
85,000,000	Mizuho Bank Ltd	2.356%	07/09/2018	84,621,774	0.21
85,000,000	Mizuho Bank Ltd	2.355%	10/09/2018	84,605,140	0.20
182,000,000	Mizuho Bank Ltd	2.405%	10/09/2018	181,136,809	0.44
500,000,000	Nordea Bank AB	1.900%	05/07/2018	500,000,000	1.20
146,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp	2.326%	29/08/2018	145,443,419	0.35
200,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp	2.355%	12/09/2018	200,002,016	0.48
譲渡性預金証書合計				2,066,098,258	4.97
コマーシャル・ペーパー					
196,086,000	Albion Inc	1.970%	06/07/2018	196,032,349	0.47
5,000,000	Alpin Inc	2.290%	31/07/2018	4,990,458	0.01
175,000,000	Alpin Inc	2.370%	20/09/2018	174,066,813	0.42
140,000,000	Alpine Securitization LLC	2.410%	30/08/2018	140,000,000	0.34
100,000,000	Alpine Securitization LLC	2.330%	27/09/2018	100,000,000	0.24
65,000,000	Alpine Securitization LLC	2.330%	01/10/2018	65,000,000	0.16
96,500,000	Alpine Securitization LLC	2.400%	18/10/2018	96,500,000	0.23
48,000,000	ASB Finance Ltd	2.181%	28/08/2018	48,000,593	0.11
14,100,000	ASB Finance Ltd	2.342%	21/09/2018	14,099,211	0.03
6,000,000	Atlantic Asset Securitization LLC	2.340%	14/08/2018	5,982,840	0.01
90,000,000	Atlantic Asset Securitization LLC	2.300%	05/09/2018	89,620,500	0.22
98,750,000	Atlantic Asset Securitization LLC	2.350%	07/09/2018	98,311,660	0.24
85,750,000	Atlantic Asset Securitization LLC	2.310%	13/09/2018	85,342,830	0.20
23,500,000	Atlantic Asset Securitization LLC	2.340%	05/10/2018	23,353,360	0.06
15,000,000	Atlantic Asset Securitization LLC	2.340%	10/10/2018	14,901,525	0.04
32,400,000	Atlantic Asset Securitization LLC	2.340%	05/07/2018	32,391,576	0.08
87,000,000	Atlantic Asset Securitization LLC	2.340%	09/07/2018	86,954,760	0.21
225,000,000	Bank of Nova Scotia	2.482%	25/03/2019	225,000,000	0.54
25,000,000	Banner Health	2.150%	25/07/2018	25,000,000	0.06
215,000,000	Banque Federative Du Credit Mutuel	2.386%	25/07/2018	214,658,074	0.52
227,000,000	Banque Federative Du Credit Mutuel	2.341%	23/08/2018	226,217,680	0.54
170,000,000	Barclays Capital Inc	2.340%	12/07/2018	169,878,450	0.41
15,850,000	Barclays Capital Inc	2.300%	15/08/2018	15,804,431	0.04
40,000,000	Barclays Capital Inc	2.330%	27/08/2018	39,852,433	0.10
50,000,000	Barclays Capital Inc	2.340%	27/08/2018	49,814,750	0.12
50,000,000	Barclays Capital Inc	2.330%	31/08/2018	49,802,597	0.12

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)(続き)
 2018年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
	コマーシャル・ペーパー(続き)				
75,000,000	Barclays Capital Inc	2.330%	04/09/2018	74,684,479	0.18
20,000,000	Barclays Capital Inc	2.350%	10/09/2018	19,907,306	0.05
153,000,000	Barclays Capital Inc	2.350%	11/09/2018	152,280,900	0.37
50,000,000	Barclays Capital Inc	2.350%	12/09/2018	49,761,736	0.12
103,450,000	Barclays Capital Inc	2.320%	17/09/2018	102,929,991	0.25
25,000,000	Barclays Capital Inc	2.330%	27/09/2018	24,857,611	0.06
61,000,000	Barton Capital SA	1.960%	03/07/2018	60,993,358	0.15
98,000,000	Barton Capital SA	2.353%	09/07/2018	97,948,689	0.24
20,000,000	Barton Capital SA	2.300%	05/09/2018	19,915,667	0.05
50,000,000	Bedford Row Funding Corp	2.390%	10/09/2018	49,764,320	0.12
25,000,000	Bedford Row Funding Corp	2.400%	11/09/2018	24,880,000	0.06
77,250,000	BNZ International Funding Ltd	2.370%	17/08/2018	77,010,976	0.18
210,200,000	BPCE SA	2.420%	06/08/2018	209,691,316	0.50
100,000,000	BPCE SA	2.370%	09/08/2018	99,743,250	0.24
50,250,000	BPCE SA	2.330%	31/08/2018	50,051,610	0.12
174,000,000	BPCE SA	2.380%	05/09/2018	173,240,780	0.42
169,400,000	BPCE SA	2.540%	31/10/2018	167,941,842	0.40
51,000,000	CAFCO LLC	2.300%	27/07/2018	50,915,283	0.12
8,100,000	Caisse des Depots et Consignations	2.230%	30/08/2018	8,069,895	0.02
45,450,000	Cancara Asset Securitisation Ltd	2.290%	06/09/2018	45,256,295	0.11
16,000,000	Cancara Asset Securitisation Ltd	2.290%	08/08/2018	15,961,325	0.04
70,000,000	Chariot Funding LLC	2.250%	27/08/2018	69,750,625	0.17
38,000,000	Chariot Funding LLC	2.500%	24/09/2018	37,775,694	0.09
50,000,000	Charta LLC	2.330%	09/07/2018	49,974,111	0.12
100,000,000	Charta LLC	2.330%	10/07/2018	99,941,750	0.24
25,000,000	Charta LLC	2.320%	11/07/2018	24,983,889	0.06
30,000,000	Charta LLC	2.310%	16/07/2018	29,971,125	0.07
63,000,000	Charta LLC	2.320%	18/07/2018	62,930,980	0.15
13,000,000	Charta LLC	2.300%	02/08/2018	12,973,422	0.03
34,000,000	CNPC Finance (HK) Ltd	2.380%	19/07/2018	33,959,540	0.08
51,900,000	Collateralized Commercial Paper III Co. LLC	2.350%	02/07/2018	51,896,612	0.12
20,000,000	Collateralized Commercial Paper III Co. LLC	2.433%	01/11/2018	20,000,000	0.05
36,046,000	CRC Funding LLC	2.320%	11/07/2018	36,022,770	0.09
50,000,000	CRC Funding LLC	2.310%	13/07/2018	49,961,500	0.12
75,000,000	CRC Funding LLC	2.490%	01/10/2018	74,522,750	0.18
5,000,000	CRC Funding LLC	2.270%	03/10/2018	4,970,364	0.01
141,000,000	DBS Bank Ltd	2.290%	23/07/2018	140,802,678	0.34
133,950,000	Dexia Credit Local	2.400%	07/12/2018	132,530,130	0.32
96,000,000	Dexia Credit Local	2.400%	11/12/2018	94,956,800	0.23
59,000,000	DNB Bank ASA	2.295%	04/09/2018	58,755,519	0.14
357,000,000	DNB Bank ASA	2.300%	05/09/2018	355,494,650	0.86
93,000,000	DZ Bank	2.220%	29/08/2018	92,661,635	0.22
50,000,000	Gofu Chini Industrial Estate	2.280%	24/07/2018	49,927,167	0.12
44,000,000	Gofu Chini Industrial Estate	2.280%	25/07/2018	43,933,120	0.11
50,000,000	Gofu Chini Industrial Estate	2.350%	10/09/2018	49,768,264	0.12
99,000,000	Gofu Chini Industrial Estate	2.350%	11/09/2018	98,534,700	0.24

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)(続き)
 2018年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
	コマーシャル・ペーパー(続き)				
114,000,000	Gofu Chini Industrial Estate	2.310%	10/10/2018	113,261,185	0.27
158,050,000	ING (U.S.) Funding LLC	2.370%	20/12/2018	158,050,000	0.38
276,900,000	J.P. Morgan Securities Plc	1.620%	05/09/2018	276,077,607	0.66
32,257,000	Kaiser Foundation Hospital	2.360%	05/09/2018	32,117,435	0.08
100,000,000	Kells Funding LLC	2.270%	20/07/2018	99,880,194	0.24
71,200,000	Kells Funding LLC	2.240%	08/08/2018	71,031,652	0.17
150,000,000	Kells Funding LLC	2.240%	08/08/2018	149,645,333	0.36
50,000,000	Kells Funding LLC	2.240%	09/08/2018	49,878,667	0.12
40,000,000	Kells Funding LLC	2.230%	28/08/2018	39,856,289	0.10
250,000,000	La Banque Postale SA	2.196%	05/07/2018	249,939,001	0.60
235,000,000	La Banque Postale SA	2.216%	12/07/2018	234,840,886	0.56
295,000,000	Landesbank Hessen	2.330%	17/09/2018	293,510,742	0.71
11,351,000	Liberty Street Funding LLC	1.910%	02/07/2018	11,350,398	0.03
100,000,000	Liberty Street Funding LLC	2.310%	10/07/2018	99,942,250	0.24
12,500,000	Liberty Street Funding LLC	2.370%	09/08/2018	12,467,906	0.03
40,000,000	Liberty Street Funding LLC	2.290%	17/09/2018	39,801,533	0.10
100,000,000	LMA SA	2.300%	11/07/2018	99,936,111	0.24
50,000,000	LMA SA	2.350%	16/07/2018	49,951,042	0.12
50,000,000	LMA SA	2.310%	08/08/2018	49,878,083	0.12
50,000,000	LMA SA	2.370%	30/08/2018	49,802,500	0.12
65,000,000	LMA SA	2.310%	06/09/2018	64,720,554	0.16
90,000,000	LMA SA	2.360%	11/09/2018	89,575,200	0.22
35,000,000	LMA SA	2.300%	13/09/2018	34,834,528	0.08
55,000,000	LMA SA	2.300%	14/09/2018	54,736,458	0.13
120,000,000	Macquarie Bank Ltd	2.280%	06/09/2018	119,490,800	0.29
148,000,000	Managed And Enhanced Tap (Magenta) Funding SAT	2.172%	02/07/2018	147,991,071	0.36
53,300,000	Managed And Enhanced Tap (Magenta) Funding SAT	2.079%	06/07/2018	53,284,609	0.13
170,000,000	Managed And Enhanced Tap (Magenta) Funding SAT	2.201%	16/07/2018	169,844,061	0.41
154,000,000	Managed And Enhanced Tap (Magenta) Funding SAT	0.000%	04/09/2018	153,381,022	0.37
86,276,000	Manhattan Asset Funding Co	2.100%	19/07/2018	86,185,410	0.21
24,694,000	Manhattan Asset Funding Co	2.100%	23/07/2018	24,662,309	0.06
80,526,000	Manhattan Asset Funding Co	2.320%	02/10/2018	80,043,381	0.19
120,000,000	Manhattan Asset Funding Company LLC	2.320%	01/10/2018	119,288,533	0.29
75,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.350%	02/07/2018	74,995,104	0.18
50,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.350%	09/07/2018	49,973,889	0.12
15,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.340%	13/07/2018	14,988,300	0.04
23,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.340%	23/07/2018	22,967,110	0.05
20,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.300%	06/08/2018	19,954,000	0.05
38,500,000	Matchpoint Finance Plc	2.290%	20/08/2018	38,377,549	0.09
25,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.360%	05/09/2018	24,891,833	0.06
94,800,000	Matchpoint Finance Plc	2.350%	20/09/2018	94,298,745	0.23
34,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.310%	24/09/2018	33,814,558	0.08
49,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.340%	01/10/2018	48,706,980	0.12
28,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.350%	04/10/2018	27,826,361	0.07
50,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.540%	15/10/2018	49,626,056	0.12
27,000,000	Matchpoint Finance Plc	2.470%	11/12/2018	26,698,043	0.06

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)(続き)
 2018年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
コマーシャル・ペーパー(続き)					
68,800,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp	2.330%	11/07/2018	68,755,471	0.16
80,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp	2.360%	13/07/2018	79,937,067	0.19
75,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp	2.320%	10/09/2018	74,656,833	0.18
175,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp	2.320%	11/09/2018	174,188,000	0.42
71,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp	2.330%	20/09/2018	70,627,783	0.17
59,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp	2.350%	10/10/2018	58,611,010	0.14
60,000,000	Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corp	2.340%	11/10/2018	59,602,200	0.14
200,000,000	MUFG Bank	2.300%	07/08/2018	199,527,222	0.48
119,000,000	National Bank of Abu Dhabi PJSC	2.400%	02/08/2018	118,746,133	0.29
142,800,000	National Bank of Abu Dhabi PJSC	2.400%	09/08/2018	142,428,720	0.34
50,250,000	Nieuw Amsterdam Receivables Corp	0.000%	21/08/2018	50,095,063	0.12
13,150,000	Nieuw Amsterdam Receivables Corp	2.240%	28/08/2018	13,102,543	0.03
215,000,000	NRW Bank	1.925%	03/07/2018	214,977,007	0.52
409,150,000	NRW Bank	1.925%	05/07/2018	409,062,487	0.98
42,591,000	Old Line Funding Corp	2.300%	16/07/2018	42,550,184	0.10
60,000,000	Rbccl LLC	2.320%	02/08/2018	59,876,267	0.14
130,550,000	Santander Uk Plc	2.330%	02/07/2018	130,541,551	0.31
238,500,000	Santander Uk Plc	2.310%	05/07/2018	238,438,785	0.57
103,000,000	Santander Uk Plc	2.350%	14/09/2018	102,495,720	0.25
54,480,000	Santander Uk Plc	2.290%	25/09/2018	54,181,964	0.13
213,950,000	Santander Uk Plc	2.470%	01/10/2018	212,599,500	0.51
50,000,000	Sheffield Receivables Company LLC	2.350%	09/07/2018	49,973,889	0.12
58,000,000	Standard Chartered Bank	2.300%	01/10/2018	57,659,089	0.14
44,500,000	Standard Chartered Bank	2.330%	22/10/2018	44,174,544	0.11
200,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp	2.340%	11/07/2018	199,870,000	0.48
68,072,000	Toyota Motor Finance Netherlands	2.420%	18/03/2019	68,072,000	0.16
70,000,000	United Overseas Bank Ltd	2.310%	10/07/2018	69,959,575	0.17
125,232,000	United Overseas Bank Ltd	2.400%	27/07/2018	125,014,931	0.30
187,000,000	United Overseas Bank Ltd	2.310%	10/09/2018	186,148,059	0.45
182,500,000	United Overseas Bank Ltd	2.320%	17/09/2018	181,582,633	0.44
100,000,000	United Overseas Bank Ltd	2.350%	11/10/2018	99,334,167	0.24
100,000,000	United Overseas Bank Ltd	2.350%	12/10/2018	99,327,639	0.24
5,624,000	Versailles Commercial Paper LLC	2.380%	09/07/2018	5,621,026	0.01
11,000,000	Victory Receivables Corp	2.290%	30/07/2018	10,979,708	0.03
28,750,000	Victory Receivables Corp	2.350%	10/09/2018	28,616,752	0.07
33,000,000	Victory Receivables Corp	2.300%	01/10/2018	32,806,033	0.08
150,000,000	WLG Inc	2.280%	24/08/2018	149,487,000	0.36
コマーシャル・ペーパー合計				13,534,387,147	32.59
三者間レポ取引					
60,000,000	BNP Paribas Repo(c)	2.030%	02/07/2018	60,000,000	0.14
750,000,000	BNP Paribas Repo(c)	2.120%	02/07/2018	750,000,000	1.81
1,300,000,000	ING Bank NV Repo(d)	2.100%	02/07/2018	1,300,000,000	3.13
1,200,000,000	Societe Generale Repo(d)	2.020%	02/07/2018	1,200,000,000	2.89
550,000,000	Wells Fargo Securities LLC Repo(c)	2.120%	02/07/2018	550,000,000	1.33
三者間レポ取引合計				3,860,000,000	9.30

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(未監査)(続き)
2018年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
ヤンキー預金証書					
65,000,000	Banco Del Estado De Chile	2.370%	08/11/2018	65,000,000	0.16
152,450,000	Bank of Montreal	2.250%	30/08/2018	152,450,000	0.37
74,250,000	Bank of Montreal	2.310%	08/11/2018	74,250,000	0.18
21,000,000	Barclays Capital Inc	2.430%	01/08/2018	21,000,000	0.05
61,800,000	Canadian Imperial Bank of Commerce	2.482%	01/05/2019	61,839,831	0.15
150,000,000	DZ Bank	2.240%	20/07/2018	150,000,000	0.36
20,000,000	KD-Bank	2.086%	05/07/2018	20,000,076	0.05
20,000,000	Landesbank Hessen	2.088%	02/07/2018	20,000,062	0.05
260,000,000	Landesbank Hessen	1.940%	03/07/2018	260,000,000	0.63
125,500,000	Mizuho Bank Ltd	2.340%	05/07/2018	125,500,000	0.30
169,000,000	National Bank of Kuwait	2.450%	05/07/2018	169,000,000	0.41
80,000,000	National Bank of Kuwait	2.450%	13/07/2018	80,000,000	0.19
74,000,000	National Bank of Kuwait	2.450%	30/07/2018	74,000,000	0.18
54,000,000	National Bank of Kuwait	2.450%	10/08/2018	54,000,000	0.13
92,000,000	National Bank of Kuwait	2.500%	10/09/2018	92,000,000	0.22
39,000,000	National Bank of Kuwait	2.500%	01/10/2018	39,000,000	0.09
410,000,000	Nordea Bank AB	1.900%	02/07/2018	410,000,000	0.99
475,000,000	Norinchukin Bank	1.920%	05/07/2018	475,000,000	1.14
321,000,000	Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	1.930%	02/07/2018	321,000,000	0.77
90,000,000	Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	2.120%	05/07/2018	90,000,000	0.22
88,000,000	Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	2.240%	04/09/2018	88,000,000	0.21
225,500,000	Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	2.270%	05/09/2018	225,500,000	0.54
321,600,000	Toronto-Dominion Bank	1.600%	22/08/2018	321,600,000	0.77
3,000,000	Toronto-Dominion Bank	2.390%	26/10/2018	2,993,762	0.01
ヤンキー預金証書合計				3,392,133,731	8.17
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券合計				22,852,619,136	55.03
預金					
定期預金					
575,000,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	1.960%	03/07/2018	575,000,000	1.38
490,000,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	1.960%	05/07/2018	490,000,000	1.18
600,000,000	Credit Industriel et Commercial	1.970%	05/07/2018	600,000,000	1.44
360,000,000	DBS Bank Ltd	1.960%	05/07/2018	360,000,000	0.87
650,000,000	DBS Bank Ltd	0.000%	06/07/2018	650,000,000	1.57
223,500,000	DNB Bank ASA	1.890%	02/07/2018	223,500,000	0.54
1,000,000,000	DNB Bank ASA	1.900%	02/07/2018	1,000,000,000	2.41
250,000,000	HSBC Bank Plc	2.000%	02/07/2018	250,000,000	0.60
650,000,000	National Bank of Kuwait	1.920%	02/07/2018	650,000,000	1.56
150,000,000	Nordea Bank AB	1.880%	02/07/2018	150,000,000	0.36
360,000,000	Royal Bank of Canada	1.920%	05/07/2018	360,000,000	0.87
150,000,000	Santander UK PLC	0.000%	06/07/2018	150,000,000	0.36
1,340,000,000	Swedbank AB	1.900%	02/07/2018	1,340,000,000	3.23
定期預金合計				6,798,500,000	16.37
預金合計				6,798,500,000	16.37
投資有価証券合計				42,560,889,350	102.49

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)(続き)
 2018年6月30日現在

投資合計	公正価値	純資産比率	公正価値	純資産比率
	米ドル 2018年6月30日現在	% 2018年6月30日現在	米ドル 2017年12月31日現在	% 2017年12月31日現在
社債合計	27,500,000	0.07	902,219,706	2.03
政府発行債合計	996,130,931	2.40	78,592,271	0.18
変動利付債合計	11,886,139,283	28.62	14,026,764,033	31.64
譲渡性預金証書合計	2,066,098,258	4.97	228,750,000	0.52
コマーシャル・ペーパー合計	13,534,387,147	32.59	10,418,730,681	23.50
三者間レボ取引合計	3,860,000,000	9.30	2,845,000,000	6.42
ヤンキー預金証書合計	3,392,133,731	8.17	5,634,414,347	12.71
定期預金合計	6,798,500,000	16.37	8,895,000,000	20.06
その他の資産および負債	(1,035,969,779)	(2.49)	1,303,573,966	2.94
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	41,524,919,571	100.00	44,333,045,004	100.00

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、または変動利付証券については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表しており、1年を360日として計算されている。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、または各有価証券の法定償還日のいずれかを表している。
- (c) 三者間担保代理人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンである。
- (d) 三者間担保代理人はユーロクリアである。

[次へ](#)

(参考情報：以下は2018年9月末よりファンドのマスター・ファンドとなるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋であり、ファンドの財務書類の一部ではない。)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書(未監査)

2018年6月30日現在

ゴールドマン・サックス
US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・
ファンド
2018年6月30日

	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	28,885,046,592	3,206,529,022
現金	18,211,970	2,021,711
有価証券売却未収金	282,000,000	31,304,820
投資証券販売未収金	2,585,943	287,066
未収収益	19,187,062	2,129,956
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	501,621	55,685
その他の資産	38,079	4,227
資産合計	29,207,571,267	3,242,332,486
負債		
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
銀行当座借越	-	-
未払収益	742,473	82,422
前受申込金	-	-
未払配当金	39,188,861	4,350,355
投資購入未払金	-	-
未払投資運用報酬	4,478,696	497,180
未払管理会社報酬	231,751	25,727
未払管理事務代行報酬	233,388	25,908
未払受託報酬	224,795	24,954
未払販売報酬	174,867	19,412
未払名義書換事務代行報酬	89,160	9,898
未払監査報酬	7,569	840
未払取締役報酬	15,953	1,771
未払弁護士報酬	17,121	1,901
未払保険料	161,704	17,951
未払印刷費	10,334	1,147
その他の負債	11,857	1,316
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)	45,588,529	5,060,783
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,161,982,738	3,237,271,704

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書(未監査)

2017年12月31日現在

ゴールドマン・サックス
 US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・
 ファンド
 2017年12月31日

	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	26,780,732,107	2,972,929,071
現金	-	-
ブローカーに対する債権	834,298	92,615
有価証券売却未収金	2,653,268,353	294,539,320
投資証券販売未収金	52,372,176	5,813,835
未収収益	28,517,642	3,165,743
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	514,000	57,059
その他の資産	-	-
資産合計	29,516,238,576	3,276,597,644
負債		
銀行当座借越	52,320,526	5,808,102
未払収益	670,940	74,481
前受申込金	-	-
投資証券買戻未払金	-	-
未払配当金	25,500,215	2,830,779
投資購入未払金	131,722,134	14,622,474
未払投資運用報酬	4,855,208	538,977
未払管理会社報酬	247,294	27,452
未払管理事務代行報酬	163,953	18,200
未払受託報酬	227,018	25,201
未払販売報酬	202,547	22,485
未払名義書換事務代行報酬	92,815	10,303
未払監査報酬	16,288	1,808
未払取締役報酬	10,562	1,172
未払弁護士報酬	11,953	1,327
未払保険料	113,991	12,654
未払印刷費	23,710	2,632
その他の負債	70,215	7,795
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)	216,249,369	24,005,842
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,299,989,207	3,252,591,802

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書（未監査）

2018年6月30日終了期間

ゴールドマン・サックス
US \$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファン
ド
2018年6月30日

	米ドル	千円
収益		
受取利息	154,239,716	17,122,151
レボ取引受取利息	85,642,968	9,507,226
正味実現（損失）/利益	-	-
NAV安定化メカニズムにより留保した収益	-	-
投資純収益	239,882,684	26,629,377
マイナスの利回りに係る費用	14,526,087	1,612,541
費用		
投資運用報酬	26,516,325	2,943,577
管理会社報酬	1,375,902	152,739
管理事務代行報酬	476,764	52,926
受託報酬	704,601	78,218
販売報酬	1,245,622	138,276
名義書換事務代行報酬	89,786	9,967
監査報酬	8,430	936
取締役報酬	5,391	598
弁護士報酬	7,791	865
保険料	47,713	5,297
印刷費	16,017	1,778
その他の費用	133,169	14,783
費用合計	30,627,511	3,399,960
控除：投資運用報酬放棄額/払戻額	(2,761,639)	(306,570)
運用費用合計	27,865,872	3,093,390
運用による純利益	197,490,725	21,923,445
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(196,822,286)	(21,849,242)
財務費用合計	(196,822,286)	(21,849,242)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	668,439	74,203

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書（未監査）

2017年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス U S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファン ド 2017年6月30日	
	米ドル	千円
収益		
受取利息	139,564,565	15,493,062
レボ取引受取利息	25,664,022	2,848,963
NAV安定化メカニズムにより留保した収益	-	-
投資純収益	165,228,587	18,342,025
マイナスの利回りに係る費用	59,481,452	6,603,036
費用		
投資運用報酬	28,706,749	3,186,736
管理会社報酬	1,466,016	162,742
管理事務代行報酬	502,310	55,761
受託報酬	420,799	46,713
販売報酬	1,094,629	121,515
名義書換事務代行報酬	80,067	8,888
監査報酬	6,615	734
取締役報酬	6,513	723
弁護士報酬	(24,886)	(2,763)
保険料	43,986	4,883
印刷費	36,141	4,012
その他の費用	147,074	16,327
費用合計	32,486,013	3,606,272
控除：投資運用報酬放棄額 / 払戻額	(2,628,925)	(291,837)
運用費用合計	29,857,088	3,314,435
運用による純利益	75,890,047	8,424,554
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(75,204,737)	(8,348,478)
財務費用合計	(75,204,737)	(8,348,478)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	685,310	76,076

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)
2018年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファン ド 2018年6月30日	
	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,299,989,207	3,252,591,802
買戻可能参加受益証券発行受取額	166,962,715,423	18,534,531,039
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(167,101,390,331)	(18,549,925,341)
NAV安定化メカニズムに起因する株式の取消	-	-
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	668,439	74,203
為替換算調整額	-	-
	(138,006,469)	(15,320,098)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,161,982,738	3,237,271,704

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)

2017年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス U S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファン ド 2017年6月30日	
	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	38,502,648,381	4,274,178,997
買戻可能参加受益証券発行受取額	136,183,110,202	15,117,687,064
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(148,697,549,954)	(16,506,915,020)
NAV安定化メカニズムに起因する株式の取消	-	-
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	685,310	76,076
為替換算調整額	-	-
	(12,513,754,442)	(1,389,151,881)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	25,988,893,939	2,885,027,116

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ゴールドマン・サックスUS \$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(未監査)
2018年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
政府発行債					
75,000,000	United States Treasury Bill	1.720%	19/07/2018	74,935,500	0.26
1,486,900,000	United States Treasury Bill	1.839%	23/08/2018	1,482,915,288	5.08
394,700,000	United States Treasury Bill	1.840%	30/08/2018	393,491,657	1.35
1,484,300,000	United States Treasury Bill	1.895%	06/09/2018	1,479,207,080	5.07
109,700,000	United States Treasury Bill	1.908%	13/09/2018	109,267,290	0.37
427,600,000	United States Treasury Bill	1.950%	20/09/2018	425,723,906	1.46
368,000,000	United States Treasury Bill	1.887%	27/09/2018	366,305,874	1.26
11,100,000	United States Treasury Bill	1.955%	04/10/2018	11,042,735	0.04
13,000,000	United States Treasury Bill	1.985%	18/10/2018	12,921,868	0.04
639,000,000	United States Treasury Bill	2.000%	08/11/2018	634,385,001	2.17
752,800,000	United States Treasury Bill	2.025%	15/11/2018	746,972,440	2.56
702,600,000	United States Treasury Bill	2.027%	29/11/2018	696,620,957	2.39
650,600,000	United States Treasury Bill	2.070%	06/12/2018	644,689,299	2.21
1,857,600,000	United States Treasury Bill	2.075%	13/12/2018	1,839,933,446	6.31
1,330,900,000	United States Treasury Bill	2.074%	20/12/2018	1,317,708,165	4.52
361,500,000	United States Treasury Bill	2.076%	27/12/2018	357,767,895	1.23
1,540,200,000	United States Treasury Floating Rate Note	1.850%	31/10/2018	1,541,371,135	5.29
1,147,500,000	United States Treasury Floating Rate Note	1.844%	31/01/2019	1,148,838,887	3.94
876,600,000	United States Treasury Floating Rate Note	1.848%	30/04/2019	877,578,848	3.01
250,000,000	United States Treasury Note/Bond	1.966%	15/07/2018	249,892,828	0.86
31,300,000	United States Treasury Note/Bond	1.811%	31/07/2018	31,272,408	0.11
22,100,000	United States Treasury Note/Bond	1.827%	31/07/2018	22,091,547	0.08
129,400,000	United States Treasury Note/Bond	1.910%	31/08/2018	129,300,153	0.44
30,000,000	United States Treasury Note/Bond	1.929%	31/08/2018	29,939,321	0.10
78,500,000	United States Treasury Note/Bond	1.974%	30/09/2018	78,376,843	0.27
1,200,000	United States Treasury Note/Bond	1.989%	30/09/2018	1,196,221	0.00
政府発行債合計				14,703,746,592	50.42
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				14,703,746,592	50.42

公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券

三者間レポ取引					
1,500,000,000	Bank of Nova Scotia Repo(c)	2.100%	02/07/2018	1,500,000,000	5.14
750,000,000	Bank of Nova Scotia Repo(c)	2.100%	02/07/2018	750,000,000	2.57
75,000,000	Barclays Capital Inc Repo(c)	2.100%	02/07/2018	75,000,000	0.26
500,000,000	BNP Paribas Repo(c)	1.780%	02/07/2018	500,000,000	1.72
1,800,000,000	BNP Paribas Repo(c)	2.100%	02/07/2018	1,800,000,000	6.17
100,000,000	BNP Paribas Repo(c)	2.100%	02/07/2018	100,000,000	0.34
800,000,000	BNP Paribas Repo(c)	2.120%	02/07/2018	800,000,000	2.74
1,700,000,000	BNP Paribas Repo(c)	2.120%	02/07/2018	1,700,000,000	5.83
1,850,000,000	BNP Paribas Repo(c)	2.120%	06/07/2018	1,850,000,000	6.34
315,000,000	BNP Paribas Repo(c)	1.960%	16/08/2018	315,000,000	1.08
650,000,000	Citigroup Global Markets Inc Repo(c)	2.100%	02/07/2018	650,000,000	2.23
1,000,000,000	Credit Agricole Corporate And Investment Bank Repo(c)	2.100%	02/07/2018	1,000,000,000	3.43
375,000,000	Deutsche Bank Securities Repo(c)	2.100%	02/07/2018	375,000,000	1.29

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS \$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表（未監査）（続き）
 2018年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・レート ^(a)	満期日 ^(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
三者間レポ取引（続き）					
1,450,000,000	HSBC Securities (USA) Inc Repo ^(d)	2.100%	02/07/2018	1,450,000,000	4.97
416,300,000	Merrill Lynch Pierce Repo ^(c)	2.100%	02/07/2018	416,300,000	1.43
100,000,000	Merrill Lynch Pierce Repo ^(c)	2.100%	02/07/2018	100,000,000	0.34
600,000,000	Nomura Securities Repo ^(c)	2.100%	02/07/2018	600,000,000	2.06
200,000,000	Wells Fargo Securities LLC Repo ^(c)	2.100%	02/07/2018	200,000,000	0.69
三者間レポ取引合計				14,181,300,000	48.63
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券合計				14,181,300,000	48.63
投資有価証券合計				28,885,046,592	99.05

投資合計	公正価値 米ドル	純資産比率 %	公正価値 米ドル	純資産比率 %
	2018年6月30日現在	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在	2017年12月31日現在
政府発行債合計	14,703,746,592	50.42	15,721,432,107	53.66
三者間レポ取引合計	14,181,300,000	48.63	11,059,300,000	37.75
その他の資産および負債	276,936,146	0.95	2,519,257,100	8.59
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,161,982,738	100.00	29,299,989,207	100.00

(a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、または変動利付証券については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表しており、1年を360日として計算されている。

(b) 満期日は、有価証券に記載された日、または各有価証券の法定償還日のいずれかを表している。

(c) 三者間担保代理人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンである。

(d) 三者間担保代理人はJ Pモルガン・チェース・バンクである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2018年7月末日現在、払入済株式資本は25,000,000米ドル（約27億7,525万円）である。授権株式総数は普通株式2,500万株であり、普通株式2,500万株が発行済である。

（注）米ドルの円貨換算は、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.01円）による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は2013年12月13日に存続期間を無期限として設立され、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。

管理会社はファンドおよびサブ・ファンドの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細は英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、米ドル・ポートフォリオに関する投資運用業務を投資顧問会社に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーのグループに、一定の管理事務業務を管理事務代行会社に、一定の登録および名義書換事務業務を登録・名義書換事務代行会社に、一定の販売業務を総販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督および指示のもと、米ドル・ポートフォリオの投資目的および投資方針に従い、米ドル・ポートフォリオの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

管理会社は、管理事務代行会社が特定の証券や商品の値付けができない場合に、当該証券および商品の「公正価値」を提供する適格者として評価会社を任命している。管理会社は当該業務に対して自身の管理報酬から報酬を支払うことができる。

管理会社は、任命された管理者として、前記「管理報酬等」に記載のとおり米ドル・ポートフォリオの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。

管理会社、その関係会社、サービス提供会社、およびその役員、取締役、パートナー、メンバー、投資主、代理人、委託先、従業員および臨時従業員（それぞれを「管理会社被補償者」という。）は、信託証書に基づく管理会社の職務の遂行および/または管理会社の権限の行使（投資顧問会社または他の委託先に対する管理会社の職務および権限の一部もしくは全部の委託を含むがこれに限定されない。）からまたはこれに関連して生じる関連ある管理会社被補償者が直接的または間接的に被るまたは負担する訴訟行為、費用、手数料、損失、損害および経費（弁護士の報酬および経費を含む。）を含むがこれらに限定することなく、関連ある管理会社被補償者が負担または被る全ての要求、訴訟行為、係争、損失、損害、負債、費用および経費についてファンドから補償され、免責される。ただし、管理会社または関連する管理会社被補償者に過失、故意による懈怠または詐欺行為があった場合は除く。

故意による懈怠、詐欺行為または過失が存在しない場合、管理会社は、受託会社、ファンド、投資顧問会社または受益者に対して、信託証書に基づく管理会社の行為の結果、生じる損失に責任を負わない。

2018年6月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っていた。

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2018年6月末日現在の数値である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	3	3,000,255,527米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	4	1,166,289,852米ドル
アイルランド	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	2	586,023,251米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	9	1,048,000,735米ドル
	投資信託	11	79,640,225,121米ドル
		1	222,345,019オーストラリア・ドル
		2	961,047,132円
		4	14,774,346,020英ポンド
2	12,071,968,092ユーロ		
ルクセンブルグ	プライベート・エクイティ	8	1,325,409,651米ドル
	投資信託	66	55,858,738,669米ドル
		7	6,606,941,807ユーロ
		3	77,416,895英ポンド
		2	1,562,988,651円
		1	1,622,233,601ノルウェー・クローネ

（3）その他

本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して、英国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

上記原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピー（PricewaterhouseCoopers LLP）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

b．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2018年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.01円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド
損益計算書
2017年12月31日終了年度

注	2017年12月31日終了年度		2016年12月31日終了年度		
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	
売上	23,657	2,626,164	20,476	2,273,041	
受取利息および類似収益	5	1,090	121,001	76	8,437
一般管理費	6	(9,597)	(1,065,363)	(10,064)	(1,117,205)
営業利益および税引前利益		15,150	1,681,802	10,488	1,164,273
利益にかかる税額	9	(2,898)	(321,707)	(2,169)	(240,781)
当期利益		12,252	1,360,095	8,319	923,492

当年度および前年度における当社の営業利益は、継続事業から生じたものである。

当社は、上記に表示された損益計算書に計上されている損益以外の損益を認識していないため、別個の包括利益計算書は作成していない。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

貸借対照表

2017年12月31日現在

注	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円
流動資産				
銀行預金および手許現金	34,920	3,876,469	5,571	618,437
債権	10	35,233	42,887	4,760,886
		70,153	48,458	5,379,323
債務：1年以内に期限が到来する金額	11	(13,733)	(4,290)	(476,233)
純流動資産および純資産		56,420	44,168	4,903,090
資本金および準備金				
払込資本金	12	25,000	25,000	2,775,250
利益剰余金		31,420	19,168	2,127,840
株主持分合計		56,420	44,168	4,903,090

本財務書類は、2018年4月18日に取締役会で承認され、取締役会を代表して以下の取締役により署名された。

(署名)
M. ホームズ
取締役

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

株主資本等変動計算書

2017年12月31日終了年度

	払込資本金		利益剰余金		株主持分合計	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
2016年1月1日現在残高	25,000	2,775,250	10,849	1,204,347	35,849	3,979,597
当期利益	-	-	8,319	923,492	8,319	923,492
2016年12月31日現在残高	25,000	2,775,250	19,168	2,127,840	44,168	4,903,090
当期利益	-	-	12,252	1,360,095	12,252	1,360,095
2017年12月31日現在残高	25,000	2,775,250	31,420	3,487,934	56,420	6,263,184

2017年度および2016年度に支払われた配当金はなかった。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

財務書類に対する注記 - 2017年12月31日

1. 基本情報

当社は非公開有限責任会社であり、イングランドおよびウェールズにおいて設立され、本拠地としている。その登記上の所在地は、英国、E C 4 A 2 B B ロンドン、フリート・ストリート133、ピーターバラ・コートである。

直接の親会社は、イングランドおよびウェールズにおいて設立され、本拠地としているゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド(以下「G S G UK」という。)である。

最終の親会社および連結財務書類が作成されている最小単位かつ最大単位のグループの親会社は、アメリカ合衆国において設立されたザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。その連結財務書類の写しは、グループの主たる事業所であるアメリカ合衆国、10282 ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200のインベスター・リレーションズ、またはwww.goldmansachs.com/shareholders/から入手することができる。

バーゼル 第3の柱の開示

当社は、EU自己資本規制により要求されるとおり、G S G UKの連結第3の柱の開示に含まれている。G S G UKの2017年度における第3の柱の開示は、連結財務情報の公表に併せて、www.goldmansachs.com/disclosures/で入手可能となる予定である。

国別報告書

当社は、2013年自己資本規制(国別報告書)により要求されるとおり、G S G UKの連結国別報告書の開示に含まれている。G S G UKの2017年度の国別開示は、2018年12月31日までにwww.goldmansachs.com/disclosures/で入手可能となる予定である。

2. 会計方針

a. 作成基準

本財務書類は、継続企業の前提および取得原価主義に基づいて、また、財務報告基準第101号「開示減免フレームワーク」(以下「FRS第101号」という。)および2006年会社法に準拠して作成されている。

FRS第101号に準拠した本財務書類の作成において、EUが採用した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)の開示要件から以下の例外事項が適用されている。

- () IFRS第2号「株式に基づく報酬」第45(b)項および46項から52項。これらの項目はグループ・インクの連結財務書類において開示されている。
- () IAS第1号「財務諸表の表示」第79(a)()項に関する比較情報を表示するIAS第1号「財務諸表の表示」第38項
- () IAS第1号「財務諸表の表示」第10(f)項、16項および40A - D項
- () IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」
- () IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」第30項および31項
- () IAS第24号「関連当事者についての開示」第17項
- () IAS第24号「関連当事者についての開示」グループ内で完全所有されている会社との取引の開示要件

b. 収益認識

売上は、管理会社報酬を示しており、関連サービスが提供される期間にわたって発生主義で認識される。

c. 配当金

最終配当金は、負債として認識され、配当金が当社の株主によって承認された期間において持分から減額される。期中配当金は、支払時に認識され、持分から減額される。

d. 銀行預金および手許現金

銀行預金および手許現金は、通常の事業過程において保有されている流動性の高い翌日物預金である。

e. 外貨

当社の財務書類は、当社の機能通貨でもある米ドルで表示されている。

外貨建て取引は、取引発生日における為替レートにより米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の為替レートにより米ドルに換算される。為替差損益は営業利益に認識される。

f. 当期税金および繰延税金

当年度の税金費用は、当期税金で構成されている。税金は損益計算書に認識される。

当期税金は、当社が営業活動を行い課税所得を得た国にて貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税法に基づき計算される。

繰延税金は、将来においてより多くの税金を支払う義務またはより少ない税金を支払う権利をもたらす取引または事象が貸借対照表日までに発生した場合、発生済みで同日現在において解消していないすべての一時差異に関して認識される。ただし、以下の場合を例外とする。

()繰延税金資産は、対象となる一時差異の将来における解消を控除できる適切な課税所得がある可能性が50%超であると取締役が考えている範囲でのみ認識される。

()繰延税金は、貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税率および税法に基づき、一時差異が解消する期間に適用が予想される税率での割引前で測定される。

g. 金融資産および金融負債

()認識および認識の中止

金融資産および金融負債は、金融商品の契約条項の当事者になった場合に認識される。金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社が当該金融資産ならびに当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合に、認識が中止される。金融負債は、当該金融負債が消滅した時（すなわち、契約中に特定された債務が免責、取り消しまたは失効となった時）にのみ、認識が中止される。

()分類および測定

金融資産は当社の全流動資産で構成され、金融負債は当社の全債務で構成される。

当社は、金融資産および金融負債をそれぞれ、貸付金および債権、ならびに償却原価で測定される金融負債に分類している。この分類は当初認識時に決定されるが、当該金融商品が取得または組成された目的に応じて行われる。

貸付金および債権ならびに償却原価で測定される金融負債は、公正価値で当初認識され、その後、償却原価で再測定される。金融収益および費用は発生主義で認識される。すべての金融収益および費用は、損益計算書において認識される。

()金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、以下の場合に相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

()現在、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を有しており、かつ

()当該資産と当該負債を純額で決済するか、または当該資産の実現と当該負債の決済を同時に行うことを意図している。

これらの条件が満たされない場合は、金融資産および金融負債は貸借対照表において総額で表示される。

h. 新しい会計基準

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2014年5月に、国際会計基準審議会はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。修正済のこの基準は、財およびサービスの移転により生じる顧客からの収益の認識に関する包括的な指針、特定の契約コストの会計処理に関する指針、ならびに新しい開示要件を提供するものである。

この基準は、当社においては2018年1月より適用された。この基準を適用した結果、当社は今後、販売およびポートフォリオ管理など、サービスの提供を主とするが、最終的には当該サービスの提供を再委託する取決めに関連した収益および費用をそれぞれ総額で表示することになる。この表示の変更は、当社の営業利益を変更するものではないが、当社の現在の表示に比べて、当社の売上および一般管理費が大幅に増加すると予想されている。

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成において、経営者は、財務書類に認識される金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが求められる。見積りの性質により、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。経営者は、本財務書類に認識されている金額に重大な影響を及ぼす判断は行われなかったと考えている。

4. セグメント別報告

すべての営業利益は、投資顧問業のセグメントより発生している。取締役は、当社の活動を単一事業として、また同一の地域（欧州、中東およびアフリカ（EMEA））で行われているものとして管理している。従ってセグメント分析は提供されていない。

5. 受取利息および類似収益

	2017年12月31日 終了年度	2016年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
翌日物預金に係る利息	33	49
グループ会社に対する債権に係る利息（注記10参照）	1,057	27
	1,090	76

6．一般管理費

	2017年12月31日 終了年度	2016年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
グループ会社によって請求される管理報酬 (注記 a 参照)	9,619	10,032
監査人報酬 - 監査業務	20	25
その他の費用	(42)	7
	9,597	10,064

a．グループ会社によって請求される管理報酬は、営業および管理サポートやグループ会社による管理サービスに関連している。

7．人件費

前年度と同様に、当社の業務に正式に任命されている全従業員は、グループ兄弟会社によって雇用されている。当該グループ会社が当社に対して提供したすべてのサービスに関する費用は、グループ会社によって請求される管理報酬に含まれている（注記 6 参照）。

8．取締役報酬

グループ会社が負担している当社の取締役報酬は以下の表のとおりである。

	2017年12月31日 終了年度	2016年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
取締役：		
報酬総額	161	175

2006年会社法に準拠して、上記の取締役報酬は、適格なサービスのみに関する支払済みまたは未払いの報酬合計額を表示している。行政委任立法2008年 / 410号の第 5 附則に従って、この合計額は現金および現物支給される給付の価額のみを含んでおり、株式報酬の価額を含んでいない。取締役はまた、適格ではないサービスに関する報酬も受け取るが、そうした報酬に関する開示は要求されていない。

当年度の一部または通年にわたり取締役役に就任していた人物のうち、2名の取締役が確定拠出制度に加入していた。当年度において、3名の取締役が長期報奨制度下でグループ・インクの株式を受領したまたは受領する予定である。当年度において、株式オプションを行使した取締役はいない。

9. 利益にかかる税額

	2017年12月31日 終了年度	2016年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
当期税金：		
英国法人税	2,905	2,087
過年度に関する調整	(7)	82
利益にかかる税額合計	2,898	2,169

利益にかかる税額と、当年度において当社に適用される英国法人税の加重平均税率19.25%（2016年：20%）を税引前利益に乗じて算出した金額との調整は、以下の表のとおりである。

	2017年12月31日 終了年度	2016年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
税引前利益	15,150	10,488
利益に英国における加重平均税率19.25%（2016年：20%）を乗じた額	2,916	2,098
為替差額	(11)	(11)
過年度に関する調整	(7)	82
利益にかかる税額合計	2,898	2,169

10. 債権

債権は、すべて貸借対照表日から1年以内に期限が到来するが、その内訳は以下のとおりである。

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
	千米ドル	千米ドル
グループ会社に対する債権	33,055	40,380
顧客に対する債権	2,178	2,507
	35,233	42,887

グループ会社に対する債権には、グループ兄弟会社の預金口座残高ゼロ米ドル（2016年12月31日：2.8百万米ドル）が含まれている。

グループ会社に対する債権には、当社からグループ兄弟会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナルに対する貸付金25.2百万米ドル（2016年12月31日：35.4百万米ドル）が含まれている。当該貸付金は、無担保で、連邦準備制度のフェデラル・ファンド・レートを上回る変動マージンで利息が付されている。当該貸付金は、当社からの要求または2063年7月31日のいずれか早い時点で返済される。

11. 債務：1年以内に期限が到来する金額

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
	千米ドル	千米ドル
未払グループ税額控除	7,024	4,232
グループ会社に対する債務	6,709	58
	13,733	4,290

12. 払込資本金

2017年12月31日および2016年12月31日現在の払込資本金の構成は、以下のとおりである。

	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	株式数	千米ドル	株式数	千米ドル
割当済、請求済および全額払込済				
額面1米ドルの普通株式	25,000,000	25,000	25,000,000	25,000
		25,000		25,000

13. 財務コミットメントおよび偶発債務

当社には、年度末現在において、財務コミットメントおよび偶発債務はなかった（2016年12月31日：ゼロ米ドル）。

14. 金融リスク管理および資本管理

当社は、継続的に資金のモニタリングを行っている。当社の目的は、当社のリスク・エクスポージャーと比較して、その資本基盤の金額および構成の観点から慎重に投資することである。株式資本の適切な水準および構成は、当社の現在および将来における規制上の自己資本要件、当社の資本計画の結果、ならびに金融市場における事業環境や景気などのその他の要因を含む様々な要因によって決定される。

2017年度および2016年度において、当社はF C Aが定めた自己資本要件を遵守していた。

2017年12月31日現在のT i e r 1 資本は56.4百万米ドル（2016年12月31日：44.2百万米ドル）であった。

当社は、当社の金融資産および負債を通じて金融リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる金融リスクの中で最も重要な要素は市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクであると考えている。当社は、グローバル・グループの一員として、グローバルのリスク方針および手続きを順守している。

a. 市場リスク

市場リスクとは、市況の変化に伴い当社の金融資産および金融負債の価値に損失が生じるリスクである。リスクは、強力な全社の監督ならびに当社の事業全般にわたる独立した統制およびサポート機能を通じて、モニタリングおよび管理される。当社に関連する市場リスクは、金利リスクおよび通貨リスクである。

金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率、金利のボラティリティならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる。

通貨リスクは、直物価格、先渡価格および為替レートのボラティリティの変動から生じる。

当社は、当社の状況に適切な範囲で、経済的ヘッジを設定することにより、グループのリスク管理方針の一環として、金利リスクおよび通貨リスクを管理している。

金利が50ベース・ポイント上昇/下落し、その他すべての変数が変わらなかった場合、2017年12月31日終了年度における当社の利益は0.1百万米ドル(2016年:0.2百万米ドル)増加/減少していたと考えられる。

b. 信用リスク

信用リスクとは、取引相手先の債務不履行または信用度の悪化に伴い損失を被る可能性を表している。信用リスクは、取引相手先の信用度のレビュー、また該当する場合には、資産に対する対象担保の見直しによって管理されている。信用リスクに対する当社の最大エクスポージャーは、2017年12月31日および2016年12月31日現在の金融資産の帳簿価額に相当する。

信用エクスポージャー

当社の信用エクスポージャーは、以下のとおりである。

銀行預金および手許預金 銀行預金および手許預金には、有利子預金と無利子預金の両方が含まれている。信用損失のリスクを軽減するために、当社は、預金の実質的にすべてを高格付の銀行に預け入れている。

債権 当社は、顧客に対する債権およびグループ会社に対する債権からの信用リスクにさらされている。投資ファンドからの報酬は、ファンドのAUMから決済されるが、その信用リスクは僅少であると考えられている。

c. 流動性リスク

流動性リスクとは、期限が到来した際に取引相手先に支払いを行うための十分な現金を当社が保有していないというリスクである。当社は、当社特とより広範な業界または市場との両方の流動性事象に対応するために、流動性および資金調達に関する包括的かつ保守的なグループの方針に従って、流動性リスクを管理している。

15. 金融資産および金融負債

a. 種類別金融資産および金融負債

当年度および過年度において、すべての金融資産は貸付金および債権に分類されている。当年度および過年度において、すべての金融負債は、償却原価で保有されている。

b. 公正価値で測定されない金融資産および金融負債の公正価値

当社は、公正価値で測定されない170.2百万米ドル（2016年12月31日：48.5百万米ドル）の流動金融資産および13.7百万米ドル（2016年12月31日：4.3百万米ドル）の流動金融負債を保有している。これらの金融商品が短期的な性質であることを考えると、貸借対照表上の金融資産および金融負債の帳簿価額は、公正価値に合理的に近似する。

c. 金融負債の満期

すべての金融負債は貸借対照表日から1ヶ月以内に期限が到来する。

(2) 損益の状況

損益計算書については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した損益計算書を参照のこと。

[次へ](#)

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**PROFIT AND LOSS ACCOUNT****for the year ended 31 December 2017**

		Year ended 31 December 2017	Year ended 31 December 2016
	Note	US\$'000	US\$'000
Turnover		23,657	20,476
Interest receivable and similar income	5	1,090	76
Administrative expenses	6	(9,597)	(10,064)
OPERATING PROFIT AND PROFIT BEFORE TAXATION		15,150	10,488
Tax on profit	9	(2,898)	(2,169)
PROFIT FOR THE FINANCIAL YEAR		12,252	8,319

The operating profits of the company are derived from continuing operations in the current and prior years.

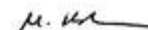
The company has no recognised gains and losses other than those included in the profit and loss account for the years shown above and therefore no separate statement of comprehensive income has been presented.

Company number: 08814445

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**BALANCE SHEET****as at 31 December 2017**

	Note	31 December 2017 US\$'000	31 December 2016 US\$'000
CURRENT ASSETS			
Cash at bank and in hand		34,920	5,571
Debtors	10	35,233	42,887
		70,153	48,458
CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR			
	11	(13,733)	(4,290)
NET CURRENT ASSETS AND NET ASSETS			
		56,420	44,168
CAPITAL AND RESERVES			
Called up share capital	12	25,000	25,000
Profit and loss account		31,420	19,168
TOTAL SHAREHOLDER'S FUNDS			
		56,420	44,168

The financial statements were approved by the Board of Directors on 18 April 2018 and signed on its behalf by:



M. Holmes
Director

Company number: 08814445

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY****for the year ended 31 December 2017**

	Called up share capital	Profit and loss account	Total shareholder's funds
	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Balance at 1 January 2016	25,000	10,849	35,849
Profit for the financial year	-	8,319	8,319
Balance at 31 December 2016	25,000	19,168	44,168
Profit for the financial year	-	12,252	12,252
Balance at 31 December 2017	25,000	31,420	56,420

No dividends were paid in 2017 and 2016.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2017**1. GENERAL INFORMATION**

The company is a private limited company and is incorporated and domiciled in England and Wales. The address of its registered office is Peterborough Court, 133 Fleet Street, London, EC4A 2BB, United Kingdom.

The immediate parent undertaking is Goldman Sachs Group UK Limited (GSG UK), a company incorporated and domiciled in England and Wales.

The ultimate parent undertaking and the parent company of the smallest and largest group for which consolidated financial statements are prepared is The Goldman Sachs Group, Inc., a company incorporated in the United States of America. Copies of its consolidated financial statements can be obtained from Investor Relations, 200 West Street, New York, NY 10282, United States of America, the group's principal place of business, or at www.goldmansachs.com/shareholders/.

Basel III Pillar 3 disclosures

The company is included in the consolidated Pillar 3 disclosures of GSG UK, as required by the E.U. Capital Requirements Regulation. GSG UK's 2017 Pillar 3 disclosures will be made available in conjunction with the publication of its consolidated financial information at www.goldmansachs.com/disclosures/.

Country-by-Country Reporting

The company is included in the consolidated country-by-country reporting disclosures of GSG UK, which are required by the Capital Requirements (Country-by-Country Reporting) Regulations 2013. GSG UK's 2017 country-by-country disclosures will be made available by 31 December 2018 at www.goldmansachs.com/disclosures/.

2. ACCOUNTING POLICIES**a. Basis of preparation**

These financial statements have been prepared on the going concern basis, under the historical cost convention, and in accordance with Financial Reporting Standard 101 Reduced Disclosure Framework (FRS 101) and the Companies Act 2006.

The following exemptions from the disclosure requirements of International Financial Reporting Standard (IFRS) as adopted by the E.U. have been applied in the preparation of these financial statements in accordance with FRS 101:

- (i) IFRS 2 'Share-based Payment' paragraph 45(b) and 46 to 52. These disclosures are provided in the consolidated financial statements of Group Inc.;
- (ii) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraph 38 to present comparative information in respect of IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 79 (a)(iv);
- (iii) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 10(f), 16, and 40A-D;
- (iv) IAS 7 'Statement of Cash Flows';
- (v) IAS 8 'Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors' paragraphs 30 and 31;
- (vi) IAS 24 'Related Party Disclosures' paragraph 17; and
- (vii) IAS 24 'Related Party Disclosures' requirements to disclose transactions with companies also wholly owned within the group.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2017**2. ACCOUNTING POLICIES (continued)****b. Revenue recognition**

Turnover represents management company fees and is recognised on an accruals basis over the period that the related service is provided.

c. Dividends

Final equity dividends are recognised as a liability and deducted from equity in the period in which the dividends are approved by the company's shareholder. Interim equity dividends are recognised and deducted from equity when paid.

d. Cash at bank and in hand

Cash at bank and in hand is highly liquid overnight deposits held in the ordinary course of business.

e. Foreign currencies

The company's financial statements are presented in U.S. dollars, which is also the company's functional currency.

Transactions denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling on the date the transaction occurred. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling at the balance sheet date. Foreign exchange gains and losses are recognised in operating profit.

f. Current and deferred tax

The tax expense for the year comprises current tax. Tax is recognised in the profit and loss account.

Current tax is calculated on the basis of the tax laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date in the countries where the company operates and generates taxable income.

Deferred tax is recognised in respect of all temporary differences that have originated, but not reversed at the balance sheet date, where transactions or events have occurred by that date that will result in an obligation to pay more tax or a right to pay less tax in the future with the following exceptions:

- (i) Deferred tax assets are recognised only to the extent that the directors consider that it is more likely than not that there will be suitable taxable profits from which future reversal of the underlying temporary differences can be deducted.
- (ii) Deferred tax is measured on an undiscounted basis at the tax rates that are expected to apply in the periods in which temporary differences reverse, based on tax rates and laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2017**2. ACCOUNTING POLICIES (continued)****g. Financial assets and financial liabilities****(i) Recognition and derecognition**

Financial assets and financial liabilities are recognised when the company becomes party to the contractual provisions of the instrument. A financial asset is derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or if the company transfers the financial asset and substantially all the risk and rewards of ownership of that financial asset. A financial liability is derecognised only when it is extinguished (i.e. when the obligation specified in the contract is discharged or cancelled or expires).

(ii) Classification and measurement

Financial assets comprise all of the company's current assets, and financial liabilities comprise all of the company's creditors.

The company classifies its financial assets and financial liabilities as loans and receivables and financial liabilities measured at amortised cost, respectively. The classification, which is determined at initial recognition, depends on the purpose for which they were acquired or originated.

Loans and receivables and financial liabilities measured at amortised cost are initially recognised at fair value and are subsequently remeasured at amortised cost, with finance income and expense recognised on an accruals basis. All finance income and expense is recognised in the profit and loss account.

(iii) Offsetting financial assets and financial liabilities

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is presented in the balance sheet where there is:

- (i) currently a legally enforceable right to set off the recognised amounts; and
- (ii) intent to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Where these conditions are not met, financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis on the balance sheet.

h. New accounting standards**IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers'**

In May 2014, the IASB issued IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers'. This standard, as amended, provides comprehensive guidance on the recognition of revenue from customers arising from the transfer of goods and services, guidance on accounting for certain contract costs, and new disclosures.

The standard became effective for the company in January 2018. As a result of adopting this standard, the company will prospectively present revenues and expenses associated with arrangements where it is principal to providing services but ultimately sub-delegates provision of these services, such as distribution and portfolio management, on a gross basis. Whilst this presentational change will not change the company's operating profit, it is expected to significantly increase the company's turnover and administrative expenses in comparison to the company's current presentation.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2017****3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS**

The preparation of financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in these financial statements. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. In the opinion of management, there were no judgements made that had a significant effect on amounts recognised in the financial statements.

4. SEGMENTAL REPORTING

All operating profits arise from the Investment Management segment. The directors manage the company's activities as a single business and in the same geographic region (EMEA) and accordingly no segmental analysis has been provided.

5. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	Year ended 31 December 2017	Year ended 31 December 2016
	US\$'000	US\$'000
Interest on overnight deposits	33	49
Interest on loans to group undertakings (note 10)	1,057	27
	<u>1,090</u>	<u>76</u>

6. ADMINISTRATIVE EXPENSES

	Year ended 31 December 2017	Year ended 31 December 2016
	US\$'000	US\$'000
Management fees charged by group undertakings (note a)	9,619	10,032
Auditors' remuneration - audit services	20	25
Other expenses	(42)	7
	<u>9,597</u>	<u>10,064</u>

a. Management fees charged by group undertakings relate to operational and administrative support, and management services received from group undertakings.

7. STAFF COSTS

As in the prior year, all persons formally assigned to the company's operations are employed by fellow group undertakings. The charges made by these group undertakings for all services provided to the company are included in the management fees charged by group undertakings (see note 6).

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2017****8. DIRECTORS' EMOLUMENTS**

The table below presents the company's directors' emoluments, which has been borne by group undertakings:

	Year ended 31 December 2017	Year ended 31 December 2016
	US\$'000	US\$'000
Directors:		
Aggregate emoluments	<u>161</u>	<u>175</u>

In accordance with the Companies Act 2006, directors' emoluments above represent the proportion of total emoluments paid or payable in respect of qualifying services only. This total only includes the value of cash and benefits in kind, and does not include the value of equity awards in accordance with the provisions of Schedule 5 of SI 2008/410. Directors also receive emoluments for non-qualifying services which are not required to be disclosed.

For persons who were directors for some or all of the year, two directors were members of a defined contribution scheme. Three directors have received or are due to receive Group Inc. shares in respect of a long-term incentive scheme during the year. No director has exercised stock options during the year.

9. TAX ON PROFIT

	Year ended 31 December 2017	Year ended 31 December 2016
	US\$'000	US\$'000
Current tax:		
U.K. corporation tax	2,905	2,087
Adjustments in respect of prior periods	(7)	82
Total tax on profit	<u>2,898</u>	<u>2,169</u>

The table below presents a reconciliation between tax on profit and the amount calculated by applying the weighted average rate of U.K. corporation tax applicable to the company for the year of 19.25% (2016: 20%) to the profit before taxation.

	Year ended 31 December 2017	Year ended 31 December 2016
	US\$'000	US\$'000
Profit before taxation	<u>15,150</u>	<u>10,488</u>
Profit multiplied by the weighted average rate in the U.K. of 19.25% (2016: 20%)	2,916	2,098
Exchange differences	(11)	(11)
Adjustments in respect of prior periods	(7)	82
Total tax on profit	<u>2,898</u>	<u>2,169</u>

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2017****10. DEBTORS**

Debtors, all of which are due within one year of the balance sheet date comprise:

	31 December 2017	31 December 2016
	US\$'000	US\$'000
Amounts due from group undertakings	33,055	40,380
Amounts due from customers	2,178	2,507
	<u>35,233</u>	<u>42,887</u>

Amounts due from group undertakings includes US\$nil (31 December 2016: US\$2.8 million) in cash balances held on account by a fellow group undertaking.

Amounts due from group undertakings includes a loan of US\$25.2 million (31 December 2016: US\$35.4 million) advanced by the company to Goldman Sachs International, a fellow group undertaking. The loan is unsecured and carries interest at a variable margin over the U.S. Federal Reserve's federal funds rate. The loan is repayable on demand by the company or 31 July 2063, whichever is earlier.

11. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2017	31 December 2016
	US\$'000	US\$'000
Group relief payable	7,024	4,232
Amounts due to group undertakings	6,709	58
	<u>13,733</u>	<u>4,290</u>

12. CALLED UP SHARE CAPITAL

At 31 December 2017 and 31 December 2016 called up share capital comprised:

	31 December 2017		31 December 2016	
	No.	US\$'000	No.	US\$'000
<u>Allotted, called up and fully paid</u>				
Ordinary shares of US\$1 each	25,000,000	25,000	25,000,000	25,000
		<u>25,000</u>		<u>25,000</u>

13. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

The company had no financial commitments and contingencies outstanding at year end (31 December 2016: US\$nil).

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2017**14. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT**

The company monitors its capital on an ongoing basis. The company's objective is to be prudently capitalised in terms of the amount and composition of its equity base compared to the company's risk exposures. The appropriate level and composition of its equity capital is determined by multiple factors including the company's current and future regulatory capital requirements, the results of the company's capital planning and other factors such as the business environment and conditions in the financial markets.

During 2017 and 2016, the company was in compliance with the capital requirements set by the FCA.

Tier 1 capital as at 31 December 2017 was US\$56.4 million (31 December 2016: US\$44.2 million).

The company is exposed to financial risk through its financial assets and financial liabilities. Due to the nature of the company's business and the assets and liabilities contained within the company's balance sheet, the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are market risk, credit risk and liquidity risk. The company, as part of a global group, adheres to global risk management policies and procedures.

a. Market risk

Market risk is the risk of loss in the value of the company's financial assets and financial liabilities due to changes in market conditions. Risks are monitored and controlled through strong firmwide oversight and independent control and support functions across the company's business. Relevant market risks for the company are interest rate risk and currency risk.

Interest rate risk results from exposures to changes in level, slope and curvature of yield curves, volatilities of interest rates and credit spreads.

Currency risk results from changes in spot prices, forward prices and volatilities in currency rates.

The company manages its interest rate and currency risk as part of the group's risk management policy, by establishing economic hedges as appropriate to the circumstances of the company.

If interest rates had been 50 basis points higher/lower and all other variables were held constant the company's profit for the year ended 31 December 2017 would increase/decrease by US\$0.1 million (2016: US\$0.2 million).

b. Credit risk

Credit risk represents the potential for loss due to the default or deterioration in the credit quality of a counterparty. Credit risk is managed by reviewing the credit quality of counterparties and reviewing, if applicable, the underlying collateral against which the assets are secured. The company's maximum exposure to credit risk is equivalent to the carrying value of its financial assets as at 31 December 2017 and 31 December 2016.

Credit exposures

The company's credit exposures are described further below.

Cash at bank and in hand. Cash at bank and in hand include both interest-bearing and non-interest-bearing deposits. To mitigate the risk of credit loss, the company places substantially all of its deposits with highly-rated banks.

Debtors. The company is exposed to credit risk from its amounts due from customers and amounts due from group undertakings. Fees from investment funds are settled from the AUM of the fund, for which the credit risk is considered minimal.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2017**14. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT (continued)****c. Liquidity risk**

Liquidity risk is the risk that the company does not have sufficient cash to make payments to its counterparties as they fall due. The company manages its liquidity risk in accordance with the group's comprehensive and conservative set of liquidity and funding policies to address both company specific and broader industry or market liquidity events.

15. FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES**a. Financial assets and financial liabilities by category**

All financial assets are categorised as loans and receivables in the current and prior years. All financial liabilities are held at amortised cost in the current and prior years.

b. Fair value of financial assets and financial liabilities not measured a fair value

The company has US\$70.2 million (31 December 2016: US\$48.5 million) of current financial assets and US\$13.7 million (31 December 2016: US\$4.3 million) of current financial liabilities that are not measured at fair value. Given the short-term nature of these instruments, the carrying amounts of the financial assets and financial liabilities on the balance sheet are a reasonable approximation of fair value.

c. Maturity of financial liabilities

All financial liabilities are due within one month of the balance sheet date.

()その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

表紙

< 訂正前 >

(前略)

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称

ゴールドマン・サックス・MMF
- ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
(GOLDMAN SACHS MONEY MARKET FUNDS
- GOLDMAN SACHS US\$ MONEY MARKET FUND)

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF 受益証券100億アメリカ合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ドル」という。）（約1兆935億円）を上限とする。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）
- ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
(GOLDMAN SACHS UNIT TRUST (IRELAND)
- GOLDMAN SACHS US\$ FUND)

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド 受益証券100億アメリカ合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ドル」という。）（約1兆935億円）を上限とする。

(後略)

第一部 証券情報

< 訂正前 >

(1) ファンドの名称

ゴールドマン・サックス・MMF (Goldman Sachs Money Market Funds) (注)
(以下「ファンド」という。)

(注) 2018年9月末付で、ファンドの名称は「ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド） - ゴールドマン・サックス・米ドルファンド」に変更される。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券で、ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF (Goldman Sachs US\$ Money Market Fund (以下「米ドル・ポートフォリオ」という。)) 受益証券 (以下「米ドル受益証券」、「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」という。)

(中略)

(4) 発行（売出）価格

各申込みがゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（以下「管理会社」という。）により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格（ただし、通常は1米セントである。）

「取引日」とは、ロンドンおよび日本における銀行ならびにニューヨーク証券取引所が営業している日(ニューヨークの銀行が現地の休日のため休業している日を除く。)、ならびに管理会社が決定し受益者に事前に通知するその他の日(ただし、各暦月に一定の間隔を置いて2取引日以上あることを条件とする。)をいう。

(後略)

<訂正後>

(1) ファンドの名称

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド) - ゴールドマン・サックス・米ドルファンド(Goldman Sachs Unit Trust(Ireland) - Goldman Sachs US\$ Fund) (注)

(以下「ファンド」という。)

(注) 2018年9月末付で、ファンドの名称は「ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド) - ゴールドマン・サックス・米ドルファンド」に変更された。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券で、ゴールドマン・サックス・米ドルファンド(Goldman Sachs US\$ Fund(以下「米ドル・ポートフォリオ」という。))受益証券(以下「米ドル受益証券」、「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」という。)の一種類とする。

(中略)

(4) 発行(売出)価格

各申込みがゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド(以下「管理会社」という。)により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格(ただし、通常は1米セントである。)

「取引日」とは、ロンドン、ニューヨークおよび日本の銀行の営業日で、ニューヨーク証券取引所の営業日である日か、または、各暦月に一定の間隔を置いて2取引日以上あることを前提に、管理会社が決定し受益者に事前に通知するその他の日をいう。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

1999年4月22日に設立されたゴールドマン・サックス・MMF(注)(以下「ファンド」という。)は、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書(以下「信託証書」という。)に基づくユニット・トラストとして設定され、かつ、UCITS規則(下記参照)に従いアイルランド中央銀行(以下「アイルランド中央銀行」という。)による認可を受けたオープン・エンド型のアイルランドのアンブレラ型投資信託である。

(注) 2018年9月末より、欧州議会および欧州連合理事会による欧州マネー・マーケット・ファンド規制(以下「欧州MMF規制」)に対応するため、ファンドの名称を「ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド) - ゴールドマン・サックス・米ドルファンド」に変更する予定である。なお、今般の変更は、アイルランド中央銀行による認可の取得とその他の手続きを条件として、アイルランドにおける目論見書および信託証書は、2018年9月末をもって変更される予定である。

2019年1月から発効する欧州MMF規制の定義によると、本ファンドのような、他のファンドを主たる投資対象とするファンドは「マネー・マーケット・ファンド」に該当しないこととなる。従って、当該規制のもとでは「マネー・マーケット・ファンド」ならびに「MMF」をファンドの名称として使用することができなくなることから、ファンドの名称を変更することを予定している。一方で、当該規制においてファンドが

「マネー・マーケット・ファンド」に該当しなくなる理由は、上記のような構造上のものであり、ファンドの性格は日本国内で理解されている「マネー・マーケット・ファンド」の概念から外れるものではない。

(中略)

ファンドは、異なるクラス受益証券を、アイルランド中央銀行の承認を得て、随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。受益証券はファンドに対する権益を表章し、それぞれ別個の投資ポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」という。)を構成する。現在、ファンドは、ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF(Goldman Sachs US\$ Money Market Fund)の1つのポートフォリオから構成される。受益証券発行前に、管理会社は受益証券が発行されるポートフォリオを指定する。個々のポートフォリオについて、それぞれのポートフォリオごとに記録および会計が保持され、かかるポートフォリオの資産は当該ポートフォリオに適用される投資目的に従って投資される。ポートフォリオ毎に個別の監査報告書が作成され、ファンドの年次報告書に記載される。管理会社は、新しいクラス受益証券の設定時に、新しいクラス受益証券の投資方針および目的の詳細、ならびに当初募集期間、基準価格、投資顧問会社、当該クラス受益証券に関するその他の関連情報のそれぞれの詳細を掲載したファンドのサブリメントを発行する。

(中略)

それぞれのポートフォリオの受益証券は、アメリカ合衆国国民に対する場合を除き自由に譲渡しうる。また、管理会社は、個人、企業または法人による受益証券の所有が規制上のもしくは法令上の要件に違反する場合、ファンドの税金上の地位に影響を及ぼすおそれがある場合、またはファンドに金銭的不利益をもたらす場合、かかる所有を制限することがある。ファンドは、価値、手数料、その他費用に関する取決め、最低申込水準および販売に関して異なる取決めを有する各ポートフォリオに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。これを条件として、同一のポートフォリオのそれぞれの受益証券は、当該ポートフォリオの収益および分配金に対し、もしくは解散の際に当該ポートフォリオの資産に対して、同一のポートフォリオの他の受益証券と同等に参加する権利を有する。各ポートフォリオの受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されない。受益証券の端数は発行されない。

米ドル・ポートフォリオの投資目的は、別紙の . に記載されるとおりである。

信託金の限度額については定められていない。

各ポートフォリオは日本の開示法令に規定されるファンド・オブ・ファンズである。

<訂正後>

1999年4月22日に設立されたゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)(注)(以下「ファンド」という。)は、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書(以下「信託証書」という。)に基づくユニット・トラストとして設定され、かつ、UCITS規則(下記参照)に従いアイルランド中央銀行(以下「アイルランド中央銀行」という。)による認可を受けたオープン・エンド型のアイルランドのアンブレラ型投資信託である。

(中略)

ファンドは、異なるクラス受益証券を、アイルランド中央銀行の承認を得て、随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。受益証券はファンドに対する権益を表章し、それぞれ別個の投資ポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」という。)を構成する。現在、ファンドは、ゴールドマン・サックス・米ドルファンド(Goldman Sachs US\$ Fund)の1つのポートフォリオから構成される。受益証券発行前に、管理会社は受益証券が発行されるポートフォリオを指定する。個々のポートフォリオについて、それぞれのポートフォリオごとに記録および会計が保持され、かかるポートフォリオの資産は当該ポートフォリオに適用される投資目的に従って投資される。ポートフォリオ毎に個別の監査報告書が作成され、ファンドの年次報告書に記載される。管理会社は、新しいクラス受益証券の設定時に、新しいクラス受益証券の投資方針および目的の詳細、ならびに当初募集期間、基準価格、投資顧問会社、当該クラス受益証券に関するその他の関連情報のそれぞれの詳細を掲載したファンドのサブリメントを発行する。

(中略)

それぞれのポートフォリオの受益証券は、アメリカ合衆国国民に対する場合を除き自由に譲渡する。また、管理会社は、個人、企業または法人による受益証券の所有が規制上のもしくは法令上の要件に違反する場合、ファンドの税金上の地位に影響を及ぼすおそれがある場合、またはファンドに金銭的不利益をもたらす場合、かかる所有を制限することがある。ファンドは、価値、手数料、その他費用に関する取決め、最低申込水準および販売に関して異なる取決めを有する各ポートフォリオに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。これを条件として、同一のポートフォリオのそれぞれの受益証券は、当該ポートフォリオの収益および分配金に対し、もしくは解散の際に当該ポートフォリオの資産に対して、同一のポートフォリオの他の受益証券と同等に参加する権利を有する。各ポートフォリオの受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されない。

米ドル・ポートフォリオの投資目的は、別紙の . に記載されるとおりである。

信託金の限度額については定められていない。

各ポートフォリオは日本の開示法令に規定されるファンド・オブ・ファンズである。

（２）ファンドの沿革

< 訂正前 >

1999年 1月 4日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
1999年 4月22日	ゴールドマン・サックス・MMF 信託証券締結
1999年 4月30日	ゴールドマン・サックス・MMF 改訂信託証券締結
1999年 4月30日	米ドル・ポートフォリオの運用開始
2001年 7月31日	ユーロ・ポートフォリオの運用開始
2007年 3月16日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
2007年 5月31日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の退任および旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の任命
2012年11月 1日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2013年12月13日	管理会社の設立
2014年 6月27日	ゴールドマン・サックス・MMF 改訂・再録済信託証券締結
2015年 9月10日	ゴールドマン・サックス・MMF 改訂・再録済信託証券締結
2015年 9月30日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の退任および管理会社の任命
2016年 9月16日	ゴールドマン・サックス・MMF 改訂・再録済信託証券締結

< 訂正後 >

1999年 1月 4日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
1999年 4月22日	ゴールドマン・サックス・MMF 信託証券締結
1999年 4月30日	ゴールドマン・サックス・MMF 改訂信託証券締結
1999年 4月30日	米ドル・ポートフォリオの運用開始
2001年 7月31日	ユーロ・ポートフォリオの運用開始
2007年 3月16日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
2007年 5月31日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の退任および旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の任命
2012年11月 1日	ユーロ・ポートフォリオの償還

2013年12月13日 管理会社の設立

2014年6月27日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証券締結

2015年9月10日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証券締結

2015年9月30日 旧管理会社(ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド)の退任および管理会社の任命

2016年9月16日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証券締結

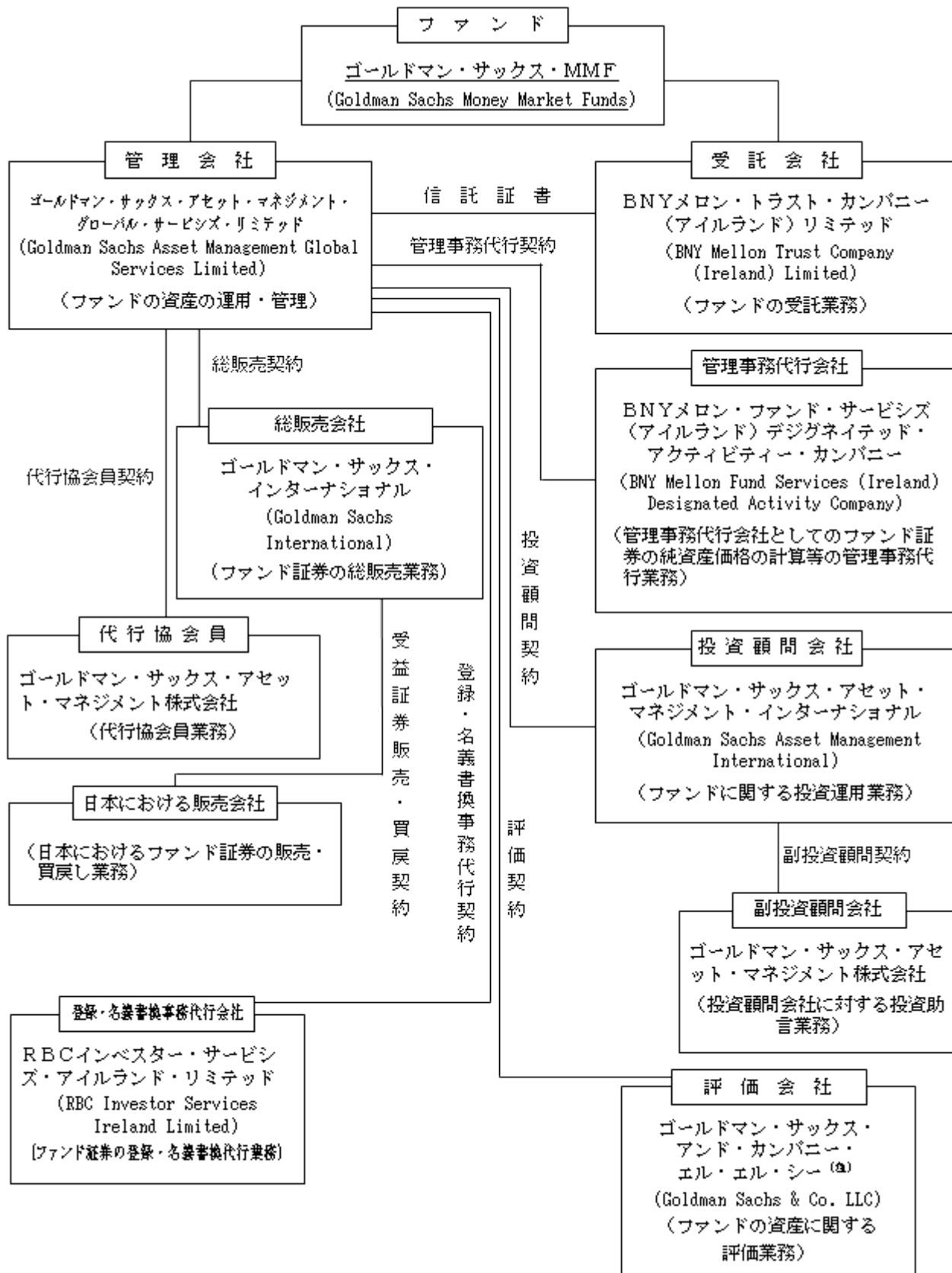
2018年9月17日 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)改訂・再録済信託証券締結(ファンドの名称変更)

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

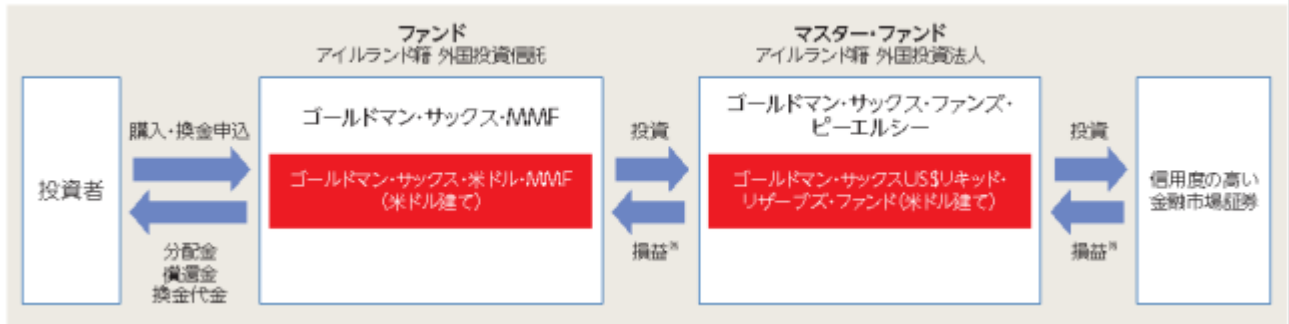
ファンドの仕組み

()



(注) 評価会社は、2017年4月28日付で名称を、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーからゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーに変更した。

()



損益はすべて投資者である受益者に帰属する。

「マスター・ファンド」とは、アイルランドにおいて有限責任法人として、かつ、UCITS規則に基づきサブ・ファンド間で分別された負債を有するアンブレラ型投資信託として設定された変動資本を有する投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーをいう。

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

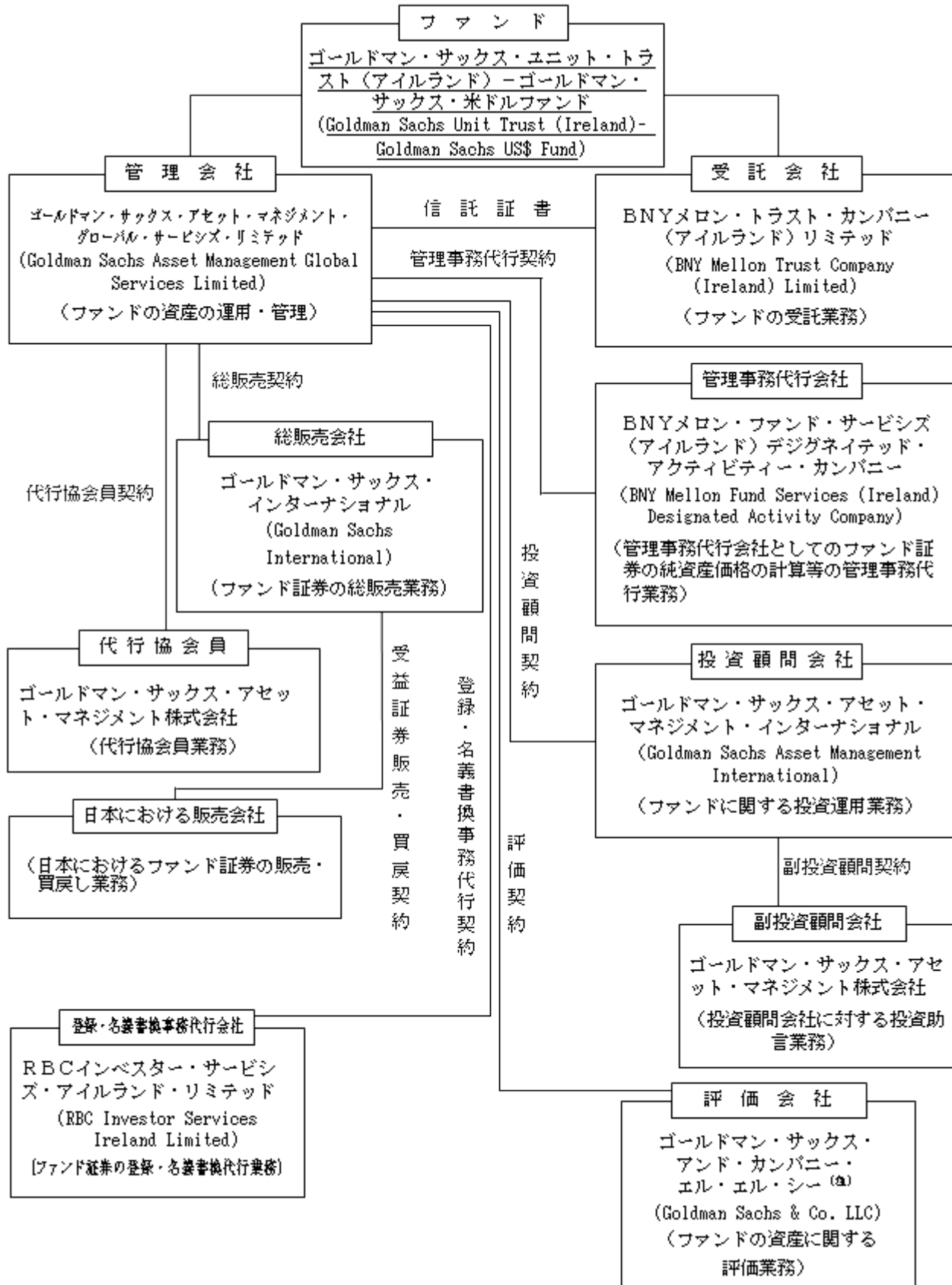
ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド (Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited)	1999年4月30日付のファンドの信託証書（注1）（2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2009年3月5日付第五追補信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証書、2015年6月3日付（2015年6月10日発効）追補信託証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）改訂・再録信託証書および2016年9月16日付（2016年9月30日発効）改訂・再録信託証書により改訂・補足済み）に基づきファンドの資産の運用・管理業務を行う。
受託会社	BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド (BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited)	1999年4月30日付で旧管理会社との間で締結された信託証書（2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2009年3月5日付第五追補信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証書、2015年6月3日付追補信託証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）改訂・再録信託証書および2016年9月16日付（2016年9月30日発効）改訂・再録信託証書により改訂・補足済み）に基づきファンドの受託者を務める。

(後略)

<訂正後>

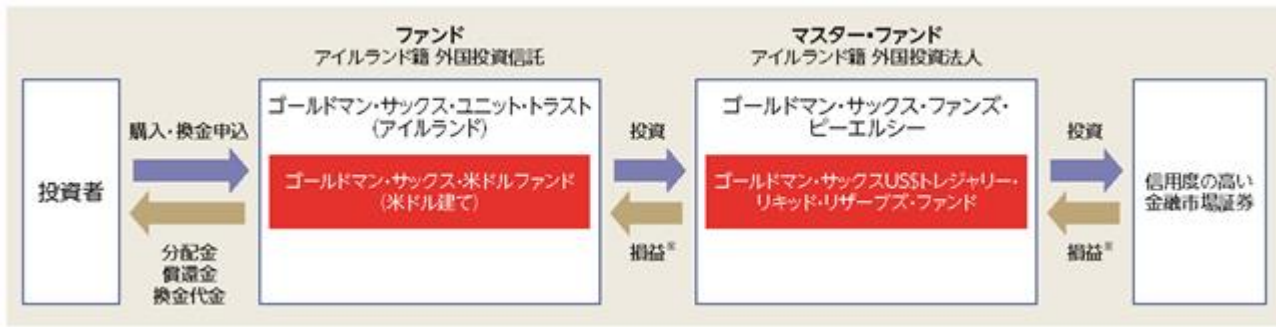
ファンドの仕組み

()



(注) 評価会社は、2017年4月28日付で名称を、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーからゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーに変更した。

()



損益はすべて投資者である受益者に帰属する。

「マスター・ファンド」とは、アイルランドにおいて有限責任法人として、かつ、UCITS規則に基づきサブ・ファンド間で分別された負債を有するアンブレラ型投資信託として設定された変動資本を有する投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーをいう。

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・グロー バル・サービス・リミテッド (Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited)	1999年4月30日付のファンドの信託証書 （注1）（2000年9月19日付第一追補信託 証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託 証書、2007年2月7日付第三追補信託証 書、2007年5月22日付（2007年5月31日よ り発効）管理会社の退任および任命に関す る証書、2009年3月5日付第五追補信託証 書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証 書、2015年6月3日付（2015年6月10日発 効）追補信託証書、2015年9月10日付 （2015年9月30日発効）管理会社の退任お よび任命に関する証書、2015年9月10日付 （2015年9月30日発効）改訂・再録信託証 書、2016年9月16日付（2016年9月30日発 効）改訂・再録信託証書および2018年9月 17日付（2018年9月28日発効）改訂・再録 信託証書により改訂・補足済み）に基づき ファンドの資産の運用・管理業務を行う。
受託会社	BNYメロン・トラスト・カン パニー（アイルランド）リミ テッド (BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited)	1999年4月30日付で旧管理会社との間で締 結された信託証書（2000年9月19日付第一 追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一 追補信託証書、2007年2月7日付第三追補 信託証書、2007年5月22日付（2007年5月 31日より発効）管理会社の退任および任命 に関する証書、2009年3月5日付第五追補 信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済 信託証書、2015年6月3日付追補信託証 書、2015年9月10日付（2015年9月30日発 効）管理会社の退任および任命に関する証 書、2015年9月10日付（2015年9月30日発 効）改訂・再録信託証書、2016年9月16日 付（2016年9月30日発効）改訂・再録信託 証書および2018年9月17日付（2018年9月 28日発効）改訂・再録信託証書により改 訂・補足済み）に基づきファンドの受託者 を務める。

(後略)

(5) 開示制度の概要

() アイルランドにおける開示

(口) 受益者に対する開示

< 訂正前 >

(前略)

販売・買戻価格の決定が後記「第2、2 (2) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止」に記載される状況において停止されている場合を除き、ポートフォリオの販売買戻価格はブルームバーグに各取引日（別紙の . に詳述される営業日および管理会社が決定するその他の日（ただし、各暦月に2取引日以上あることを条件とする。））に報告され、管理会社が随時決定するその他のメディアに対し、または当該メディアを通じて各取引日に公表される。販売価格および買戻価格は管理事務代行会社から入手することができる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

販売・買戻価格の決定が後記「第2、2 (2) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止」に記載される状況において停止されている場合を除き、ポートフォリオの販売買戻価格はブルームバーグに各取引日（別紙の . に詳述される取引日および管理会社が決定するその他の日（ただし、各暦月に2取引日以上あることを条件とする。））に報告され、管理会社が随時決定するその他のメディアに対し、または当該メディアを通じて各取引日に公表される。販売価格および買戻価格は管理事務代行会社から入手することができる。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

本書の日付現在において、以下のポートフォリオが、アイルランド中央銀行の同意を得て管理会社により設定されている。

ポートフォリオ

ポートフォリオの基準通貨

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

米ドル

投資目的および方針

ポートフォリオの資産は、別紙の . に規定されているポートフォリオの投資目的および方針に従い、個別に投資される。米ドル・ポートフォリオの投資方針については、別紙の . 「6 . US \$ フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針」および「7 . US \$ マスター・ファンドの投資方針」に記載されるとおりである。

ポートフォリオによる投資が成功すること、またはポートフォリオの投資目的が達成されることに関する確約または保証はできない。ポートフォリオに投資を行う際に検討されるべき要因については、本書の「リスク考察」を参照のこと。特に、ポートフォリオの投資対象である、安定した投資証券1口当たり純資産価格の達成を目的とするゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「マスター・ポートフォリオ」という。）がこれを行うという表明または保証はなく、元本に損失が生じる可能性があることに留意されたい。

(中略)

マスター・ファンドのポートフォリオ運用技法

すべてのマスター・ポートフォリオに適用されるポートフォリオ運用技法

投資家は、ポートフォリオ運用技法を使用する際にマスター・ファンドがUCITS規則に基づいてアイルランド中央銀行により随時策定される条件および制限ならびに下記の条件および制限を遵守しなければならない点に留意すべきである。以下の記載は、欧州証券市場監督局により

随時発表される追加のガイドラインおよび/または下記に関してアイルランド中央銀行により随時発表される追加のガイダンス従って適用される。

（隠れた収益を含まない）直接のおよび間接的な運用費および手数料を控除したポートフォリオ運用技法から生じるすべての収益は、マスター・ファンドに戻すべきである。マスター・ファンドは、かかる手数料および経費を、リバース・レポ取引アレンジのサービスの対価として代理人その他の仲介業者に支払うことができる。かかる代理人その他の仲介業者は、適用される証券・銀行法により許可されるマスター・ファンド、投資運用会社または保管銀行の関連会社であってもなくてもよい。かかる代理人その他の仲介業者の身元は、マスター・ファンドの監査済財務諸表に開示される。

（後略）

<訂正後>

本書の日付現在において、以下のポートフォリオが、アイルランド中央銀行の同意を得て管理会社により設定されている。

ポートフォリオ	ポートフォリオの基準通貨
ゴールドマン・サックス・米ドル <u>ファンド</u>	米ドル

投資目的および方針

ポートフォリオの資産は、別紙の . に規定されているポートフォリオの投資目的および方針に従い、個別に投資される。米ドル・ポートフォリオの投資方針については、別紙の . 「6 . US \$ フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針」および「7 . US \$ マスター・ファンドの投資方針」に記載されるとおりである。

ポートフォリオによる投資が成功すること、またはポートフォリオの投資目的が達成されることに関する確約または保証はできない。ポートフォリオに投資を行う際に検討されるべき要因については、本書の「リスク考察」を参照のこと。特に、ポートフォリオの投資対象である、安定した投資証券1口当たり純資産価格の達成を目的とするゴールドマン・サックスUS \$ トレジャー・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「マスター・ポートフォリオ」という。）がこれを行うという表明または保証はなく、元本に損失が生じる可能性があることに留意されたい。

（中略）

マスター・ファンドのポートフォリオ運用技法

すべてのマスター・ポートフォリオに適用されるポートフォリオ運用技法

投資家は、ポートフォリオ運用技法を使用する際にマスター・ファンドがUCITS規則に基づいてアイルランド中央銀行により随時策定される条件および制限ならびに下記の条件および制限を遵守しなければならない点に留意すべきである。以下の記載は、欧州証券市場監督局により随時発表される追加のガイドラインおよび/または下記に関してアイルランド中央銀行により随時発表される追加のガイダンス従って適用される。

（隠れた収益を含まない）直接のおよび間接的な運用費および手数料を控除したポートフォリオ運用技法から生じるすべての収益は、マスター・ファンドに帰属する。マスター・ファンドは、かかる手数料および経費を、リバース・レポ取引アレンジのサービスの対価として代理人その他の仲介業者に支払うことができる。かかる代理人その他の仲介業者は、適用される証券・銀行法により許可されるマスター・ファンド、投資運用会社または保管銀行の関連会社であってもなくてもよい。かかる代理人その他の仲介業者の身元は、マスター・ファンドの監査済財務諸表に開示される。

（後略）

（2）投資対象

<訂正前>

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFは、その資産の全部または実質的に全部（いかなる状況においてもポートフォリオの純資産額の少なくとも90%）をマスター・ポートフォリオに投

資する。ポートフォリオは当該マスター・ポートフォリオと同様の運用実績およびリスク要因を有すると予想される。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFの投資先ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、別紙の「7. US \$・マスター・ファンドの投資方針」、「11. US \$・マスター・ファンドが投資する証券の説明」に記載される。

本ファンドは、設定来、信用度の高い金融市場証券に分散投資するアイルランド籍外国投資信託である「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド」（以下「現投資対象ファンド」といいます。）に投資してきたが、欧州MMF規制に伴う諸変更を総合的に勘案し、投資対象資産の安定性をより高めるため、2018年9月末より、アイルランド籍外国投資信託である「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$ トレジャー・リキッド・リザーブズ・ファンド」に投資先を変更する予定である。なお、欧州MMF規制の発効後も、現投資対象ファンドおよび新投資対象ファンドは引き続き「マネー・マーケット・ファンド」に該当することとなる。

新投資対象ファンドは、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することをめざす。ただし、欧州MMF規制に従って、一定の状況下において、買戻し手数料の徴収や買戻しを制限もしくは停止するなどの措置を取る流動性管理手法を実施することがある。

<訂正後>

ゴールドマン・サックス・米ドルファンドは、その資産の全部または実質的に全部（いかなる状況においてもポートフォリオの純資産額の少なくとも90%）をマスター・ポートフォリオに投資する。ポートフォリオは当該マスター・ポートフォリオと同様の運用実績およびリスク要因を有すると予想される。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンドの投資先ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、別紙の「7. US \$・マスター・ファンドの投資方針」、「11. US \$・マスター・ファンドが投資する証券の説明」に記載される。

本ファンドは、設定来、信用度の高い金融市場証券に分散投資するアイルランド籍外国投資信託である「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド」（以下「旧投資対象ファンド」という。）に投資してきたが、欧州MMF規制に伴う諸変更を総合的に勘案し、投資対象資産の安定性をより高めるため、2018年9月末より、アイルランド籍外国投資信託である「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$ トレジャー・リキッド・リザーブズ・ファンド」に投資先を変更した。なお、欧州MMF規制の発効後も、旧投資対象ファンドおよびマスター・ポートフォリオは引き続き「マネー・マーケット・ファンド」に該当する。

マスター・ポートフォリオは、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することをめざす。ただし、欧州MMF規制に従って、一定の状況下において、買戻し手数料の徴収や買戻しを制限もしくは停止するなどの措置を取る流動性管理手法を実施することがある。

（5）投資制限

<訂正前>

（前略）

OECD加盟国政府、インド政府およびブラジル政府（関係銘柄は投資適格であること）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫（ファニー・メイ）、連邦住宅金融抵当公社（フレディ・マック）、政府抵当金庫（ジニー・メイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレートAファンディング・エルエルシー

（中略）

- (e) 中央銀行は、最近認可されたポートフォリオに対しその認可日から6ヶ月間() (c)項ないし() (k)項、() (a)項および() (b)項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるポートフォリオはリスク分散原則を遵守するものとする。
- (f) 管理会社が支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、ポートフォリオは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- (g) 管理会社は、以下について担保を付さずに販売しない。
- 譲渡性のある証券
 - 短期金融市場証券(UCITSによる短期金融市場証券の空売りは禁止されている。)
 - CISの受益証券、または
 - 金融派生商品
- (h) ポートフォリオは付随的に流動資産を保有することができる。
- () 金融派生商品
- (a) FDIに関するポートフォリオのグローバル・エクスポージャーは、その純資産総額を超えてはならない。
- (b) FDIの裏付資産(譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたFDIを含む。)に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、中央銀行UCITS規則で規定された投資制限を超過してはならない。(本項は指数型FDIについては適用されないが、裏付指数は中央銀行UCITS規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。)
- (c) ポートフォリオは店頭市場(OTC)で取引されるFDIに投資することができる。ただし、OTC取引の取引相手方は、慎重な監督に服し、中央銀行が承認するカテゴリーに属する機関とする。
- (d) FDIへの投資は、中央銀行が定める条件および制限に従う。ポートフォリオは、中央銀行が承認するリスク管理プロセスに記載される派生商品のみを利用する。
- 管理会社は、中央銀行の承認を得て、関連あるポートフォリオの認可日から6ヶ月を上限として、同一発行体の有価証券への投資はファンドの資産の20%を超えて行わない旨の投資制限を含む上記投資制限の適用除外および前記「ポートフォリオ運用技法」に記載される投資技法の使用に関する料率制限の適用除外をポートフォリオに許可することがある。ただし、かかるポートフォリオは、別途リスク分散原則を遵守するものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

OECD加盟国政府、インド政府およびブラジル政府(関係銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、欧州中央銀行、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン・マーケティング協会(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレートAファンディング・エルエルシー

(中略)

- (e) アイルランド中央銀行は、最近認可されたポートフォリオに対しその認可日から6ヶ月間() (c)項ないし() (k)項、() (a)項および() (b)項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるポートフォリオはリスク分散原則を遵守するものとする。

- (f) 管理会社が支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、ポートフォリオは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- (g) 管理会社は、以下について担保を付さずに販売しない。
- 譲渡性のある証券
 - 短期金融市場証券
 - C I Sの受益証券、または
 - 金融派生商品
- (h) ポートフォリオは付随的に流動資産を保有することができる。
- () 金融派生商品
- (a) F D Iに関するポートフォリオのグローバル・エクスポージャーは、その純資産総額を超えてはならない。
- (b) F D Iの裏付資産（譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたF D Iを含む。）に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、中央銀行U C I T S規則で規定された投資制限を超過してはならない。（本項は指数型F D Iについては適用されないが、裏付指数は中央銀行U C I T S規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。）
- (c) ポートフォリオは店頭市場（O T C）で取引されるF D Iに投資することができる。ただし、O T C取引の取引相手方は、慎重な監督に服し、アイルランド中央銀行が承認するカテゴリーに属する機関とする。
- (d) F D Iへの投資は、アイルランド中央銀行が定める条件および制限に従う。ポートフォリオは、アイルランド中央銀行が承認するリスク管理プロセスに記載される派生商品のみを利用する。

管理会社は、アイルランド中央銀行の承認を得て、関連あるポートフォリオの認可日から6ヶ月を上限として、同一発行体の有価証券への投資はファンドの資産の20%を超えて行わない旨の投資制限を含む上記投資制限の適用除外および前記「ポートフォリオ運用技法」に記載される投資技法の使用に関する料率制限の適用除外をポートフォリオに許可することがある。ただし、かかるポートフォリオは、別途リスク分散原則を遵守するものとする。

（後略）

3 投資リスク

<訂正前>

（前略）

マスター・ファンドに関するリスク考察

マスター・ポートフォリオの投資目的が達成されることを確約することはできない。

マスター・ポートフォリオへの投資は、完全な投資プログラムにはならない。投資家は、マスター・ポートフォリオへの投資を他のタイプの投資で補完することを検討すべきである。

一般的なリスク

一般に、発行体は、異なる国々において異なる会計、監査および財務報告の基準に服する。各発行体の証券の取引数量、価格ボラティリティおよび流動性が様々であるのと同様に、政府の監督ならびに証券取引所、証券業者および証券会社の規則も様々である。一部の国の法律は、マスター・ポートフォリオがその国に所在するある発行体の証券に投資すること、または投資金額を本国送金することを妨げる場合がある。

また、市場が異なれば、清算および決済の手続も異なりうる。決済が遅れることにより、マスター・ポートフォリオの資産の一部が投資されず、マスター・ポートフォリオ資産による収益が得られない期間が一時的に生じる可能性があり、マスター・ポートフォリオが魅力的な投資機会を失う可能性もある。決済上の問題によりマスター・ポートフォリオ証券を処分することができない場合、そ

の後当該ポートフォリオ証券の価格が下落することによりマスター・ポートフォリオに損失が生じる可能性があり、マスター・ポートフォリオが当該証券を売却する契約を締結している場合には購入者への賠償責任が生ずる可能性がある。一部の市場では、受渡し前に証券に対する支払いが求められる場合があり、これによりマスター・ポートフォリオは付随する信用リスクを負う。

接收もしくは没収的課税の可能性、配当もしくは金利の支払いに対する源泉徴収課税、マスター・ポートフォリオの資金もしくはその他の資産の移動に対する制限、政治的もしくは社会的な不安定性、または外交動向により、投資に悪影響を受ける可能性がある。証券の発行体は、当該証券の表示通貨の母国以外の国に所在地（domicile）を有する場合がある。異なる国の証券市場への投資の価値および相対的利回りならびに関連するリスクは互いに独立に変化すると予想される。

マスター・ポートフォリオは、1米ドルの安定した1口当たり純資産価格を達成するという目的を持つクラスの場合、そのマスター・ポートフォリオからの収益を分配することにより、1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するための合理的な努力をマスター・ファンドが行うように組成されている。しかしながら、マスター・ポートフォリオは、平均より優れた信用があると投資時に投資運用会社が合理的に考える有価証券に投資するものの、投資先の発行体が債務不履行となりうる、そうでなくともそれに起因する価値の損失を被るというリスクが常に存在するという事に留意すべきである。これらの場合、マスター・ファンドはマスター・ポートフォリオの1口当たり純資産価格を固定値に維持できない場合があり、その場合には元本を損失する可能性がある。マスター・ポートフォリオは安定した1口当たり純資産価格の維持を達成できる表明保証はない。元本の損失は金額が大きくなる可能性や突然起きる可能性がある。

債券投資に関するリスク

債券への投資は、発行体が債務の元本および利息を支払えないリスク（信用リスク）を負うと共に、金利感応度、発行体の信用力に関する市場の見方および市場全体の流動性等の要因による価格変動のリスク（市場リスク）も負う。投資顧問会社は、ファンドのための投資判断を行う際に信用リスクと市場リスクの両方を考慮する。

仕組み債は、相対的に、価格変動が激しく、流動性が低く、より単純な証券に比べて正確な評価が難しい。一般に債券の価値は実勢金利と反比例して変化するため、債券の購入および売却の時期によりキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスが生じることがある。

（中略）

1.4 公開取引証券

マスター・ポートフォリオが公開取引されている確定利付証券および/または持分証券を取得した場合、マスター・ポートフォリオは、公開証券への投資に固有のリスクにさらされる。また、かかる状況において、マスター・ポートフォリオは、非公開で相対取引される債券に投資する際に本来得られる財務上の特約またはその他の契約上の権利を得ることができない場合がある。さらに、マスター・ポートフォリオは、潜在的投資対象の検討時または投資後において、非公開で相対取引される投資対象に比べて、公開証券への投資に関連する情報を同程度に入手できない場合がある。その上、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスまたは関係会社が公開証券の発行体に関する重要な非公開情報を有している場合、当該公開証券に投資し、および当該公開証券について保有している既存の投資対象を売却する能力が制限されることがある。かかる状況において証券を売却できない場合、マスター・ポートフォリオの投資成果に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

（中略）

1.7 マイナス利回り環境

現在のデフレ環境および低成長見通しの結果、マスター・ポートフォリオの投資先である短期金融市場証券がマイナスの純利回りで取引される場合がある。これらの証券は、企業もしくは商業銀行が発行もしくは保証する債券、銀行預金およびレポ取引に加えて、政府証券を含む。かかる証券は、累積投資クラスの1口当たり純資産価格および分配クラスの保有者へ分配するため利用可能なインカムの額に悪影響を及ぼす。さらに、その結果、マスター・ポート

フォリオは元本確保の目的を達成することができなくなることがあり、ポートフォリオがマイナス利回り(即ちマスター・ポートフォリオの費用および経費が営業日にポートフォリオのインカムおよび収益を超えることがある。)になることがある。このため、累積投資クラスの1口当たり純資産価格および分配クラスの保有者へ分配するため利用可能なインカムの額に相應の減少が生じる。

いずれかの営業日にマスター・ポートフォリオの累積投資クラスの利回りがマイナスの場合、マスター・ファンドに代わって取締役または管理会社は、分配クラスの1口当たり純資産価格が安定的に維持できるよう、純資産価額安定メカニズムを実施する予定である。これを達成するため、各投資主が保有する分配クラスの受益証券数は、関連ある営業日のマスター・ポートフォリオのマイナス利回りを反映するため、比例按分して減少される。この減少は、受益証券買戻しによって行われ、その手取金は、投資主に支払われず、マイナス利回りを充足するため、マスター・ポートフォリオによって保持される。投資者は、かかる状況において、分配クラスの1口当たり純資産価格が安定的に維持されることが予想される一方で、投資主は、元本の喪失を被り、保有する受益証券数が減少することに留意すべきである。このような場合、マスター・ポートフォリオの元本確保の目的は達成されない。

(中略)

2.3 UCITS規制についての規制上の解釈

マスター・ファンドの各サブ・ファンドは、マスター・ファンドの目論見書に定める投資制限に服する。通常、かかる投資制限は、マスター・ファンド全体のレベルではなく、マスター・ファンドのサブ・ファンドレベルで適用される。しかしながら、一部の規制は、関連する規制当局(ESMAまたはCSSFなど)により、マスター・ファンドレベルで適用される旨解釈されてきた。これは、関連する規制を遵守しているか判断する目的において、マスター・ファンドの各サブ・ファンドの保有資産が合算されることを意味する。これにより、ある特定の規制の適用が、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドについて、マスター・ファンド全体ではなくマスター・ファンドのサブ・ファンドレベルで適用された場合よりも禁止的となる可能性がある。その結果、マスター・ポートフォリオは、本来であれば保有していたであろう資産を処分しなければならず、またはかかる資産の購入を控えなければならないことがあり、マスター・ポートフォリオの投資目的を達成する能力が妨げられる場合がある。

さらに、EU法規の適用および解釈(またはEU加盟国におけるかかる適用および解釈の実施)は、EU加盟国によって異なる場合がある。その結果、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドの投資戦略は、マスター・ファンドの当該サブ・ファンドが他のEU加盟国で設定された場合に当該戦略が実施されたであろう方法とは異なる方法で実施されることがある。

3. 債券への投資

3.1 確定利付債券

マスター・ファンドは、確定利付債券に投資することができる。当該有価証券への投資は、収益および元本の上昇の機会を提供し、一時的なディフェンシブ目的および流動性の確保を目的としても利用される。確定利付債券は、発行体が元本および/または利息を将来日付において支払う債務のことであり、有価証券の中でも、企業が発行した債券、ノートおよびディベチャー、政府もしくはその政府機関が発行または保証する債務証券、地方債、およびモーゲージ・バックおよびアセット・バック証券を含む。かかる有価証券には、固定金利を支払うもの、または変動金利を支払うもの、およびゼロクーポン債を含む。確定利付債券は、発行体または保証会社の債務に関する元本および利息の支払が不能になるリスク(信用リスク)にさらされており、金利感応度、発行体の信用格付けの市場予想、および一般市場の流動性等の要因による価格変動(市場リスク)にさらされている。

マスター・ポートフォリオによる債務証券への投資は、早期償還条項、借換オプション、繰上償還オプションまたは類似の条項が付される場合があり、それぞれの場合において、発行体は、マスター・ポートフォリオにより保有される債券の元本を予定よりも早く払い戻さなければ

ばならなくなる可能性がある。これは、金利が下落した場合、または発行体の業績により債務の借換えをより低コストで行うことが可能となった場合に起こりうる。投資の早期返済は、マスター・ファンドの投資目的および投下資本からの利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ポートフォリオは、私募証券であり特定の適格機関投資家（当該用語は1993年米国証券法において定義される。）にのみ再販売が可能な規則144A証券に投資することができる。かかる証券は、限られた数の投資家の間で取引されるため、一部の規則144A証券は、流動性の低下およびファンドがかかる証券を迅速にまたは厳しい市場環境の中で処分できないといったリスクを伴う可能性がある。

（中略）

3.3 信用格付け

投資運用会社はマスター・ポートフォリオのために、有価証券を評価するため信用格付けを使用することができるが、義務を負うものではない。格付機関により発行される信用格付は、格付対象証券の元利支払に関する安全性を評価するように意図されている。しかしながら、このような信用格付は、非投資適格格付証券の時価リスクを評価せず、したがって投資対象の真のリスクを十分に反映していない可能性がある。さらに、信用格付機関は、当該証券の時価に影響する経済の変化または発行体の状況の変化を反映するようにタイムリーに格付けを変更する場合も、変更しない場合もある。したがって、信用格付は、投資クオリティの仮指標として使用されるに過ぎない。非投資適格格付債務および同等の無格付債務への投資は、投資適格債務証券への投資の場合に比べ、マスター・ファンドの投資運用会社の信用分析に依存する度合いが大きい。通常、格付機関は、方針として、債券発行体企業に対しては、当該企業が本拠とする国に対して与えられる格付けよりも高い格付けは付与しない。したがって、エマージング市場の発行体企業の格付けは、通常、ソブリン債の格付けが上限となる。

4. その他の投資対象

4.1 効率的なポートフォリオ運用技法に伴うリスク

証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引を行う際の主なリスクは、債務超過に陥り、またはその他の状況下で取引条件により義務付けられたとおりにマスター・ポートフォリオに対して証券もしくは現金を返す義務を履行することが不可能になったか、もしくは当該義務履行を拒絶する取引相手方による不履行のリスクである。取引相手方リスクは、マスター・ポートフォリオのために行われる担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引は完全には担保されない可能性がある。証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引に基づいてマスター・ポートフォリオに対して支払うべき手数料および返済は担保されない可能性がある。さらに、担保の価値は、担保リバランス日の間に低下する可能性、または不正確に決定もしくは監視が行われる可能性がある。このような場合に取引相手方に不履行があった場合、マスター・ポートフォリオは受領した現金以外の担保を該当時点の市場価格で売却することが必要となる可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオに損失が発生することがある。

（中略）

5.4 三者間担保運用サービス

マスター・ポートフォリオはレポ契約を締結することがある。かかる契約に基づき取得された担保はマスター・ファンドの預託機関またはその代理人に移さなければならないが、この要件は、マスター・ポートフォリオが国際的な中央証券預託機関および信用機関（この種の取引の専門家として一般に認識されている機関）の三者間担保運用サービスを利用する場合は適用されない。そのような場合、かかる担保は、三者間担保代理人により保管ネットワークの外に保管される。かかる三者間担保取引に従って担保が保有される場合、マスター・ポートフォリオは、国際的な中央証券預託機関または他の関連機関が不履行に陥った場合、同様のリスクにさらされる。

（中略）

8. 規制上の問題

8.1 増加および変更しつつある規制

近年の世界的な金融危機以来、金融サービス（資産運用業界を含む。）に対する政治上および規制上の監視が強化されている。

また、ヨーロッパ、米国その他の国の規制当局が、特に資産運用業界を対象とする、厳しい法律（税法を含む。）もしくは規制、法律もしくは規制の変更、その解釈もしくは施行の変更、またはマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性のあるその他の変更を導入する重大なリスクが存在する。

将来における税金その他に関する法律の制定または規制により、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオに多額の税金その他の経費が生じる可能性があり、またはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオの設立方法もしくは運営方法の大幅な改編が必要となることがある。

8.2 規制の不確定性

（中略）

8.3 銀行持株会社としての規制

（中略）

8.4 C F T C

（中略）

8.5 ボルカー・ルール

2010年7月に、ドッド・フランク法が制定された。ドッド・フランク法は、いわゆる「ボルカー・ルール」を含む。米国の金融規制当局は、ボルカー・ルールの法的機能を執行するため、2013年12月10日に最終的な規則を発行した。ドッド・フランク法に従い、ボルカー・ルールは2012年7月21日に発効した。ただし、連邦準備制度理事会は、金融機関に対し2015年7月21日までボルカー・ルールおよびその最終規則の遵守を義務付けない旨を規定した指令を発行した。ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、またはこれらの運用を行うことができる。マスター・ポートフォリオはボルカー・ルールの目的上、「規制対象ファンド」として取り扱われることが予定されている。マスター・ポートフォリオがボルカーの規制対象ファンドとして取り扱われる場合、これらのボルカー・ルールの条件は、特に金融機関（ゴールドマン・サックスおよびその関連会社を含む。）が、金融機関の関連会社が運営するヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンド、または当該ヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンドが支配する投資ビークルとの間における「対象取引」および他の一部取引に従事することを一般に禁止している。

「対象取引」は、取引の結果、金融機関またはその関連会社が、関連会社が運営するファンドに対しクレジット・エクスポージャーを保有することとなるローンまたは融資の供与、資産の購入および他の取引（デリバティブ取引および保証を含む。）を含む。さらに、ボルカー・ルールは、ゴールドマン・サックスおよび当該組織間において他の一部取引が、「対等な」条件で行われなければならない旨規定している。マスター・ファンドが重大な範囲においてゴールドマン・サックスとの間で当該取引を行う予定はなく、その結果ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオ間の対象取引の禁止は、マスター・ポートフォリオに重大な影響を与えとは予想されない。

また、ボルカー・ルールは金融機関が当該金融機関およびその顧客、取引先または取引相手間の重大な利益相反を伴うかもしくはこれに帰結するようないかなる行為、または直接もしくは間接的に、銀行業務によって高リスク資産もしくは高リスク取引戦略に対する重大なエクスポージャーを有することになる行為に従事することを禁止している。しかしながら、当該禁止

が最終的にゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオにどのように影響するかという点は著しく不透明なままである。ゴールドマン・サックスの方針および手続きは、マスター・ファンドに関連する行為を含むゴールドマン・サックスの取引および投資行為において、かかる重大な利益相反および高リスク資産へのエクスポージャーならびに取引戦略を特定し制限することを目的とする。ボルカー・ルールを実施する規制当局が、記載した予定どおり、これらの問題に対処するための最善の執行に関する指針を作成した場合、ゴールドマン・サックスの方針および手続きは、当該指針を考慮するため変更または調整される場合がある。ゴールドマン・サックスの方針および手続きまたはボルカー・ルール当局によって課せられる要件または制限は、とりわけマスター・ポートフォリオに重大な悪影響を与える可能性がある。当該制限によりマスター・ポートフォリオが一部の投資または投資戦略を控え、他の措置を採るか控える可能性があり、当該措置がマスター・ポートフォリオに不利益を与える場合もある。

上記のとおり、ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、これらを運用することができる。ゴールドマン・サックスは、これらの条件を満たす予定であるが、何らかの理由により、ゴールドマン・サックスがこれらの条件またはボルカー・ルールに基づく他の条件を満たせないか、または満たさないことを選択した場合、ゴールドマン・サックスはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオのスポンサーとなることはできない。このような場合、マスター・ファンドの構造、事業およびガバナンスは、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオのスポンサーとしてみなされないように変更する必要が生じるか、またはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオを終了させる必要がある。

さらに、ドッド・フランク法の他の条項がマスター・ポートフォリオの取引戦略遂行能力に悪影響を及ぼし、マスター・ポートフォリオの事業および運営に重大な変更を要するか、またはマスター・ポートフォリオにその他の悪影響を与える可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、将来、その単独の裁量により、マスター・ポートフォリオの投資主に対して通知を行わずとも、ゴールドマン・サックス、マスター・ポートフォリオまたは投資アドバイザー、マネジャーおよびこれらの関連会社が運用するその他のファンドおよび勘定に対するボルカー・ルールの影響または適用可能性を軽減または排除する目的で、投資アドバイザーの再編、またはマスター・ファンドの再編の提案を行うことができる。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスのマスター・ファンドへの投資額（もしあれば）を減少させることにより、またはゴールドマン・サックスが決定するその他の方法により、かかる結果を得ることを目指す。

マスター・ポートフォリオがボルカー・ルールに基づく規制対象ファンドとして扱われる場合、投資予定者には、目論見書をもって、マスター・ポートフォリオにおける損失はゴールドマン・サックスではなくマスター・ポートフォリオの投資者のみが負担すること、そのため、ゴールドマン・サックスの負担するマスター・ポートフォリオにおける損失はマスター・ポートフォリオの投資者としての資格において負担する損失に制限されることを通知する。マスター・ポートフォリオに対する持分は、米国連邦預金保険公社による保険の対象とならず、また金融機関の預金もしくは債務ではなく、またはいかなる意味においても金融機関によって支援もしくは保証されているものではない。マスター・ポートフォリオへの投資には、多大な投資リスク（とりわけ、本書に記載されるリスク（投資者の投資額の一部または全部が失われる可能性を含む。）を含む。）が伴う。

投資予定者は、マスター・ポートフォリオに投資するか否かを決定する前に、本マスター・ファンドの目論見書を精読し、自己のアドバイザーに相談すべきである。

ゴールドマン・サックスは、全体的に特定の投資者による投資を促進するためにマスター・ポートフォリオを設立している。

マスター・ポートフォリオの投資顧問は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの投資運用部門の一部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。

（中略）

9.4 主要人物への依存

マスター・ファンドの投資プログラムの管理および指図を行うにあたり、投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスの特定の主要人物に大きく依拠する場合がある。規制その他の理由により、ゴールドマン・サックスの執行役その他の従業員に支払われる報酬額は減額される可能性があり、または就労ビザその他の許可に依拠する従業員は、かかるビザもしくは許可が取り消されるもしくは更新されないことがある。そのため、特定の主要人物（投資顧問会社の投資チームのメンバーを含む。）は、ゴールドマン・サックスを離れる可能性がある。かかる主要人物の離職またはかかる主要人物による一定の職務の遂行不能により、効果的にマスター・ファンドの投資プログラムを実行する投資顧問会社の能力が悪影響を受けることがあり、マスター・ファンドにも悪影響が及ぶ可能性がある。投資チームの編成の変更は、長期的に、また投資主に対して通知がなされずに行われることがある。

9.5 ゴールドマン・サックスに関するリスク

マスター・ファンドはゴールドマン・サックスとは別個の法主体であるが、それでもなお、ゴールドマン・サックスの評判の失墜、支払不能および/もしくは清算手続きによる悪影響を受ける可能性があり、またはゴールドマン・サックスの支配権に変更があった場合に悪影響を受けることがある。これに関連して、ゴールドマン・サックス、管理運用会社または投資顧問会社の評判の失墜、破産または支配権の変更は、管理運用会社もしくは投資顧問会社が人材の確保にあたって困難を抱える原因となるかまたはその他マスター・ポートフォリオおよびその投資目的を達成するマスター・ポートフォリオの能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

（中略）

10.4 ドイツおよびオーストリアにおける税金に関する公表要件から生じる特別リスク

マスター・ファンドは、とりわけドイツおよびオーストリアの財政当局が公表済の税務情報の正確性を確認するために、請求に応じてかかる財政当局に書類を提供することが義務付けられている。かかる数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。また、ドイツまたはオーストリアの税金が課される投資家は、ドイツおよびオーストリアの財政当局がマスター・ファンドの算定方法に同意せず、公表済の税務情報が誤っていると判断する事態が生じた場合、原則として、その後の修正は遡及効果を有さず、当該会計年度に限って効力を生じることに留意すべきである。したがって、当該年度に分配を受領するまたはみなし所得分配の帰属を受けるドイツまたはオーストリアの投資家は、かかる修正により有利または不利な影響を受ける可能性がある。

（中略）

10.6 米国免税投資家

容認された課税米国人は、マスター・ファンドへの参加が規制されるか、またはマスター・ポートフォリオに投資することによりマスター・ポートフォリオがその時々において用いる種類の投資戦略を直接的もしくは間接的に実行することが規制される米国の連邦および州の法律、規則および規制に服することがある。免税投資家は、種類ごとに異なる法律、規則および規制に服することがあり、投資予定者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、マスター・ファンドへの投資の適切性および税効果について自己のアドバイザーに相談するよう強く奨励される。

10.7 その他一定の税務リスク

本書に記載される他の税務リスクのほか、ポートフォリオへの投資には、数多くの税務リスクが伴う。かかる税務リスクには、とりわけ、()ポートフォリオが直接的または間接的に投資を行うかまたは別途事業を行うとみなされる法域において、受益者が直接的に、適用される課税および税務申告要件の対象となるリスク、()ポートフォリオが直接的または間接的に投資を行うかまたは別途事業を行うとみなされる法域において、ポートフォリオおよび/またはポートフォリオの投資に用いられる投資ビークルが適用される課税の対象となるリスク、()受益者が自身の適用される税務申告書の完成のために利用可能な延長を申請することを要求されるリスク、および()受益者がポートフォリオへの投資から生じるファントム所得（すなわち、該当する現金の受領のない所得）を認識するリスクが含まれる。ポートフォリオへの投資に適用される税務リスクおよびその他考察については、「税制」を参照されたい。

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

* 上記リスクに対する管理体制は今後変更されることがある。

参考情報

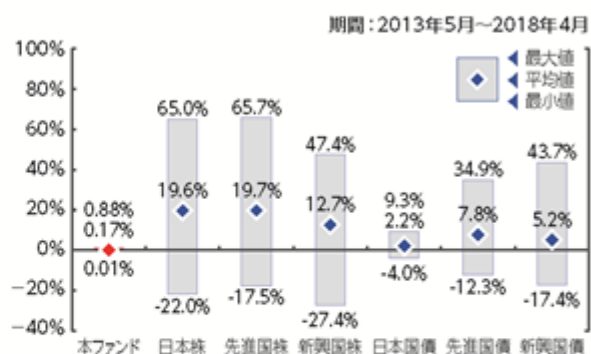
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



●グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

●上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

(後略)

<訂正後>

(前略)

マスター・ファンドに関するリスク考察

マスター・ポートフォリオの投資目的が達成されることを確約することはできない。

マスター・ポートフォリオへの投資は、完全な投資プログラムにはならない。投資家は、マスター・ポートフォリオへの投資を他のタイプの投資で補完することを検討すべきである。

(中略)

1.4 公開取引証券

マスター・ポートフォリオが公開取引されている確定利付証券および/または持分証券を取得した場合、マスター・ポートフォリオは、公開証券への投資に固有のリスクにさらされる。また、かかる状況において、マスター・ポートフォリオは、非公開で相対取引される債券に投資する際に本来得られる財務上の特約またはその他の契約上の権利を得ることができない場合がある。さらに、マスター・ポートフォリオは、潜在的投資対象の検討時または投資後において、非公開で相対取引される投資対象に比べて、公開証券への投資に関連する情報を同程度に入手できない場合がある。その上、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスが公開証券の発行体に関する重要な非公開情報を有している場合、当該公開証券に投資し、および当該公開証券について保有している既存の投資対象を売却する能力が制限されることがある。かかる状況において証券を売却できない場合、マスター・ポートフォリオの投資成果に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

(中略)

1.7 マイナス利回り環境

現在のデフレ環境および低成長見通しの結果、マスター・ポートフォリオの投資先である短期金融市場証券がマイナスの純利回りで将来、取引される場合がある。かかる証券は、累積投資クラスの1口当たり純資産価格および分配クラスの保有者へ分配するため利用可能なインカムの額に悪影響を及ぼす。さらに、その結果、マスター・ポートフォリオは元本確保の目的を達成することができなくなることがあり、ポートフォリオがマイナス利回り（即ちマスター・ポートフォリオの費用および経費が取引日にポートフォリオのインカムおよび収益を超えるこ

とがある。)になることがある。このため、累積投資クラスの1口当たり純資産価格および分配クラスの保有者へ分配するため利用可能なインカムの額に相応の減少が生じる。

関連する規制当局が課す制限に従い、いずれかの取引日にマスター・ポートフォリオの分配クラスの利回りがマイナスの場合、マスター・ファンドに代わって取締役または管理会社は、分配クラスの1口当たり純資産価格が安定的に維持できるよう、純資産価額安定メカニズムを実施する予定である。これを達成するため、各投資主が保有する分配クラスの受益証券数は、関連する取引日のマスター・ポートフォリオのマイナス利回りを反映するため、比例按分して減少される。この減少は、受益証券買戻しによって行われ、その手取金は、投資主に支払われず、マイナス利回りを充足するため、マスター・ポートフォリオによって保持される。投資者は、かかる状況において、分配クラスの1口当たり純資産価格が安定的に維持されることが予想される一方で、投資主は、元本の喪失を被り、保有する受益証券数が減少することに留意するべきである。このような場合、マスター・ポートフォリオの元本確保の目的は達成されない。

(中略)

2.3 UCITS規制についての規制上の解釈

マスター・ファンドの各サブ・ファンドは、マスター・ファンドの目論見書に定める投資制限に服する。通常、かかる投資制限は、マスター・ファンド全体のレベルではなく、マスター・ファンドのサブ・ファンドレベルで適用される。しかしながら、一部の規制は、関連する規制当局（欧州証券・市場機構（ESMA））またはアイルランド中央銀行などにより、マスター・ファンドレベルで適用される旨解釈されてきた。これは、関連する規制を遵守しているか判断する目的において、マスター・ファンドの各サブ・ファンドの保有資産が合算されることを意味する。これにより、ある特定の規制の適用が、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドについて、マスター・ファンド全体ではなくマスター・ファンドのサブ・ファンドレベルで適用された場合よりも禁止的となる可能性がある。その結果、マスター・ポートフォリオは、本来であれば保有していたであろう資産を処分しなければならず、またはかかる資産の購入を控えなければならないことがあり、マスター・ポートフォリオの投資目的を達成する能力が妨げられる場合がある。

さらに、EU法規の適用および解釈（またはEU加盟国におけるかかる適用および解釈の実施）は、EU加盟国によって異なる場合がある。その結果、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドの投資戦略は、マスター・ファンドの当該サブ・ファンドが他のEU加盟国で設定された場合に当該戦略が実施されたであろう方法とは異なる方法で実施されることがある。

3. 債券への投資

3.1 確定利付債券

マスター・ファンドは、確定利付債券に投資することができる。当該有価証券への投資は、収益および元本の上昇の機会を提供し、一時的なディフェンシブ目的および流動性の確保を目的としても利用される。確定利付債券は、発行体が元本および/または利息を将来日付において支払う債務のことであり、有価証券の中でも、企業が発行した**ボンド**、**ノート**および**ディベンチャー**、**政府**もしくはその**政府機関**が発行または保証する**債務証券**、**地方債**、および**モーゲージ・バック**および**アセット・バック証券**を含む。かかる有価証券には、**固定金利を支払うもの**、または**変動金利を支払うもの**、および**ゼロクーポン債**を含む。確定利付債券は、発行体または保証人の債務の元本および利息を支払えないリスク（信用リスク）を負うとともに、金利感応度、発行体の信用力に関する市場の見方および市場全体の流動性等の要因による**価格変動のリスク（市場リスク）**も負っている。

マスター・ポートフォリオによる**債務証券**への投資は、**早期償還条項**、**借換オプション**、**繰上償還オプション**または**類似の条項**が付される場合があり、それぞれの場合において、発行体は、マスター・ポートフォリオにより保有される債券の元本を予定よりも早く払い戻さなければならなくなる可能性がある。これは、金利が下落した場合、または発行体の業績により債務

の借換えをより低コストで行うことが可能となった場合に起こりうる。投資の早期返済は、マスター・ファンドの投資目的および投下資本からの利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

3.3 信用格付け

投資運用会社はマスター・ポートフォリオのために、有価証券を評価するため信用格付けを使用することができるが、義務を負うものではない。格付機関により発行される信用格付は、格付対象証券の元利支払に関する安全性を評価するように意図されている。しかしながら、このような信用格付は、非投資適格格付証券の時価リスクを評価せず、したがって投資対象の真のリスクを十分に反映していない可能性がある。さらに、信用格付機関は、当該証券の時価に影響する経済の変化または発行体の状況の変化を反映するようにタイムリーに格付けを変更する場合も、変更しない場合もある。したがって、信用格付は、投資クオリティの仮指標として使用されるに過ぎない。非投資適格格付債務および同等の無格付債務への投資は、投資適格債務証券への投資の場合に比べ、マスター・ファンドの投資運用会社の信用分析に依存する度合いが大きい。通常、格付機関は、方針として、債券発行体企業に対しては、当該企業が本拠とする国に対して与えられる格付けよりも高い格付けは付与しない。

4. その他の投資対象

4.1 効率的なポートフォリオ運用技法に伴うリスク

証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引を行う際の主なリスクは、債務超過に陥り、またはその他の状況下で取引条件により義務付けられたとおりにマスター・ポートフォリオに対して証券もしくは現金を返す義務を履行することが不可能になったか、もしくは当該義務履行を拒絶する取引相手方による不履行のリスクである。取引相手方リスクは、マスター・ポートフォリオのために行われる担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引は完全には担保されない可能性がある。証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引に基づいてマスター・ポートフォリオに対して支払うべき手数料および返済は担保されない可能性がある。さらに、担保の価値は、担保リバランス日の間に低下する可能性、または不正確に決定もしくは監視が行われるか、またはマスター・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示される可能性があり、この結果、マスター・ファンドの基準通貨および担保の表示通貨間で為替変動が悪化した場合、マスター・ファンドに損失リスクが生じる可能性がある。このような場合に取引相手方に不履行があった場合、マスター・ポートフォリオは受領した現金以外の担保を該当時点の市場価格で売却することが必要となる可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオに損失が発生することがある。

（中略）

5.4 三者間担保運用サービス

マスター・ファンドはリバース・レポ契約を締結することがある。かかる契約に基づき取得された担保はマスター・ファンドの預託機関またはその代理人に移さなければならないが、この要件は、担保の所有権移転が行なわれない場合は適用されない。さらに、いずれの場合においてもマスター・ファンドは国際的な中央証券預託機関および信用機関（この種の取引の専門家として一般に認識されている機関）の三者間担保運用サービスを利用することがある。そのような場合、三者間担保代理人は、マスター・ファンドの預託機関の委託先にはならない。かかる三者間担保取引に従って担保が保有される場合、マスター・ファンドは、国際的な中央証券預託機関または他の関連機関が不履行に陥った場合、ブローカー、取引相手方および取引所について上記に記載されるものと同様のリスクにさらされる。

（中略）

7.12 議決権および株式凍結

随時、マスター・ポートフォリオに保有される証券の発行体は、当該証券に関連して法人活動を開始することがある。債務証券に関連する法人活動は、中でも、債務証券の早期償還の申

し出または債務証券の株式への転換の申し出を含む。マスター・ファンドは、マスター・ファンドが保有する投資資産に関して行使しうる全ての議決権またはその他の権利を、マスター・ファンドの裁量により行使するか、またはそれらの行使を確保する。当該権利の行使について、マスター・ファンドは、議決権またはその他の権利の行使に関する指針を設定し、その裁量により当該議決権またはその他の権利を行使しないこと、またはそれらの権利の行使を確保しないことを選択することができる。

一部の法人活動は任意であり、マスター・ファンドが時宜を得た方法で参加を選択する場合にのみ、当該法人活動に参加できる。一定の法人活動への参加は、マスター・ポートフォリオの価額を上昇させることがある。

マスター・ファンド、その管理会社または投資マネジャーが自発的法人活動のマスター・ファンドの委託先から十分な事前通知を受領する場合、投資マネジャーまたは管理会社は、その裁量権を行使して、（商業的に合理的な方法による利用が不可能な情報により）マスター・ファンドが当該法人活動に参加するか否かを誠実に決定する。マスター・ファンド、その管理会社または投資マネジャーが自発的法人活動に関する十分な事前通知を受領していない場合、マスター・ファンドは当該法人活動に参加することを適切なタイミングで選択できないことがある。自発的法人活動への参加または不参加の結果、マスター・ファンドの価額に悪影響が及ぶことがある。

一部の資産は「株式凍結」の対象となる。これは、対象となる投資資産に実質的な権利を有する者の代理人として行為する関連ある保管者による議決権またはその他の権利の行使を円滑に行うために、投資資産が保管システムにおいて凍結される場合に発生する。株式凍結は、通常、関連ある投資資産の投資家の次期総会の1日から20日前に発生する。投資資産が「凍結」されている間は、投資資産の取引を行うことはできない。このため、当該非流動性を緩和するため、マスター・ファンド（またはその代理人）は、「株式凍結」の対象となる投資資産に関する議決権の行使を差し控えることがある。

8. 規制上の問題

8.1 増加および変更しつつある規制

近年の世界的な金融危機以来、金融サービス（資産運用業界を含む。）に対する政治上および規制上の監視が強化されている。

また、ヨーロッパ、米国その他の国の規制当局が、特に資産運用業界を対象とする、厳しい法律（税法を含む。）もしくは規制、法律もしくは規制の変更、その解釈もしくは施行の変更、またはマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性のあるその他の変更を導入する重大なリスクが存在する。

将来における税金その他に関する法律の制定または規制により、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオに多額の税金その他の経費が生じる可能性があり、またはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオの設立方法もしくは運営方法の大幅な改編が必要となることがある。

8.2 マネー・マーケット・ファンド改革

2017年6月30日に、EUマネー・マーケット・ファンド改革に関する最終規則が欧州連合の官報に公表された。新規則は、マスター・ポートフォリオを含む、欧州連合において所在し、運用されまたは売り出されるすべてのマネー・マーケット・ファンド（MMF）に適用される。既存のMMF（マスター・ポートフォリオを含む。）は、2019年1月21日までに当該規則に基づく認可の申請を提出しなければならない。マスター・ポートフォリオが公債CNAV MMFとして新規則に基づく認可を申請することが現時点で予想される。この新認可の結果、マスター・ポートフォリオの資産の種類、信用度、借入制限またはリスク特性に重大な変更は生じないと予想される。アイルランド中央銀行による承認を条件として、マスター・ファンドは英文目論見書および補遺を再発行し、新規則によって導入される変更について受益者に通知する予定である。この結

果生じる関連ある変更は、次回年次更新における本書および米ドル・ポートフォリオのサプリメントに反映される。米ドル・ポートフォリオは、一定の分野における新規則のマスター・ポートフォリオへの予定される適用により影響を受けることがある。(例えば、一定の事前に規定された状況におけるマスター・ポートフォリオによる流動性管理手続き(買戻手数料、ゲートまたは停止など)の適用は、米ドル・ポートフォリオの受益証券の予定される買戻しに悪影響を与えるか、別途、米ドル・ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格を減少させることがある。)

8.3 規制の不確定性

(中略)

8.4 銀行持株会社としての規制

(中略)

8.5 C F T C

(中略)

8.6 ボルカー・ルール

2010年7月に、ドッド・フランク法が制定された。ドッド・フランク法は、いわゆる「ボルカー・ルール」を含む。米国の金融規制当局は、ボルカー・ルールの法的機能を執行するため、2013年12月10日に最終的な規則を発行した。ドッド・フランク法に従い、ボルカー・ルールは2012年7月21日に発効した。ただし、連邦準備制度理事会は、金融機関に対し2015年7月21日までボルカー・ルールおよびその最終規則の遵守を義務付けない旨を規定した指令を発行した。ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、またはこれらの運用を行うことができる。マスター・ポートフォリオはボルカー・ルールの目的上、「規制対象ファンド」として取り扱われないことが予定されている。マスター・ポートフォリオがボルカーの規則対象ファンドとして取り扱われる場合、これらのボルカー・ルールの条件は、特に金融機関(ゴールドマン・サックスおよびその関連会社を含む。)が、金融機関の関連会社が運営するヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンド、または当該ヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンドが支配する投資ビークルとの間における「対象取引」および他の一部取引に従事することを一般に禁止している。「対象取引」は、取引の結果、金融機関またはその関連会社が、関連会社が運営するファンドに対しクレジット・エクスポージャーを保有することとなるローンまたは融資の供与、資産の購入および他の取引(デリバティブ取引および保証を含む。)を含む。さらに、ボルカー・ルールは、ゴールドマン・サックスおよび当該組織間において他の一部取引が、「対等な」条件で行われなければならない旨規定している。マスター・ファンドが重大な範囲においてゴールドマン・サックスとの間で当該取引を行う予定はなく、その結果ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオ間の対象取引の禁止は、マスター・ポートフォリオに重大な影響を与えるとは予想されない。

また、ボルカー・ルールは金融機関が当該金融機関およびその顧客、取引先または取引相手間の重大な利益相反を伴うかもしくはこれに帰結するようないかなる行為、または直接もしくは間接的に、銀行業務によって高リスク資産もしくは高リスク取引戦略に対する重大なエクスポージャーを有することになる行為に従事することを禁止している。しかしながら、当該禁止が最終的にゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオにどのように影響するかという点は著しく不透明なままである。当該制限によりマスター・ポートフォリオが一部の投資または投資戦略を控え、他の措置を採るか控える可能性があり、当該措置がマスター・ポートフォリオに不利益を与える場合もある。

上記のとおり、ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、これらを運用することができる。ゴールドマン・サックスは、これらの条件を

満たす予定であるが、何らかの理由により、ゴールドマン・サックスがこれらの条件またはボルカー・ルールに基づく他の条件を満たせないか、または満たさないことを選択した場合、ゴールドマン・サックスはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオのスポンサーとなることはできない。このような場合、マスター・ファンドの構造、事業およびガバナンスは、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオのスポンサーとしてみなされないように変更する必要が生じるか、またはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオを終了させる必要がある。

さらに、ドッド・フランク法の他の条項がマスター・ポートフォリオの取引戦略遂行能力に悪影響を及ぼし、マスター・ポートフォリオの事業および運営に重大な変更を要するか、またはマスター・ポートフォリオにその他の悪影響を与える可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、将来、その単独の裁量により、マスター・ポートフォリオの投資主に対して通知を行わずとも、ゴールドマン・サックス、マスター・ポートフォリオまたは投資アドバイザー、マネジャーおよびこれらの関連会社が運用するその他のファンドおよび勘定に対するボルカー・ルールの影響または適用可能性を軽減または排除する目的で、投資アドバイザーの再編、またはマスター・ファンドの再編の提案を行うことができる。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスのマスター・ファンドへの投資額（もしあれば）を減少させることにより、またはゴールドマン・サックスが決定するその他の方法により、かかる結果を得ることを目指す。

（中略）

9.4 主要人物への依存

マスター・ファンドの投資プログラムの管理および指図を行うにあたり、投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスの特定の主要人物に大きく依拠する場合がある。規制その他の理由により、ゴールドマン・サックスの執行役その他の従業員に支払われる報酬額は減額される可能性があり、または就労ビザその他の許可に依拠する従業員は、かかるビザもしくは許可が取り消されるもしくは更新されないことがある。そのため、特定の主要人物（投資顧問会社の投資チームのメンバーを含む。）は、ゴールドマン・サックスを離れる可能性がある。かかる主要人物の離職またはかかる主要人物による一定の職務の遂行不能により、効果的にマスター・ファンドの投資プログラムを実行する投資顧問会社の能力が悪影響を受けることがあり、マスター・ファンドにも悪影響が及ぶ可能性がある。投資チームの編成の変更は、長期的に、また投資主に対して通知がなされずに行われることがある。

（中略）

10.4 税金に関する公表要件から生じる特別リスク

ドイツ

マスター・ファンドの裁量で、受益証券クラスは、ドイツ税務透明性報告書に記載される。この場合、マスター・ファンドは、とりわけドイツ財務当局が、公表済み税務情報の正確性を確認するために、請求に応じて当該当局に書類を提出しなければならない。かかる数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。また、ドイツの税金が課される投資家は、ドイツの財政当局がマスター・ファンドの算定方法に同意せず、公表済の税務情報が誤っていると判断する事態が生じた場合、原則として、その後の修正は遡及効果を有さず、当該会計年度に限って効力を生じることに留意すべきである。したがって、当該年度に分配を受領するまたはみなし所得分配の帰属を受けるドイツの投資家は、かかる修正により有利または不利な影響を受ける可能性がある。

オーストリア

マスター・ファンドの裁量で、受益証券クラスは、オーストリア税務透明性報告書に記載される。この場合、マスター・ファンドは、とりわけオーストリア財務当局が、公表済み税務情報の正確性を確認するために、請求に応じて当該当局に書類を提出しなければならない。かか

る数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。さらに、0eKBのサイトに公表された税務情報は、12月15日までに同暦年内で訂正されることがあり、これによりオーストリア人投資家の預金から既に控除された源泉徴収税が自動的に訂正されることになる。各暦年の12月15日後の訂正は、自動的に処理されず、投資家は、誤った控除額を訂正するため、所得税納税証明書を提出しなければならない。

スイス

マスター・ファンドの裁量で、受益証券クラスは、スイス税務透明性報告書に記載される。この場合、マスター・ファンドは、とりわけスイス財務当局が、公表済み税務情報の正確性を確認するために、請求に応じて当該当局に書類を提出しなければならない。かかる数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。

イギリス

マスター・ファンドの裁量で、受益証券クラスは、イギリス税務報告書に記載される。イギリス税務報告の地位が特定の受益証券クラスについて必要な場合、マスター・ファンドは歳入関税庁に申請を行い、申請の処理のために必要な情報を歳入関税庁に提供しなければならない。受益証券クラスがイギリス税務報告地位を一度受取すると、マスター・ファンドは申告義務のある所得の計算書の作成を含む、関連する受益証券クラスに関する年次報告要件を遵守し、所定の期日より前に当該計算書を歳入関税庁に提出しなければならない。申告義務のある所得の算定の基礎は、場合によっては解釈次第であるため、かかる歳入税関庁がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。

(中略)

10.6 米国免税投資家

容認された課税米国人は、マスター・ファンドへの参加が規制されるか、またはマスター・ポートフォリオに投資することによりマスター・ポートフォリオがその時々において用いる種類の投資戦略を直接的もしくは間接的に実行することが規制される米国の連邦および州の法律、規則および規制に服することがある。免税投資家は、種類ごとに異なる法律、規則および規制に服することがあり、投資予定者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、マスター・ファンドへの投資の適切性および税効果について自己のアドバイザーに相談するよう強く奨励される。

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

* 上記リスクに対する管理体制は今後変更されることがある。

参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



（後略）

4 手数料等及び税金

（5）課税上の取扱い

（A）日本

<訂正前>

2018年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

2018年6月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

<訂正後>

2018年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

2018年9月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売

<訂正前>

（前略）

マネー・ロンダリング

（中略）

当初買付契約において提供された情報、またはファンドへの投資に関する情報は、管理会社によって保管され、処理されるものとする。管理会社は、当初買付契約の手続き、受益証券の買付および買い戻し、分配金の支払い、およびファンドの投資に関連して提供されるサービスの管理および運営（法令による一切の報告義務を含む。）のために、かかる情報を使用する。かかる情報は、管理会社に代わって、管理事務代行会社およびその代理人によって処理されることがある。かかる情報は、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社および受託会社に対し、かかる者と管理会社との間の契約に基づくかかる者のファンドへの業務の提供のためにも、開示されることがある。また、かかる情報は、ファンド、その業務提供者および代理人の法律上および規制上の要件を満たすために必要な場合に（マネー・ロンダリングの防止およびテロリストによる資金調達の防止を含む。）、処理および開示され得るものとし、これには、中央銀行、外国の規制当局、国内および外国の税務当局および歳入当局および監査人への開示が含まれる。

処理される情報には、特に、各受益者の氏名（名称）、連絡先（郵便の住所またはeメール・アドレスを含む。）、銀行の情報、ファンドへの投資金額および持ち分が含まれる。

上記に関連して、当初買付契約において、またはファンドへの投資に関連して提供された情報は、将来、情報保護法を有していない、またはEUの情報保護法と同一水準の保護を与えない情報保護法のみを有する欧州経済地域（以下「EEA」という。）以外の国に、手続きのために譲渡される可能性がある。かかる情報が譲渡され得る国の詳細は、管理会社から入手可能である。

（中略）

当初買付契約に含まれる情報、またはファンドへの投資に関連して提供されたその他の一切の情報が他の個人に関連する場合、受益証券の申込人は、上記の方法でかかる個人に関連する情報が使用されること（かかる情報のEEA以外の地域への譲渡を含む。）にかかる個人に代わって同意することをかかる個人が承認したことを保証する。

個人は、いつでも、ファンドがかかる個人に関し保有する、1988年から2003年までの情報保護法（随時、改正または再制定され得る。）における意味の範囲内での「個人情報」の写しを要求する権利（これについて、管理会社は、少額の手数料を請求し得る。）およびかかる情報に関する誤りを修正させる権利を有する。

<訂正後>

（前略）

マネー・ロンダリング

（中略）

当初買付契約において提供された情報、またはファンドへの投資に関する情報は、管理会社によって保管され、処理されるものとする。管理会社は、当初買付契約の手続き、受益証券の買付および買い戻し、分配金の支払い、およびファンドの投資に関連して提供されるサービスの管理および運営（法令による一切の報告義務を含む。）のために、かかる情報を使用する。かかる情報は、管理会社に代わって、管理事務代行会社およびその代理人によって処理されることがある。かかる情報は、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社および受託会社に対し、かかる者と管理会社との間の契約に基づくかかる者のファンドへの業務の提供のためにも、開示されることがある。また、かかる情報は、ファンド、その業務提供者および代理人の法律上および規制上の要件を満たす

ために必要な場合に（マネー・ロンダリングの防止およびテロリストによる資金調達の防止を含む。）、処理および開示され得るものとし、これには、アイルランド中央銀行、外国の規制当局、国内および外国の税務当局および歳入当局および監査人への開示が含まれる。

処理される情報には、特に、各受益者の氏名（名称）、連絡先（郵便の住所またはeメール・アドレスを含む。）、銀行の情報、ファンドへの投資金額および持ち分が含まれる。

（中略）

当初買付契約に含まれる情報、またはファンドへの投資に関連して提供されたその他の一切の情報が他の個人に関連する場合、受益証券の申込人は、上記の方法でかかる個人に関連する情報が使用されること（かかる情報のE E A以外の地域への譲渡を含む。）にかかるとして個人に代わって同意することをかかる個人が承認したことを保証する。

2 買戻し手続等

<訂正前>

(1) ファンド証券の買戻し

(イ) 海外における買戻し

受益者は、関係ポートフォリオの取引日にその保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻価格は、当該取引日に決定される当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格相当額である。

買戻契約に基づく買戻請求書は、登録・名義書換事務代行会社の事務所に、買戻しが行われる取引日の12:00（正午）（ダブリン時間）までに（当初買付契約に記載されているアドレス/番号にファクシミリまたは電子媒体によって）送付されなければならない。請求書がいずれかの取引日の12:00（正午）（ダブリン時間）以降に受領された場合、かかる請求書は、翌取引日に処理されるものとする。ただし、例外的な状況では、管理会社の単独裁量により、総販売会社の同意を得て、かつ請求書が評価時点以前に受領されることを条件として、かかる時刻後に受け取られた請求書は、当該取引日に受理され得るものとする。

買戻された受益証券に関して宣言され、かつ発生したすべての分配金は、管理会社または総販売会社の裁量において、当該受益証券の売却による買戻代金とともに支払われることがある。分配金および買戻代金は、通常、買戻の実行される取引日の翌営業日に、当該ポートフォリオのクラス受益証券の表示通貨で、受益者の費用負担において、受益者の銀行口座への電信送金により支払われる。しかし、状況によっては、分配金および買戻代金は、正当に締結された買戻契約書の受領から3営業日目までに支払われることがある。ファンドまたはその代理人により電信送金が行われた後は、管理事務代行会社、販売会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社のいずれも、送金プロセスにおける仲介機関または受益者の銀行の業務遂行についてそれ以上に責任を負うものではない。こうした業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は当該仲介機関または銀行と直接に処理しなければならない。

（中略）

(ロ) 日本における買戻し

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。原則として、買戻請求の受付時間は、午後3時または日本における販売会社が別に定める時間までとする。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、ポートフォリオの取引日に管理会社に取次られる。

買戻価格は、当該取引日に決定される当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格相当額である。

（中略）

(2) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止

管理会社は、受託会社の同意をもって、下記の全期間またはその一部期間について、ポートフォリオの1口当たり純資産価格の決定および受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。

（中略）

停止期間中には、受益証券は発行されず（当該ポートフォリオによりまたはこれを代理して申込が既に受領され、容認されている場合を除く。）また買戻されない。管理会社はその終了を宣言する時点で、いずれにせよ、当該停止の要因が解消し、かつ停止が認められるような他の条件が存在していない最初の営業日に、こうした停止は解消するものとする。管理会社の判断により、当該停止期間が14日を上回る可能性が高い場合は、こうした停止は、管理会社が決定する方法により公表される。こうした停止は、アイルランド中央銀行に対し直ちに通知される。

<訂正後>

(1) ファンド証券の買戻し

(イ) 海外における買戻し

受益者は、関係ポートフォリオの取引日にその保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻価格は、1口当たりの純資産価格額である。

買戻契約に基づく買戻請求書は、登録・名義書換事務代行会社の事務所に、買戻しが実行される取引日の12:00（正午）（ダブリン時間）までに（当初買付契約に記載されているアドレス/番号にファクシミリまたは電子媒体によって）送付されなければならない。請求書がいずれかの取引日の12:00（正午）（ダブリン時間）以降に受領された場合、かかる請求書は、翌取引日に処理されるものとする。ただし、例外的な状況では、管理会社の単独裁量により、総販売会社の同意を得て、かつ請求書が評価時点以前に受領されることを条件として、かかる時刻後に受け取られた請求書は、当該取引日に受理され得るものとする。

買戻された受益証券に関して宣言され、かつ発生したすべての分配金は、管理会社または総販売会社の裁量において、当該受益証券の売却による買戻代金とともに支払われることがある。分配金および買戻代金は、通常、買戻の実行される取引日の翌取引日に、当該ポートフォリオのクラス受益証券の表示通貨で、受益者の費用負担において、受益者の銀行口座への電信送金により支払われる。しかし、状況によっては、分配金および買戻代金は、正当に締結された買戻契約書の受領から3取引日目までに支払われることがある。ファンドまたはその代理人により電信送金が行われた後は、管理事務代行会社、販売会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社のいずれも、送金プロセスにおける仲介機関または受益者の銀行の業務遂行についてそれ以上に責任を負うものではない。こうした業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は当該仲介機関または銀行と直接に処理しなければならない。

（中略）

(ロ) 日本における買戻し

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。原則として、買戻請求の受付時間は、午後3時または日本における販売会社が別に定める時間までとする。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、ポートフォリオの取引日に管理会社に取次られる。

買戻価格は、当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格である。

（中略）

(2) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止

管理会社は、受託会社の同意をもって、下記の全期間またはその一部期間について、ポートフォリオの1口当たり純資産価格の決定および受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。

（中略）

停止期間中には、受益証券は発行されず（当該ポートフォリオによりまたはこれを代理して申込が既に受領され、容認されている場合を除く。）また買戻されない。管理会社はその終了を宣言する時点で、いずれにせよ、当該停止の要因が解消し、かつ停止が認められるような他の条件が存在していない最初の取引日に、こうした停止は解消するものとする。管理会社の判断により、当該停

止期間が14日を上回る可能性が高い場合は、こうした停止は、管理会社が決定する方法により公表される。こうした停止は、アイルランド中央銀行に対し直ちに通知される。

3 資産管理等の概要

(5) その他

(3) 関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

(前略)

登録・名義書換事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、90日前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、解約することができるが、いずれかの当事者が、本契約の重大な規定の違反を犯した場合は30日前の書面による通知により、または、いずれかの当事者が債務超過に陥るか、登録・名義書換事務代行会社が中央銀行により承認されなくなった場合は、即時に解約することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

登録・名義書換事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、90日前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、解約することができるが、いずれかの当事者が、本契約の重大な規定の違反を犯した場合は30日前の書面による通知により、または、いずれかの当事者が債務超過に陥るか、登録・名義書換事務代行会社がアイルランド中央銀行により承認されなくなった場合は、即時に解約することができる。

(後略)

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(3) 投資有価証券明細表等

<訂正前>

(前略)

(参考情報：以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーUS \$リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋である。)

(後略)

<訂正後>

(前略)

(参考情報：以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋であり、ファンドの財務書類の一部ではない。)

(後略)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(3) 役員及び従業員の状況

<訂正前>

(2018年4月末日現在)

氏名	管理会社役職	所属・役職名
スティーブン・デービス (Stephen Davies)	取締役	ゴールドマン・サックスのロンドンにおけるファイナンス部門のマネジング・ディレクターおよびゴールドマン・サックス・バンク・USAロンドン支店のマネジャー
グレン・ソーブ (Glenn Thorpe)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクターおよびヨーロッパ、アジア太平洋地域におけるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのオフショア・ファンド業務を支援するインベストメント・マネジメント部門のファンド・コントローラーの国際統括、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルの取締役会補佐
バーバラ・ヒーリー (Barbara Healy)	取締役	ゴールドマン・サックスに雇用されていない。社外取締役
マイケル・ホルムズ (Michael Holmes)	取締役	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルのロンドンのフランス部門におけるゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクター ゴールドマン・サックス・インターナショナルの取締役会の役員
シェイラ・パテル (Sheila Patel)	取締役	インターナショナル・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドのチーフ・エグゼクティブ・オフィサー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント顧客ビジネスのグローバル共同代表

(注) 管理会社の会社秘書役はダニエル・ジャクソン氏である。2018年4月末日現在、管理会社の従業員は48名である。

< 訂正後 >

(2018年7月末日現在)

氏名	管理会社役職	所属・役職名
スティーブン・デービス (Stephen Davies)	取締役	ゴールドマン・サックスのロンドンにおけるファイナンス部門のマネジング・ディレクターおよびゴールドマン・サックス・バンク・USAロンドン支店のマネジャー
グレン・ソーブ (Glenn Thorpe)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクターおよびヨーロッパ、アジア太平洋地域におけるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのオフショア・ファンド業務を支援するインベストメント・マネジメント部門のファンド・コントローラーの国際統括、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルの取締役会補佐
バーバラ・ヒーリー (Barbara Healy)	取締役	ゴールドマン・サックスに雇用されていない。社外取締役
マイケル・ホルムズ (Michael Holmes)	取締役	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルのロンドンのフランス部門におけるゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクター ゴールドマン・サックス・インターナショナルの取締役会の役員
シェイラ・パテル (Sheila Patel)	取締役	インターナショナル・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドのチーフ・エグゼクティブ・オフィサー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント顧客ビジネスのグローバル共同代表

(注) 管理会社の会社秘書役はダニエル・ジャクソン氏である。2018年7月末日現在、管理会社の従業員は57名である。

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

利益相反

（中略）

信託証書は、非上場証券の予想実現価額を決定する際、管理事務代行会社は、権限のある者（受託会社の承認を得て、取締役によって承認された者）の予想価額を受諾することができる旨規定している。管理会社は評価会社を適格者として任命し、管理事務代行会社は、かかる目的上、評価会社によって提供された予想価額を受諾することができる。投資者は、かかる状況において、証券の予想実現価額が高ければ高いほど管理会社または投資顧問会社に支払われるべき報酬も高くなるため、利益相反が発生する可能性があることを認識しておくべきである。

マスター・ファンドの利益相反に関する詳細については、「マスター・ファンドに関するリスク考察」の項を参照のこと。

<訂正後>

利益相反

（中略）

信託証書は、非上場証券の予想実現価額を決定する際、管理事務代行会社は、権限のある者（受託会社の承認を得て、管理会社の取締役によって承認された者）の予想価額を受諾することができる旨規定している。管理会社は評価会社を適格者として任命し、管理事務代行会社は、かかる目的上、評価会社によって提供された予想価額を受諾することができる。投資者は、かかる状況において、証券の予想実現価額が高ければ高いほど管理会社または投資顧問会社に支払われるべき報酬も高くなるため、利益相反が発生する可能性があることを認識しておくべきである。

マスター・ファンドの利益相反に関する詳細については、「マスター・ファンドに関するリスク考察」の項を参照のこと。

別紙

<訂正前>

・ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

1. ストラクチャー

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（本別紙の . において「US \$フィーダー・ポートフォリオ」という）は、アイルランド法に基づくアンブレラ型投資信託であり、UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行により認可されたゴールドマン・サックス・MMFのポートフォリオである。同ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド（本サプリメント中「US \$マスター・ファンド」という。）に投資するフィーダー・ファンドである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー（以下「当会社」）は公開有限会社として1963年 - 1990年アイルランド共和国会社法に基づき1996年7月25日にアイルランド共和国で設立された。

当会社は、アイルランド共和国法に基づき設立された有限責任のオープン・エンド型投資会社であり、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として1996年7月31日にアイルランド中央銀行により認可されている。

当会社は、アンブレラ・ファンドの形式で設立されており、それぞれ1998年12月31日に終了した年度中には、US \$マスター・ファンドのみによって構成されていたが、二番目のサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンドが1999年2月1日に運用を開始した。

US \$マスター・ファンドの受益証券は、アイルランド証券取引所に上場されている。

管理会社の取締役は、本別紙の . に記載される情報に対して責任を負う。管理会社の取締役の知りまたは信じる限りにおいて、当該情報は、事実に基づくものであり、このような情報の意味に影響を与えるような事項は省略されていない（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払っている。）。管理会社の取締役は、これに従った責任を負う。

当初募集期間中、US \$フィーダー・ポートフォリオの受益証券の募集は1口当たり0.01米ドルの基準価格で行われる。その後、受益証券の募集は、1口当たり純資産価格で行われる。

(中略)

4. 分配

US \$フィーダー・ポートフォリオの投資収益の全部または実質的に全部は、各営業日のダブリン時間（または管理会社が決定するその他の時間）の午後9時現在で計算され、当該営業日のUS \$フィーダー・ポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、毎日分配が宣言される。受益者が現金による分配金の支払いを選択しなければ、各月の最終営業日の一営業日前までに宣言された分配金は（適用ある場合には総販売会社または日本における販売会社による源泉徴収の後）当該月の最終営業日に当該受益者に分配され、かつ追加の受益証券買付けのために再投資される。受益者が現金による分配金の支払いを選択する場合、分配は、当初買付契約において受益者により指定された口座宛の電信送金により、当該月の最終営業日頃（翌月の第三営業日までに支払われるものとする。）に支払われる。管理会社は、事前の通知により、他の日に受益者に分配を支払うことができる。信託証書により、管理会社は、US \$フィーダー・ポートフォリオの運用に関する受取利息を含む純利益（インカム・ゲイン）ならびに実現・未実現損失を上回る実現・未実現キャピタル・ゲインの超過額から、受益証券について分配を宣言する権利を与えられている。

(中略)

営業日の申込締切時間までに実行された買付注文に基づいて発行された受益証券は、当該営業日の翌営業日（入金日）から、当該受益証券の買戻代金が受託会社により支払われる営業日の直前の日まで分配を生じる。

US \$フィーダー・ポートフォリオの受益証券1口当たりの日々の純運用収益および年間利回りは、通常、各日のダブリン時間午後10時30分以後に総販売会社または管理事務代行会社から入手することができる。

5. 経費および費用

投資顧問会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額を、純資産総額の年率0.85%または管理会社がUS\$フィーダー・ポートフォリオのクラス受益証券（もしあれば）について同意するこれより少ない金額に制限することに同意している。0.85%の上限は、受益者から事前に承認を得ることなく増額することはできない。かかる報酬は、日々発生し、毎月末に後払いされる。

受益証券が負担することとなっているUS\$フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額は、投資顧問会社により、任意に純資産総額の年率0.85%以下の割合を上限と定められることがある（「固定率」）。投資顧問会社が固定率を設定した場合、投資顧問会社は、受益証券に帰属するUS\$フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に係る実費について発生することがある、固定率を上回る追加の手数料、経費または費用を（直接その手数料の一部の権利を放棄することによって、もしくは受益証券の口座への払戻しにより）負担する。固定率は、投資顧問会社により任意に決定される。投資顧問会社は、随時、US\$フィーダー・ポートフォリオに通知して、固定率の増減を選択することができる。固定率は、受益者から事前に承認を得ることなく、受益証券に帰属する純資産総額の年率0.85%を超えて引き上げることはできない。固定率は、受益証券に帰属するUS\$フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に関連するその他のあらゆる手数料、経費および費用を対象とするが、これらには、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

（中略）

US\$フィーダー・ポートフォリオがUS\$マスター・ファンドに投資することによりUS\$フィーダー・ポートフォリオが負担することとなるUS\$マスター・ファンドの投資顧問報酬は、投資顧問報酬からUS\$フィーダー・ポートフォリオに払い戻されることとなっている。

疑義を避けるため記載すると、US\$マスター・ファンドにより請求されるファンドの運営費用は上記の固定率に含まれる。

（中略）

6. US\$フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針

US\$フィーダー・ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するUS\$マスター・ファンドに実質的にその資産の全部（およびいかなる状況においても純資産額の少なくとも90%）を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。US\$フィーダー・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物（譲渡性預金証書、定期預金、OECD諸国の国債、マスター要求払い債、変動金利要求払い債または短期資金調達契約などの金融商品を含む場合がある。）に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はUS\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないとの理解である。US\$フィーダー・ポートフォリオは、欧州証券・市場機構による、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインで定義された「短期マネー・マーケット・ファンド」の分類に従うものとする。

疑義を避けるために記載すると、US\$フィーダー・ポートフォリオは株式または株式関連証券に投資を行わないものとし、US\$フィーダー・ポートフォリオは、トータル・リターン・スワップ、レポ契約または貸株取引に対するエクスポージャーを持たない。

7. US \$ マスター・ファンドの投資方針

US \$ マスター・ファンドの投資方針の概要

有価証券 / 金融商品	適格性
アメリカ合衆国財務省証券	適格
アメリカ合衆国政府証券	適格
銀行債務（銀行のコマーシャル・ペーパーを除く。）	適格
コマーシャル・ペーパー	米国で設定されたおよび米国以外で設定された（米ドル建ての）コマーシャル・ペーパー
会社およびその他の短期法人債務	米国および非米国（米ドル建て）法的主体
変動利付および変更可能利付債務	適格
アメリカ合衆国以外の国の政府証債務（米ドル建て）	適格
課税地方債	適格
信用度*	購入時現在高格付証券（以下に定義される。）
投資会社	他の投資信託への投資は、総額で純資産の10%を上限とする。
無格付証券	投資顧問会社が購入時に高格付証券に相当するとみなす証券
その他	投資顧問会社が購入時に高格付証券に相当するとみなす、国際機関によって発行された有価証券に投資することができる。

* US \$ マスター・ファンドが保証または要求払い条項の裏付のある有価証券を保有する場合、投資対象の信用度を決定する際、保証または要求払い条項の信用度に依拠することができる。

US \$ マスター・ファンドは、その投資目的（元本および流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ること）に従って、購入時において満期（例えば、最終満期日）まで397日以下の証券、証書および債務に投資するものとする。US \$ マスター・ファンドは、60日以下の加重平均満期（weighted average maturity）および120日以下の加重平均残存年限（weighted average life）を維持する。両者は、預託金およびUS \$ マスター・ファンドによって使用される効率的なポートフォリオ運用方法の影響を考慮して計算される。このようにUS \$ マスター・ファンドおよびUS \$ フィーダー・ポートフォリオは、いずれも、欧州証券・市場機構の欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインによって「短期マネー・マーケット・ファンド」として分類されている。

US \$ マスター・ファンドの受益証券は米ドル建てである。US \$ マスター・ファンドの目的は、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することである。US \$ マスター・ファンドの投資はすべて米ドル建てである。

US \$ マスター・ファンドの投資目的に関するあらゆる変更および投資方針に関するあらゆる重大な変更は、投資主の承認を得ることを条件とする。ただし、UCITS規則のマスター・ファンドに適用される投資制限が変更された場合、マスター・ファンドの取締役は、これにより、投資主の事前の承認を得ることなく、マスター・ファンドの投資制限を変更することができる。

US \$ マスター・ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズのトリプルA格付（AAA m）および/またはムーディーズのAaa/mfを維持することを目指すか、その義務はない。US \$ マスター・ファンドはかかる格付けを目指すか、維持する義務を負わないものとする。

（中略）

11. US \$ マスター・ファンドが投資する証券の説明

US \$ マスター・ファンドは、以下に定義される高格付証券として適格である証券または格付けのない場合には、以下を含むがこれらに限定されない高格付証券と同等の信用度を有するとUS \$ マスター・ファンドの投資顧問会社がみなす広範な証券に投資することができる。

高格付証券

US \$ マスター・ファンドは、投資マネジャーが高格付と判断し、購入時にUS \$ マスター・ファンドの格付を行っている公認格付機関（RSRO）の要件に準拠する証券を購入することがある。これらの基準を満たす政府証券は、高格付証券と見なされる。

アメリカ合衆国財務省証券：「アメリカ合衆国財務省証券」は、アメリカ合衆国財務省により発行されまたは保証された証券で、その元金および利息の支払いがアメリカ合衆国政府の完全な信頼および信用により裏付けられている証券である。

アメリカ合衆国政府証券：「アメリカ合衆国政府証券」は、アメリカ合衆国政府、政府機関、官庁または下部機構により発行されまたは保証された債務である。アメリカ合衆国財務省証券とは異なり、アメリカ合衆国政府機関、官庁または下部機構により発行されまたは保証された債務は、(a) アメリカ合衆国政府の完全な信頼および信用により（政府抵当金庫の証券等）、(b) 発行者の財務省からの借入権により、(c) 機関の債務を買い取るアメリカ合衆国政府の裁量権により（連邦抵当金庫および連邦住宅貸付抵当公社の証券等）または(d) 発行者の信用のみにより裏付けられている。アメリカ合衆国政府が将来アメリカ合衆国政府機関、官庁または下部機構に財政支援を行うとの保証はない。アメリカ合衆国政府証券は、ゼロ・クーポン債を含むことがある。こうした債券は、US \$ マスター・ファンドの投資運用会社が、その利回りを魅力的だと判断する場合に購入されることがある。元金および利息についてアメリカ合衆国政府、その機関、官庁または下部機構が保証する証券には、(a) 元金および利息の支払いが、アメリカ合衆国政府、その機関、官庁または下部機構の発行した取消不能の信用状により裏付けられている証券、および(b) 上記のように保証されているアメリカ合衆国以外の政府または政府機関に対するローンへの参加権などがあるとみなされる。

アメリカ合衆国財務省により保証されまたは発行された証券の、個別に取引される元金および利息の構成部分が、証券の登録元利金個別取引プログラムに基づき個別に取引される場合、US \$ マスター・ファンドはまた、その構成部分にも投資することができる。

有価証券預り証：US \$ マスター・ファンドはまた、アメリカ合衆国政府、政府機関、官庁もしくは下部機構により発行された証券、またはアメリカ合衆国政府、政府機関、官庁もしくは下部機構により発行された一定の債券の将来の利息もしくは元金の支払いまたはこれらの両方の帰属を証明する有価証券預り証の形態で、その元金および利息についてこれらにより保証されている証券を取得することができる。

アメリカ合衆国の銀行およびアメリカ合衆国以外の国の銀行の債務：US \$ マスター・ファンドは、購入時に総資産10億米ドル超のアメリカ合衆国（米国）の銀行により発行されまたは保証されている証券に限定される「米国の銀行の債務」に投資することができる。このような債務には、米国の銀行の米国子会社により発行される債券も含まれる。

US \$ マスター・ファンドはまた、購入時に総資産10億米ドル超の「米国以外の国の銀行の債務」（購入時に総資産10億米ドル超の米国以外の国の銀行、このような米国以外の国の銀行の米国内支店（ヤンキー債務の場合）、このような米国以外の国の銀行の米国外支店、および購入時に総資産10億米ドル超の米国の銀行の米国外支店により発行されまたは保証されている米ドル建て債務に限定される）に投資することができる。このような銀行債務は親銀行の一般債務である場合、または個別の債務条件もしくは政府規則により発行支店に限定される場合がある。

US \$ マスター・ファンドは、その純資産総額の25%超を（アメリカ合衆国（米国）または米国以外の国の）銀行の債務に投資することができる。結果として、US \$ マスター・ファンドは、銀行業におけ

る、または銀行業に関連する、有利および不利な展開により特に影響を受けることがある。米国の銀行および米国以外の国の大半の銀行の業務は、総合的規制を受けており、米国の規則についてはこの10年間で大幅に変更された。新規の法律または規則の制定、および現行法の解釈・執行の変更が、米国の銀行および米国以外の国の銀行の経営方法および収益性に影響を及ぼすことがある。米国の銀行業の重要な発展には、他のタイプの金融機関との競争の激化、買収業務の増加および取引地域の拡大が含まれている。銀行は、金利の変動および不動産市場の不利な展開等の一定の経済要因に対し特に敏感に反応することがある。財政・金融政策および全般的景気循環が資金の利用可能性および資金コスト、ローン需要および資産体質に影響を及ぼすことがあり、この結果、銀行の収益・財務状況にも影響を及ぼし得る。

コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期法人債務：US \$ マスター・ファンドは、米ドルで支払われ、アメリカ合衆国（米国）で設立された法人、米国で設立された商業銀行、米国外で設立された法人、米国外で設立された商業銀行またはその他の主体により発行されまたは保証されている「コマーシャル・ペーパー」（アセット・バック・コマーシャル・ペーパーを含む）に投資することができる。さらに、US \$ マスター・ファンドは、米ドルで支払われ、米国で設立された法人、米国外で設立された法人またはその他の主体により発行されまたは保証されているその他の短期債務に投資することができる。

変動利付および変更可能利付債務：US \$ マスター・ファンドは、変更可能利付および変動利付債務を購入することができ、その価値は、概して、金利水準の変動に対し、固定利付債務の価値よりも安定している。要求払の発行者または金融仲介機関は、流動性を高める信用の取得により、当該債務の買付能力を支えることがある。これらには、貸付条件付約定および信用状といったクレジット・ラインが含まれ、これらは通常取消不能であり、両者ともアメリカ合衆国の銀行または、アメリカ合衆国内に支店もしくは子会社を有するアメリカ合衆国以外の国の銀行により発行されることがある。

アメリカ合衆国以外の国の政府債務：US \$ マスター・ファンドは、アメリカ合衆国以外の国の政府、またはそうした国に所在し、もしくはそのような国で設立された機関により発行されまたは保証されている米ドル建て債務（コマーシャル・ペーパーおよびその他の手形に限る。）で、必要な数のRSROによる、短期の最高格付範疇の短期外貨格付を維持しているものに投資することができる。

地方債：地方債は、アメリカ合衆国の州、準州および属領ならびにこれらの官庁、機関、関連当局および下部機構ならびにコロンビア特別区により、またはこれらを代理して発行される債務である。US \$ マスター・ファンドは、当該証券の利回りが他の課税投資証券に比べて魅力的である場合、州政府および地方自治体により発行されまたは保証された短期債務に投資することができる。

US \$ マスター・ファンドは、アメリカ合衆国内に支店、代理機関もしくは子会社を有するアメリカ合衆国内またはアメリカ合衆国外の銀行により発行される、通常取消不能である信用状により裏付けられる地方債を購入することができる。さらに、US \$ マスター・ファンドは、特定の州・地方政府および関連当局の債務の将来の利息、元金の支払額またはその両方の帰属を証する有価証券預り証の形態で証券を取得することができる。地方債の流動性、安定性または信用度を高めるため、US \$ マスター・ファンドは、保証された価格・日付で他の当事者に証券を売却する権利を取得することができる。かかる権利は、プット、要求払性またはスタンドバイ契約と称されることがある。

地方債券には、税裏付けノート、収益裏付けノート、ボンド裏付けノート、税・収益裏付けノートおよび建設ローン・ノートが含まれる。地方債は、一般財源債および特殊財源債を含む。一般財源債は、発行自治体の課税権限により裏付けられており、最も安全な種類の債券とみなされている。特殊財源債は、有料橋の通行料等のプロジェクトまたは施設の収益により裏付けられている。特殊財源債には、投資計画のため州または地方当局により発行され、当局の債務の利払を賄うに十分な州または地方からの年間のリース料の支払いにより保証されている、リース・レンタル特殊財源債も含まれている。産業開発債券（一般に、現行税金法に基づき「民間活動債券」と称されている。）は、民間利用者の信用および保証により裏付けられている特殊タイプの特殊財源債であり、そのためより大きなリスクを伴う可能性がある。地方債

は、コマーシャル・ペーパー、入札オプション債券ならびに変更可能利付および変動利付証券等の様々な形態で発行され得る。

その他の投資信託：US \$ マスター・ファンドは、US \$ マスター・ファンドが本書に基づき投資を認められているタイプの証券、証書または債務に投資するその他の投資信託（各々を「取得ファンド」という。）に投資することができる（その他の投資信託の総純資産の10%までに制限される）。ただし、取得ファンドへの投資は信用リスクが最小であるとUS \$ マスター・ファンドの投資運用会社が判断する場合に限られる。その投資目的、方針および制限がUS \$ マスター・ファンドのものと実質的に同様でありかつ実質的に同様のリスクを伴うものではない場合、US \$ マスター・ファンドは、取得ファンドに投資を行わない。取得ファンドが欧州証券・市場機構による、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインで定義された「短期マネー・マーケット・ファンド」でないかぎり、US \$ マスター・ファンドは、取得ファンドに投資を行わない。US \$ マスター・ファンドは、アメリカ合衆国1933年証券法（「1933年法」）に基づき登録されていないが（「制限付証券」）、1933年法に基づく規則144 A による「適格機関買付人」に対し募集および売出しを行うことができる、上記に挙げられた範疇にあたる証券を購入することができる。US \$ マスター・ファンドの投資運用会社が、特定の制限付証券の取引市場を継続的に検討することにより、流動性があると判断した制限付証券（1933年法の第4条(2)に基づき発行されるコマーシャル・ペーパーを含む。）は、本制限の目的においては非流動性証券とはみなされない。規則144 A による、転売可能な制限付証券の市場が、流動性を有し続けることを確実に予測することは不可能であるため、US \$ マスター・ファンドの投資運用会社は、当該証券に対するファンドの投資、特に、評価、流動性および情報の利用可能性等の重要な要素を集中的に監視する。こうした投資慣行は、適格機関買付人が上記の制限付証券の購入においてその時に利害関係を有しなくなるという限りで、US \$ マスター・ファンドの非流動性を引き上げる効果をもたらすと考えられる。

US \$ マスター・ファンドは、株式または株式関連証券に投資しない。

2018年9月末以降のファンドの投資対象ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$ トレジャー・リキッド・リザーブズ・ファンド）が投資する証券について

主な投資方針

購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期（weighted average maturity）と、120日以下の加重平均残存年限（weighted average life）を維持する。

株式への投資は行わない。

受益証券は米ドル建てであり、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することを目指す。

主な投資対象

高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資する。これらの証券には、以下の証券を含むが、これらに限定されない。

アメリカ合衆国財務省証券

変動利付および変更可能利付アメリカ合衆国財務省債務

投資対象ファンドの変更により、新投資対象ファンドの利回りは一定程度低下するものと考えられることから、本ファンドにおける年間の報酬、費用および手数料の総額の上限を引き下げる予定である。

変更項目	変更前	変更後
年間の報酬、費用および手数料の総額の上限	純資産総額の年率0.85%を上限とする。	純資産総額の年率0.70%を上限とする。

12. 受益者に対する報告

US\$フィーダー・ポートフォリオの年次報告書および半期報告書は、管理会社の判断によりおよびUCITS規則の要件に従い決定されるUS\$マスター・ファンドの定期報告書のすべての重要な情報を含む。

(後略)

<訂正後>

・ゴールドマン・サックス・米ドルファンド

1. ストラクチャー

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド(本別紙の . において「US\$フィーダー・ポートフォリオ」という)は、アイルランド法に基づくアンブレラ型投資信託であり、UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行により認可されたゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)のポートフォリオである。同ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド(本別紙の . において「US\$マスター・ファンド」という。)に投資するフィーダー・ファンドである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー(以下「当会社」)は公開有限会社として1963年 - 1990年アイルランド共和国会社法に基づき1996年7月25日にアイルランド共和国で設立された。

当会社は、アイルランド共和国法に基づき設立された有限責任のオープン・エンド型投資会社であり、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)として1996年7月31日にアイルランド中央銀行により認可されている。

US\$マスター・ファンドの受益証券は、アイルランド証券取引所に上場されている。

管理会社の取締役は、本別紙の . に記載される情報に対して責任を負う。管理会社の取締役の知りまたは信じる限りにおいて、当該情報は、事実に基づくものであり、このような情報の意味に影響を与えるような事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払っている。)。管理会社の取締役は、これに従った責任を負う。

当初募集期間中、US\$フィーダー・ポートフォリオの受益証券の募集は1口当たり0.01米ドルの基準価格で行われた。その後、受益証券の募集は、1口当たり純資産価格で行われている。

(中略)

4. 分配

US\$フィーダー・ポートフォリオの投資収益の全部または実質的に全部は、各取引日のニューヨーク時間(または管理会社が決定するその他の時間)の午後3時現在で計算され、当該取引日のUS\$フィーダー・ポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、毎日分配が宣言される。受益者が現金による分配金の支払いを選択しなければ、各月の最終取引日の一取引日前までに宣言された分配金は(適用ある場合には総販売会社または日本における販売会社による源泉徴収の後)当該月の最終取引日に当該受益者に分配され、かつ追加の受益証券買付けのために再投資される。受益者が現金による分配金の支払いを選択する場合、分配は、当初買付契約において受益者により指定された口座宛の電信送金により、当該月の最終取引日頃(翌月の第三取引日までに支払われるものとする。)に支払われる。管理会社は、事前の通知により、他の日に受益者に分配を支払うことができる。信託証書により、管理会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオの運用に関する受取利息を含む純利益(インカム・ゲイン)ならびに実現・未実現損失を上回る実現・未実現キャピタル・ゲインの超過額から、受益証券について分配を宣言する権利を与えられている。

(中略)

取引日の申込締切時間までに実行された買付注文に基づいて発行された受益証券は、当該取引日の翌取引日(入金日)から、当該受益証券の買戻代金が受託会社により支払われる取引日の直前の日まで分配を生じる。

US\$フィーダー・ポートフォリオの受益証券1口当たりの日々の純運用収益および年間利回りは、通常、各日のダブリン時間午後10時30分以後に総販売会社または管理事務代行会社から入手することができる。

5. 経費および費用

投資顧問報酬	上限0.20%
販売報酬	上限0.30%
営業費用	変動
総費用上限	0.70%

投資顧問会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額を、純資産総額の年率0.70%または管理会社がUS\$フィーダー・ポートフォリオのクラス受益証券（もしあれば）について同意するこれより少ない金額に制限することに同意している。0.70%の上限は、受益者から事前に承認を得ることなく増額することはできない。かかる報酬は、日々発生し、毎月末に後払いされる。

受益証券が負担することとなっているUS\$フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額は、投資顧問会社により、任意に純資産総額の年率0.70%以下の割合を上限と定められることがある（「固定率」）。投資顧問会社が固定率を設定した場合、投資顧問会社は、受益証券に帰属するUS\$フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に係る実費について発生することがある、固定率を上回る追加の手数料、経費または費用を（直接その手数料の一部の権利を放棄することによって、もしくは受益証券の口座への払戻しにより）負担する。固定率は、投資顧問会社により任意に決定される。投資顧問会社は、随時、US\$フィーダー・ポートフォリオに通知して、固定率の増減を選択することができる。しかしながら、固定率は、受益者から事前に承認を得ることなく、受益証券に帰属する純資産総額の年率0.70%を超えて引き上げることはできない。固定率は、受益証券に帰属するUS\$フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に関連するあらゆる手数料、経費および費用を対象とするが、これらには、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

（中略）

固定率は、総販売会社により任命される日本における販売会社およびその他の第三者に支払われる0.30%（年率換算ベース）を上限とする販売報酬を含む。販売報酬は、総販売会社により任命される日本における販売会社および/またはその他の第三者が保有する受益証券の日々の平均純資産に基づく。販売報酬は、受益証券の買付、買戻しまたは交換における支援、顧客からの要求に基づくファンドに関する情報およびその他の支援の提供を含む、受益証券に関連するこれらの販売会社による顧客への継続的な業務提供の対価として、適用ある規則に基づきかつこれに許可される場合に支払われる。この報酬は、受益証券に帰属するか、受益証券によって表章される資産から支払われる。

US\$フィーダー・ポートフォリオがUS\$マスター・ファンドに投資することによりUS\$フィーダー・ポートフォリオが負担することとなるUS\$マスター・ファンドの投資顧問報酬は、投資顧問報酬からUS\$フィーダー・ポートフォリオに払い戻されることとなっている。

疑義を避けるため記載すると、US\$マスター・ファンドにより請求されるファンドの運営費用は上記の固定率に含まれる。

（中略）

6. US\$フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針

US\$フィーダー・ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するUS\$マスター・ファンドに実質的にその資産の全部（およびいかなる状況においても純資産額の少なくとも90%）を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。US\$フィーダー・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物（譲渡性預金証書、定期預金、OECD諸国の国債、マスター要求払い債、変動金利要求払い債または短期資金調達契約などの金融商品を含む場合がある。）に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はUS\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないとの理解である。

疑義を避けるために記載すると、US \$フィーダー・ポートフォリオは株式または株式関連証券に投資を行わないものとし、US \$フィーダー・ポートフォリオは、トータル・リターン・スワップ、レボ契約または貸株取引に対するエクスポージャーを持たない。

7. US \$ マスター・ファンドの投資方針

US \$ マスター・ファンドの投資方針の概要

有価証券 / 金融商品	適格性
アメリカ合衆国財務省証券	適格
変動利付および変更可能利付アメリカ合衆国財務省証券	適格
信用度*	投資顧問会社が、UCITS規則に記載される短期金融市場証券の基準に適合するとみなす高格付証券
無格付証券	投資顧問会社が購入時に高格付証券に相当するとみなす証券

* US \$ マスター・ファンドが保証または要求払い条項の裏付のある有価証券を保有する場合、投資対象の信用度を決定する際、保証または要求払い条項の信用度に依拠することができる。

US \$ マスター・ファンドは、その投資目的に従って、購入時において満期（例えば、最終満期日）まで397日以下の、公認の市場で主に上場され、または取引される証券、証書および債務に投資するものとする。US \$ マスター・ファンドは、60日以下の加重平均満期（weighted average maturity）および120日以下の加重平均残存年限（weighted average life）を維持する。両者は、預託金およびUS \$ マスター・ファンドによって使用される効率的なポートフォリオ運用方法の影響を考慮して計算される。このようにUS \$ マスター・ファンドは、いずれも、欧州証券・市場機構の欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインによって「短期マネー・マーケット・ファンド」として分類されている。

US \$ マスター・ファンドの受益証券は米ドル建てである。US \$ マスター・ファンドの目的は、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することである。US \$ マスター・ファンドの投資はすべて米ドル建てである。ただし、US \$ マスター・ファンドは、他の通貨で表示されるリバース・レポ取引に関して担保を受容することができる。

US \$ マスター・ファンドの投資目的に関するあらゆる変更および投資方針に関するあらゆる重大な変更は、投資主の承認を得ることを条件とする。ただし、UCITS規則のマスター・ファンドに適用される投資制限が変更された場合、マスター・ファンドの取締役は、これにより、US \$ マスター・ファンドの投資主の事前の承認を得ることなく、マスター・ファンドの投資制限を変更することができる。

US \$ マスター・ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズのトリプルA格付（AAA）および/またはムーディーズのAaa/mfを維持することを目指すか、その義務はない。US \$ マスター・ファンドはかかる格付けを目指すか、維持する義務を負わないものとする。

（中略）

11. US \$ マスター・ファンドが投資する証券の説明

US \$ マスター・ファンドは、以下に定義される高格付証券として適格である証券または格付けのない場合には、以下を含むがこれらに限定されない同等の信用度を有するとUS \$ マスター・ファンドの投資顧問会社がみなす広範な証券に投資することができる。

高格付証券

US \$ マスター・ファンドは、投資マネジャーが高格付と判断し、購入時にUS \$ マスター・ファンドの格付を行っている公認格付機関（RSRO）の要件に準拠する証券を購入することがある。欧州証券・市場機構のガイドラインに従い、US \$ マスター・ファンドの投資顧問会社は、当該証券の格付を行った各RSROによる短期格付で上位2位の一つを付与されるか、当該証券に格付が付与されていない場合に投資顧問会社の内部格付プロセスによって同等の信用度を有すると判断されなければ、短期金融市場証券を高格付証券としてみなさない。内部格付プロセスは、関連ある規制上の要件の遵守に加えて市場、流動性、信用度および政治リスクを含む、潜在的投資対象を選別するための複数の独立した手順を含む。これらの基準を満たす政府証券は、高格付証券と見なされる。

アメリカ合衆国財務省証券：「アメリカ合衆国財務省証券」は、アメリカ合衆国財務省により発行されまたは保証された証券で、その元金および利息の支払いがアメリカ合衆国政府の完全な信頼および信用により裏付けられている証券である。

変動利付および変更可能利付アメリカ合衆国財務省債務：US \$ マスター・ファンドは、変更可能利付および変動利付アメリカ合衆国財務省債務を購入することができ、その価値は、概して、金利水準の変動に対し、固定利付債務の価値よりも安定している。

効率的ポートフォリオ運用

US \$ マスター・ファンドは、効率的ポートフォリオ運用のため（例えば、リスクの低減、コストの削減および/またはファンドの追加元本もしくはインカムの創出）、アメリカ合衆国財務省債務レポ取引に投資することがあり、マスター・ファンドの目論見書に記載される投資制限に従い、発行日または先渡予約ベースで証券を購入することができる。

US \$ マスター・ファンドは、株式または株式関連証券に投資しない。

12. 受益者に対する報告

US \$ フィーダー・ポートフォリオの年次報告書および半期報告書は、管理会社の判断によりおよびUCITS規則の要件に従い決定されるUS \$ マスター・ファンドの定期報告書のすべての重要な情報を含む。

（後略）

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドの
メンバー各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドの財務書類に対する私どもの意見は、以下のとおりである。

- ・ 2017年12月31日現在の会社の財政状態および同日に終了した年度における会社の利益について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ 英国において一般に公正妥当と認められる会計慣行（財務報告基準第101号「開示減免フレームワーク」を含む英国の会計基準および適用される法律）に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2006年会社法の規定に準拠して作成されている。

私どもは、年次報告書の中に含まれる財務書類の監査を行った。この財務書類は、2017年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書および株主資本等変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記により構成されている。

監査意見の根拠

私どもは、国際監査基準（英国）（以下「ISA（英国）」という。）および適用される法律に準拠して監査を実施した。ISA（英国）のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、英国財務報告評議会（以下「FRC」という。）の倫理基準を含め、英国における財務書類監査に関連する倫理要件に準拠して、会社に対して独立性を保持しており、また、これらの要件に準拠して、その他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

私どもは、I S A（英国）により報告を求められている以下の場合に関して、報告すべき事項はない。

- ・取締役が継続企業の前提を使用して財務書類を作成することが適切でない場合
- ・財務書類の発行の承認日から少なくとも12ヶ月間において会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような重要な不確実性が識別されているにもかかわらず、取締役が財務書類において開示していない場合

しかし、将来の事象や状況をすべて予測することはできないため、この記述は会社の継続企業として存続する能力を保証するものではない。

その他の記載内容に関する報告

その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類およびそれに対する私どもの監査報告書以外のすべての情報である。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは、本報告書において明示的に記載されたものを除き、当該その他の記載内容に対して、監査意見またはいかなる形式の保証も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかな重要な相違または重要な虚偽表示を識別した場合、財務書類の重要な虚偽表示またはその他の記載内容の重要な虚偽表示の有無について結論を下すために手続を実施することが求められている。私どもは、実施した手続に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、これらの責任に基づき、報告すべき事項はない。

戦略報告書および取締役報告書に関して、私どもは、2006年英国会社法によって要求される開示内容が含まれているかについても検討した。

I S A（英国）により、私どもは、上記の責任および監査の過程において行われた作業に基づき、下記の特定の意見および事項についても報告することが求められている。

戦略報告書および取締役報告書

私どもの意見は、監査の過程において行われた作業に基づいており、2017年12月31日に終了した年度の戦略報告書および取締役報告書に含まれる情報は、本財務書類と整合しており、適用される法的要件に準拠して作成されていると判断した。

さらに、監査の過程で得られた会社およびその環境に関する知識および理解に照らして、私どもは、戦略報告書および取締役報告書にいかなる重要な虚偽表示も識別しなかった。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する取締役の責任

6 ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている取締役の責任についての記載に詳述のとおり、取締役は、適用される枠組みに従って財務書類を作成し、それが真実かつ公正な概観を与えていると納得できるものにする責任がある。取締役はまた、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するにあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要に応じて、継続企業に関する事項を開示する責任を有しており、また、取締役に会社の清算もしくは営業中止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提を使用する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私どもの監査意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、I S A（英国）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に対する私どもの責任の詳細は、F R Cのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）に掲載されている。この記載は、私どもの監査報告書の一部を形成するものである。

本報告書の利用

監査意見を含む本報告書は、2006年会社法第16編第3章に準拠した集団としての会社のメンバーのためにのみ作成されるものであり、その他の目的のためではない。私どもは意見を表明するにあたり、事前に書面で明確に同意している場合を除き、その他の目的に対して責任を負わず、本報告書を閲覧するまたは本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2006年会社法に基づく例外事項の報告

2006年会社法に基づき、私どもは、以下に該当する事項がある場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。

- ・ 私どもの監査に必要なすべての情報および説明を私どもが受領していない場合。
- ・ 会社が適切な会計記録を保持していない、または私どもが往査をしていない支店から私どもの監査に対して十分な回答を得ていない場合。
- ・ 法律で定められた取締役報酬に関する一定の開示が実施されていない場合。
- ・ 本財務書類が会計記録および回答と一致していない場合。

この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

ニック・モリソン（上級法定監査人）

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを代表して

勅許会計士、法定監査人

ロンドン

2018年4月18日

（ ）上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the members of
Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited's financial statements:

- give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2017 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice (United Kingdom Accounting Standards, comprising FRS 101 “Reduced Disclosure Framework”, and applicable law); and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006.

We have audited the financial statements, included within the Annual Report, which comprise: the Balance Sheet as at 31 December 2017; the Profit and Loss Account, the Statement of Changes in Equity for the year then ended; and the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (“ISAs (UK)”) and applicable law. Our responsibilities under ISAs (UK) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the UK, which includes the FRC's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which ISAs (UK) require us to report to you when:

- the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is not appropriate; or
- the directors have not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Strategic Report and Directors' Report, we also considered whether the disclosures required by the UK Companies Act 2006 have been included.

Based on the responsibilities described above and our work undertaken in the course of the audit, ISAs (UK) require us also to report certain opinions and matters as described below.

Strategic Report and Directors' Report

In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Strategic Report and Directors' Report for the year ended 31 December 2017 is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

In light of the knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we did not identify any material misstatements in the Strategic Report and Directors' Report.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 6, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view. The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at:

www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Other required reporting

Companies Act 2006 exception reporting

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- we have not received all the information and explanations we require for our audit; or
- adequate accounting records have not been kept by the company, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Nick Morrison (Senior Statutory Auditor)
for and on behalf of PricewaterhouseCoopers LLP
Chartered Accountants and Statutory Auditors
London
18 April 2018

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。